

MOTHER AND CHILD  
WELLBEING  
AROUND THE WORLD

VOL.54|2003-4

世界の児童と母性

[特集] 社会的養護としての里親

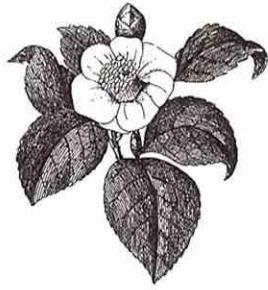
# 世界の児童と母性

第54号 / 2003年 4月

## CONTENTS

### 特集◆社会的養護としての里親

ひとこと——片岡玲子	1
里親の変遷と里親制度の改革——瀧口桂子	2
里親制度の不振と打開の方向——湯沢雍彦	6
専門里親制度の概要——庄司順一	10
施設養護と里親養護—二者択一からパートナーシップへ——安川 実	14
親子づくりのための支援—埼玉県所沢児童相談所「里親サロン」実践の取り組み ——森 和子	18
里親制度推進にあたっての課題—東京都養育家庭制度における実践から ——櫻井奈津子	22
里親を求めて—『愛の手運動』の40年の実践から——米沢普子	26
新しいステップに向けて—里親会の活動と課題——星野 崇	30
耳を傾けてほしい 私たちの気持 ——神奈川県里親大会パネルディスカッションから	32
市民としての里親——坂本和子	36
里子に育てられて—里親体験記——二飯田秀一	39
里親研修・サポートシステムの現状と課題——岩崎美枝子	42
実親を支援する里親養育の事例——鈴木祐子	46
<海外の里親制度・里親養護>	
英国における里親制度の現状と課題——津崎哲雄	50
韓国における家庭委託保護制度の現況に関する一考察——趙恩鋌	54
フィリピンの里親養護の実際——大谷リツ子	58
海外見聞記●カメルーン	
ジャングルにおける子育て——安梅勅江	62
編集後記——瀧口桂子	65



## ひとこと

### 第54号の発刊によせて

花の香りが梅から桜にかわり、今年も春がやってきた。『世界の児童と母性』誌は前号の「児童養護と子どもたち」に続き、今回は「社会的養護としての里親」をテーマに選び、さまざまな角度から里親について考えてみることになった。いまなぜ里親なのだろうか。

私が児童福祉の仕事についた1960年代、児童相談所に6人の子を持つアメリカ人夫妻から「自分の収入ならあと3人の子どもを育てられるので、家庭の必要な子どもがいたら引き取りたい」と申し込みがあった。自分の子にするための養子さがしが主流であった当時、「目からうろこ」の思いをしたことがいまでも鮮烈に残っている。以来何組かの友人にも里親をお願いしてきた。

児童虐待が社会問題となり、児童養護施設があふれ、愛着の課題を抱える子どもたちのために専門里親の制度が発足した。しかし本誌の論文の多くが指摘するように、里親制度の発展、支援のしくみは経済的な問題も含めまだまだ課題が多い。東京都は施設併設の養育家庭センターを廃止し、児童相談所を強化することで里親による社会的養護を進める方針ときくが、成果はいかがであろう。

児童養護は施設か里親かではなく、両者の利点を活かしつつ地域ケア、在宅ケアの視点を進めていくことが必要であり、子どものパーマネンスをどう保障していくかも大切な課題であると思う。今回、制度の利用者である里子たちの声を聞くことができたことは、大変意義あることと思われる。本誌がこれからの里親制度を考えるための糧となることを期待したい。

なお松原康雄氏、安川実氏、そして片岡の3名は今号を最後に編集委員の任期を終える。この仕事を通して多くの方々とうれあうことに感謝しつつ、本誌が新しい編集委員を迎え、さらに発展されることを心より願っている。

編集委員長・片岡玲子

## 里親の変遷と里親制度の改革

東海大学健康科学部社会福祉学科 教授 たき ぐち けい こ 瀧口桂子

### 1. はじめに

2002年10月、里親制度は50余年ぶりに大きく改定された。社会的養護としての里親の重要性は以前から認識されていたが、その推進のための対策や制度改革には手がつけられずにきた。しかしますます多様化する児童養護問題、とりわけ児童虐待の深刻な状況が今回の改革をもたらしたといえよう。

さまざまな事情で子どもを実の親や家族が育てられず他人に養育を委ねること（里親委託、里預け）は、平安時代の昔から行われていた。本論では明治以降の里親の歴史を概観したうえで、里親制度改革の要旨を紹介する。

### 2. 戦前の里親

戦前、とくに明治・大正時代には母親が産後死亡したり、母乳不足や病気がちで授乳困難な場合、あるいは職業上の都合や隠し子（非嫡出子）などの養育のために、養育料を支払い母乳が豊かにできる女性のいる農家などに乳幼児を預けることはさほど珍しいことではなかった。京都の洛北地方には里子を積極的に受け入れ里親村とよばれる村がいくつもあり、京都府社会課がその調査報告書を出しているほどである。<sup>(1)</sup>

このような私的契約による里親ではなく、要保護児童を里親に委託しての養育も、明治の中頃から児童保護施設を介して実施されていた。孤児院や育

院とよばれていた施設も法に基づいて設置運営されていたわけではなく、里親委託も公的な制度としてではなく、各施設の養育方針や独自の方法によって行われていた。小沢一は「我邦では大抵の育児院が児童の家庭委託を行ふ。普通乳児は里預けとし、学齢に達した際に院内に戻して教育を施す。又義務教育終了後職業又は家事見習いの為適当な家庭に委託して成長後の独立を図る。」と記述している。<sup>(2)</sup>ちなみに1922（大正11）年の社会局調査をみると、全国の育児院は114カ所、収容人員総数4,830人、そのうち委託人員総数1,870人（里預563人、徒弟1,109人、その他198人）となっている。<sup>(3)</sup>代表的な実践例をあげてみよう。

岡山孤児院はイギリスのバーナードホームにならい、家族制度と乳幼児を里親に預けて養育する委託制度を取り入れていた。乳幼児には母乳が必要なこと、愛情豊かできめ細かな世話がなによりも重要であることから、養育料を支払い入所児童のうち幼い者は里親に委託した。さらに石井十次は施設養護の限界を認め、親のない子どもが子どものない家庭で育てられることが理想であるという考えに達し、理想郷として里親村の創設をめざした。（本誌53号菊池論文を参照していただきたい）

福田会育児院は院規則で3歳未満児は乳養（里親委託）、3歳になると帰院させて院内養育をし、児童を引き受け職業を教えながら養育してくれる商人や

職人の家庭があれば修業児として委託、自活できるようになると退院の手続きをとる方法を定めていた。公立施設である養育院においても哺乳児の入院増のため里預け先が多数必要となり広告を出して里親を募集し、「幼童縁組雇預並養育料保管手続きの定め」に基づいて農家等へ委託している。いずれの施設も里親の監督のために地域の医者を依頼したり、養育料を支払うときに里子を同伴させてその成長に注意を払っていたようである。<sup>④</sup>年長児の委託に関しては児童の労働酷使問題なども多く生じていたと思われる。

明治中頃から大正年間には施設から里親への委託が活発に行われていたが、救護法の施行により家庭委託が認められなくなり、漸減していった。

### 3. 児童福祉法の制定と里親制度

#### (1) 児童福祉法制定過程における里親の位置づけ

児童福祉法が成立するまでの経緯で、里親制度はどのように位置づけられていったのであろうか。要保護児童対策として1946（昭和21）年10月に児童保護法案要綱が起草されたが、そのなかには里親の規定はなく、要保護児童を親族、その他の私人の家庭又は寺院、教会、その他適当な施設に委託することとなっている。1947年の児童福祉法要綱案になると里親の用語が用いられ、児童福祉委員会の意見を聴き適当なものを里親登録して児童を委託するという条項が見られる。その後数度にわたり法案は審議され、里親に関しても検討された。GHQの要請で来日し、児童福祉の理念と方法を福祉関係者に啓発したフラナガン神父は、里親制度について里子の労働酷使や虐待を予防するために細心の注意を払い、十分な監督が必要であることを勧告している。<sup>⑤</sup>最終的に児童福祉法は、里親を「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められ

る児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が、適当と認めるものをいう」と規定した。さまざまな私人が他家の児童を養育する行為と明確に区別して、里親を施設とならぶ社会的養護の方法と位置づけ、都道府県知事は児童の保護について必要な指示や報告をさせることができるとした。1948年には「家庭養育運営要綱」もだされ、1950年の児童福祉法改正では里親養育に関する最低基準を定めるという条項も追加された。しかし、その最低基準は今回の制定まで待たなければならなかった。

#### (2) 里親制度の動向

里親制度がスタートし今回の改革に至るまでの間には、多少の改善がなされてきた。1951年の児童福祉法改正で保護受託者制度（義務教育を修了した要保護児童を自己の家庭に預かり、又は通わせて保護し、その性能に応じて独立自活に必要な指導を希望する者で、都道府県知事が適当と認めた者。通称、職親）、1974年には短期里親制度が創設された。

戦後40年以上が経過し社会状況や家庭環境も大きく変化したことや、里親制度が普及せず年々落ち込んでいく現状を改善するために、1988年に「里親等家庭養育運営要綱」を定めた。社会的養護としての里親の普及に努めること、養子縁組前提の里親、特別養子制度（1987年の民法改正による）への対応を図ることとなった。さらに1999年には里親制度を積極的に活用できるように、必要な場合には委託児童の保育所利用等を可能とした（それまでは二重措置になるということで認められなかった）。

#### (3) 里親数および委託の推移

里親による養育の理念、意義は誰しも認めるところであるが、実際にはさまざまな原因や背景からわが国に里親制度は根付いているとはいえない。（この

ことについては本誌の湯沢論文を参照していただきたい)ここでは登録里親、委託里親、委託児童の数の推移を示すことにとどめる。(表1)

登録里親数がもっとも多かったのは1962年の19,275人、委託里親は1958年の8,646人、委託児童数も1958年の9,618人である。このように里親委託が順調に伸びている1950年代、60年代前半でも乳児院や養護施設など施設入所措置との比率をみると里親委託は約20%にすぎない。60年代後半からは里親数は減少の一途をたどり、現在登録里親に対して委託里親の割合は23%、養護措置児童全体に対して里親委託率はわずか6%ほどに減少している。

#### 4. 新しい里親制度と課題

里親制度は大きく改定されたが児童福祉法の里親に関する条文は従来どおりである。新制度は2002年9月5日付で公布され10月1日から施行された「里親の認定に関する省令」と「里親が行う養育に関する最低基準」の2つの厚生労働省令に基づいている。またこれにともない6つの雇用均等・児童家庭局長通知(①2つの省令について、②里親制度の運営、③専門里親研修制度の運営、④養子制度等の運用、⑤里親支援事業の実施、⑥里親の一時的な休息のた

めの援助の実施について)がだされ、1987年発令の厚生省(現・厚生労働省)事務次官通知「里親等家庭養育の運営について」は廃止された。里親制度の充実推進を図るねらいで改善された新しい制度の概要はつぎのとおりである。

①里親の種類を「養育里親」「親族里親」「短期里親」「専門里親」の4種類とし、それぞれの目的、役割を明確化したこと。

表2に示したように各種里親の定義、資格要件、登録の更新、委託児童の人数制限と委託期間の限度などを定めた。「養育里親」の規定はこれまでの里親と変わらず他の里親規定の基盤となっている。「短期里親」もこれまで実施していたものを拡充して弾力的に運用し、緊急ケースへ柔軟に対応できるよう配慮している。また施設入所児童が夏休みや週末を利用して断続的に里親家庭で生活する場合も短期里親に含めている。

新たに規定されたのが親族里親と専門里親である。「親族里親」は、民法上の扶養義務の関係からこれまで児童の3親等の親族を里親と認定することができなかったが、真にやむをえない場合に限り3親等内の児童を委託し里親と認定できるようになった。欧米で活発に利用されている血縁関係のある家族による家庭的環境での養護を重視した制度(Kinship care)を取り入れたものである。「専門里親」は、児童虐待などにより心身に有害な影響を受けた要保護児童を2年以内の期間を定めて養育する里親で、いわば今回の改革の目玉となっている制度である。

②里親支援体制を強化したこと。

里親が行う児童の養育は個人的な養育ではなく、社会的な養育であり、社会的養護の一環として、里親が必要な社会資源を利用しながら児童を養育できるよう児童相談所、児童福祉施

表1. 里親数および委託状況の推移

年 度	登録里親(A)	委託里親(B)	委託児童	B/A (%)
1950 (昭和25)	7,429	4,859	5,488	65.4
1955 ( 30)	16,200	8,282	9,111	51.1
1960 ( 35)	19,002	7,751	8,737	40.8
1965 ( 40)	18,230	6,090	6,909	33.4
1970 ( 45)	13,621	4,075	4,729	29.9
1975 ( 50)	10,230	3,225	3,851	31.5
1980 ( 55)	8,933	2,646	3,188	29.6
1985 ( 60)	8,659	2,627	3,322	30.3
1990 (平成2)	8,046	2,312	3,006	28.7
1995 ( 7)	8,059	1,940	2,377	24.1
2000 ( 12)	7,403	1,699	2,157	23.0

資料：厚生省児童家庭局調べ、厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

表2. 新しい里親制度による里親類型

	定義	資格要件	登録の更新	委託児童数の制限	委託期間
養育里親	要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)を養育する里親として認定を受けた者	①心身ともに健全であること ②児童の養育についての理解と熱意、児童への豊かな愛情を有していること ③経済的に困窮していないこと ④児童の養育に関し虐待等の問題がないこと ⑤児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為の処罰及び児童の保護に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと	5年ごと	6人まで(同時に養育する委託児童およびそれ以外の人数)	原則として児童が18歳に達するまでの必要な期間
親族里親	次の要件を満たす要保護児童を養育する里親として認定を受けた者 ①当該親族里親の3親等内の親族であること ②その両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明等の状態により当該児童の養育が期待できないこと	養育里親と同じ ただし③経済的に困窮していないことの要件は除く	登録制度なし	制限なし	養育里親と同じ
短期里親	1年以内の期間を定めて、要保護児童を養育する里親として認定を受けた者	養育里親と同じ	5年ごと	養育里親と同じ	原則として1年以内
専門里親	2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親として認定を受けた者	①養育里親の要件に加えて次の要件のいずれかに該当すること ア3年以上の養育里親経験を有する者 イ3年以上児童福祉事業に従事した者 ウ都道府県知事がアと同等以上の能力を有すると認めた者 ②専門里親研修を修了していること ③委託された児童の養育に専念できる者	2年ごと	養育里親と同じ ただし委託児童については2人まで	原則として2年以内

設、その他関係者が連携して里親を支援する体制の強化を図っている。具体的な支援事業として里親研修の充実、委託児童や里親自身に関する養育相談、里親の一時的な休息のための援助(レスパイトケア)の実施を定めている。

### ③児童相談所に里親対応専門職員を配置すること。

里親養育相談を充実するために児童相談所に里親対応専門職員を配置(非常勤)し、里親からの相談に応じ、委託児童の養育状況を把握し適切な指導や助言を行う。

一般的にも子育てが非常にむずかしい社会状況のなか、とりわけ児童養護問題が深刻化する現在、このような制度改革の意義は大きく、期待も膨らむ。専門里親も画期的であるし、里親の支援体制として研修の充実、相談援助、レスパイトの実施も不可欠である。しかしそれらの具体的な実施体制や専門職

員の養成、施設養護との協働、予算の確保、関係者の意識改革や社会への啓発活動など、これからの課題は山積みである。頑張ってもやっただけで関係者がみんな疲労困憊し、制度としても進展しないという結果を招かないように、新しい里親制度を大事に育てていくことが私たち一人ひとりの課題である。

#### 注

- (1)京都市社会課「洛北名物 里子の話」中西印刷合名会社 1924
- (2)小沢一「児童委託制度」『社会事業研究』23巻11号 P25
- (3)社会局第二部『社会事業統計要覧』1925
- (4)中里日勝編『福田会沿革略史』福田会 1909  
東京都養育院編『養育院 百年史』東京都 1974
- (5)小野顕編『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』財団法人社会福祉研究所 1978

#### キーワード：里親養育の最低基準・里親制度の運営

改正された里親制度については2つの省令(厚生労働省令第115号・116号)と「里親制度の運営について」(雇児発第0905002号)の内容を理解する必要がある。そのうえで現在の児童家庭福祉サービスの実施体制を厳しく見据え、新制度を“絵に描いた餅”にしない取り組みが求められる。

# 里親制度の不振と打開の方向

お茶の水女子大学 名誉教授  
東洋英和女学院大学 非常勤講師  
湯沢 雍彦ゆざわ やす ひこ

## 1. はじめに

編集部から示された本稿のもともとの課題は、「わが国はなぜ里親制度が根付かないのか」であった。本稿は、これをやや拡大して、打開の方向まで探ってみたものである。

たしかに、日本における最近40年間の里親—里子制度の不振は、委託児童数が1958(昭和33)年の9,489人から2000(平成12)年の2,157人へと4分の1以下に激減している数字をあげるだけでも、明白な事実であることを認めざるをえない。

その原因としては、さまざまな側面からの問題が考えられるが、本稿では一応、①里子側の事情、②里親側の意向、③児童相談所の対応、④児童養護施設の存在、⑤厚生労働省の行政指針、⑥打開する方向、に分けて検討してみることにしたい。

## 2. 里子側の問題

まず基底的な問題として、該当児童数全体の減少が考えられる。人口学では、0歳から14歳までの合計を少年人口とよぶが、その最盛期は1955(昭和30)年前後で約3,000万人もいた。それが少子化の急速な進行に伴い、2000年には1,800万人台になって、4割も減っている。しかし、4分の1まで落ち込んだわけではない。むしろ、1960(昭和35)年代に始まった高度経済成長の影響の方が大きい。大部分の家庭が豊かになって、2人までにおさえた子どもを手放

す必要がなくなってきた。それに親の寿命が延びて、子が成長するまでに親が亡くなるケースも非常に少なくなった。要するに、この基本的条件からみれば「親の保護に恵まれない不幸な子」は、数字的にはつきりできないが大幅に減ったことは確かである。

しかし一方、親の離婚が年々増え、それに巻き込まれる未成年の子は最近年では25万人にも上るほどになり、1970年頃の5倍にもなった。

しかし、その子らには父母どちらかが親権者に定められて(80%が母親)、原則としてその監護に服しているから、大部分は対象から除外してよい。ただしその一部は、父母から放任されて危険な状態になっている。

また、未婚の母から生まれる子は少しずつ増加し、別に実の親から虐待される子も最近急増している。児童相談所(以下:児相)で処理される件数は、1990(平成2)年には1,101件にすぎなかったが、「児童虐待防止法」が施行された1999(平成11)年には実に11,631件に達した。従来は、警察や学校へ通知していた分が全部児相へ一本化された制度上の変化も大きい。小さな行為も見逃さなくなった市民の通報も増加して暗数が浮かび上がってきた。

ところで、この結果の措置の仕方が問題になる。

1998(平成10)年度までに措置されて在所する養護措置児童の総数は32,879名に上る(表1)が、その圧倒的大部分は、児童養護施設と乳児院(対象児



童が0歳から2歳までの場合)が占め(85.3%と8.2%)、里親委託は2,132名(6.5%)にすぎない。つまり、要保護児童が急減したわけではなく、やや減少したものの表1のように毎年3万人以上存在している。それにもかかわらず、里親委託は減少していることに問題があるのである。

### 3. 里親側の意見

「里親制度が活性化せず、里親が増えない原因」について、実際に里子を引き取り養育中の里親自身から意見を聞いた調査結果<sup>1)</sup>が表2である(1998年調査・回収数239)。

質問の12項目すべてについて「そう思う」が多く、原因が多岐にわたることを思わせる。自身が抱える困難点というよりも、行政への不満(「行政や児相が積極的でない」「支援体制が十分でない」「経済的負担が大きい」と、世間の支持風潮の乏しさ(「他者のために役立とうとする家庭が少ない」「血縁意識が強い」「住環境の余裕がない」など)をあげる声が強い。

なお、自由記述を求めた「その他」には、児相に対する厳しい意見があった。「児相の対応に個別性がない」「児相は里子に出せる子は少ないという」「児相が里親教育をしない」「児相は子どもを出さない」「児相のおごりがある」。その他の意見として、「実親の親権ばかりを認めすぎる」がある<sup>2)</sup>。

### 4. 児相職員の率直な気持ち

では、批判にさらされている児相は、どう考えているのだろうか。

自身が児相職員である宮島清氏が個

人的な意見を述べた記録<sup>3)</sup>がある。長年の経験者の率直な言葉としては貴重である。

児相が里親に委託しない理由はこうだという。

- ①里親委託は特別なことと意識されている……施設入所の方は委託するパターンが決まっているが、里親の方は措置委託記録についての扱いも不明確だ。
- ②里親委託を優先すべきという考えは支配的ではない。
- ③少なくないワーカーが里親委託に恐れを抱いている……実親との関係を切る、新しい親子関係をつくることについて、過去の失敗経験から迷いがでる。

表1. 年度別里親委託児童、児童養護施設および乳児院の在所児童の数

年度	里親委託児童		児童養護施設在所児童		乳児院在所児童		養護措置児童合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
1949(昭24)+	3,278	17.6	14,570	78.2	781	4.2	18,629	100
1953( 28)*	7,979	19.7	30,129	74.2	2,478	6.1	40,586	100
1958( 33)*	9,618	20.2	34,682	72.9	3,251	6.8	47,551	100
1963( 38)	7,952	17.4	34,407	75.5	3,221	7.1	45,580	100
1968( 43)	5,972	14.5	31,943	77.5	3,321	8.1	41,236	100
1973( 48)	4,028	10.3	31,423	80.7	3,501	9.0	38,952	100
1978( 53)	3,434	9.0	31,276	82.0	3,416	9.0	38,126	100
1983( 58)	3,346	8.8	31,566	82.9	3,183	8.4	38,095	100
1988( 63)	3,199	9.2	28,876	83.0	2,734	7.9	34,809	100
1993(平5)	2,561	7.7	28,036	84.3	2,646	8.0	33,243	100
1998( 10)	2,132	6.5	28,041	85.3	2,706	8.2	32,879	100

注) +厚生省児童局調べ、\*社会福祉統計年報、そのほかは社会福祉施設等調査報告書各年度

表2. 里親制度が活性化せず、里親が増えない原因(%)

	そう思う	どちらともいえない	そうは思わない	回答なし
里親制度が知られていない	75.3	15.9	5.9	2.9
他者のために役立とうとする家庭が少ない	58.6	31.0	7.9	2.5
血縁意識が強いなど社会的偏見が強い	70.3	18.8	8.4	2.5
行政や児童相談所が積極的に里親制度の普及と実践に取り組んでいない	45.6	42.3	10.0	2.1
里親が里子を選ぶ傾向があり、委託が成立しにくい	32.6	46.9	17.6	2.9
里子より養子の希望者が多い	52.3	36.8	7.5	3.3
住居が狭い、住居費が高いなど、里子を受け入れる住環境の余裕がない	43.1	40.6	14.6	1.7
あずかった後の子育てに対する支援体制が十分でない	43.5	42.7	10.5	3.3
教育費や塾の費用など、子育ての経済的負担が大きい	47.3	38.1	13.0	1.7
近年は女性の就労が増え、子育てをする余裕がない	52.7	36.0	7.9	3.3
共稼ぎの里親に対する支援体制がない	53.1	35.1	7.5	4.2
育児不安や子どもの問題など、子育てが難しく思うられている	59.4	30.5	7.5	2.5

注) 庄司順一・益田早苗「日本の里親制度の現状と問題点」100頁

④当事者の自己決定に従ってはいは、里親委託ができない……たいがいの実親は、施設に預けるよりも里子や養子にだすことにより深い罪障感を抱く。ワーカーがよほど積極的にならないとすすめられない。乳児院に入れて放置していた親でも「里親はいやだ、施設へ移してくれ」というケースがほとんどだ。

⑤ワーカーは、委託が不調になり、里子も里親も傷つく事例を体験している。

⑥里親委託は、施設入所に比べて何倍も手間がかかる……数週間と数カ月の時間の差がある。0歳0カ月に乳児院に入った子でも、里親へ委託するまでに10カ月くらいかかる。

⑦里親委託は、委託後も相当な支援が必要である。

その他9項の指摘があるが、とくに上記の項目が、現行里親制度の欠陥をよく突いている。

すなわち、児相の行政上の問題と、里親側のむずかしい事情が数多くあって、里親が増えないという指摘である。おそらくそうであろう。しかし、里子が里親にうまく適応しているケースも数多くあることや、児童養護施設側がもつ難点の指摘があげられていないのは、やや片寄った感じがする。

## 5. 児童養護施設側の事情

本来ならば、ここで乳児院と児童養護施設側の見解を紹介すべきだが、適切な例を知らないので残念ながら不可能である。

ただ一般的に言って、児童養護施設は、要保護児童の受け入れについて即応性があり、多人数の受け入れも可能で、熟練した専門性があり、原則として児童の年齢や背景を問うことがない。児相との不断の関連があって、相互に気心を知り合っている場合が多いであろう。

このような児童養護施設の特性に対して、里親委託の優位を説くことはなかなかむずかしい。ふつ

うの子どもは、個々の家庭で両親と長期間過ごして濃密な愛情関係の中で育つことから、里親の方が親子関係に類似して好ましい、というのが一般論である。「子どもの権利条約」もこの立場に立つ。また、施設委託よりも里親委託の方が、一人当たりの人件費・設備費等が安価であるという利点もある。

しかしながら、里子の福祉にとって一番重要なのは養育者との人間関係で、里親とうまくマッチする場合と不適応の場合とに分かれる。このことは児童養護施設でも同様だが、施設の場合は職員も多く、似た環境の子も多くいることで、かえって救われる子もいるであろう。とくに日本のように、子どもの個性の伸長よりも、周囲との適応を重視する空気が依然濃い社会では、欧米先進諸国のように施設を廃止して里親制度一本に切りかえることには疑問が残る。要するに、里親向きの児童も施設向きの児童もいるのだから、当面は両方の制度とも必要であろう。

ただ児童養護施設は、従来多かった大舎制を改め、児童5～6人までのグループホームに分け、その連合体に移行することが望ましい。

## 6. 厚生労働省の指針と不足点

2002（平成14）年9月に厚生労働省は52年ぶりに里親の種類と最低基準とを改正し、10月1日に「省令」として施行された。その要旨をあげれば、次の諸点である。

①被虐待児のための「専門里親」を置く。幼児などを2人まで、原則2年以内、手当月93,000円。

②三親等内の親族を「親族里親」として認める。

③1年以内・夏休み・週末などの「短期里親」を規定する。

④「養育里親」を明文で示す。

以上を中核とするもので、従来あいまいであった事項がかなり整備されたことは喜ばしい。しかしな

がら、なお問題点は残されている。

まず、「養子縁組里親」の位置づけがあいまいになってしまい、府県によってはこれを目的とする里親登録を排除する（新しく受け付けない）動きが出てきたことは問題である。従来も半数近くが養子に転化する例が見られたように、養子を目的とする里親があってもよいはずである。

また、里親の年齢制限が暗黙で60歳未満とされているようだが、「専門里親」(退職した専門家になることが期待される)や「親族里親」(おじ・おば・祖父母など)が入ったことからすると、枠は取り外し70歳位まで認めたほうがよいと思われる。また、単身者でも共働き夫婦でもよしとしたい。要は、熱意と能力がある人たちが、どしどし里親に迎え入れるべきである。そして174ある児相に、それぞれ2名以上の里親係専門の職員を配置して里親問題に対応する体制も必要である。今のままでは、片手間仕事になって、上述のような不満を増すばかりとなろう。なお、この専門職員には、いずれ縮小を見込まれる児童養護施設の職員を振り向けたらいかであろうか。

## 7. 残された問題

委託後の研修が強化されることは喜ばしいが、里親の休暇期間の設定も過労防止のために必要であろう。

司法制度の改革もまた必要である。

現状のままでは、里子に対する里親の法的地位は弱く、親権を振りかざす実親の主張に全く対抗できない。里親に委託する期間中は、実親の親権を停止するか、あるいは監護権を削除し、里親に「監護権者」の地位を与えてもよいのではなかろうか。

実親が長い間なんら養育を果たしていないのにもかかわらず勝手な注文を出して「親権」を手放そうとしないことも、里親制度の定着を妨害している。実親が不合理な理由で、ある期間の養育を放任して

いる場合には、家庭裁判所は「親権の一時停止」などを、もっと積極的に活用すべきではなかろうか。

山形家庭裁判所平成11年監護者指定事件<sup>(4)</sup>に見られたように、いったんは子の里親委託を承諾しながら、数カ月後には子の取り戻しを請求するケースがある。実親の意思が不明確で動揺しがちである場合には、児相は、委託開始後3カ月おきくらいに実母の意向を確認する必要がある。この種の制度的手続きをはっきりつくるべきであろう。

そして最後に、行政側は、少なくとも半年に1度は新聞1頁大の大キャンペーンを張ってほしい。これは、不幸な子を救うというボランティア精神を失い、欲を張るばかりでミーイズムに陥っている日本の一般市民（「子育ては楽しい」と思う妻は21%、アメリカは68%もある）に対し、国ないしは府県の費用で、「2年間、里親という体験を」といった広告を出して啓発するものである。アメリカでは大統領もテレビで里親制度の拡充を発言している。日本でも、政府や府県の要人をもっと巻き込まなくてはだめである。

従来は、こうした動きが少しもなかったことも、里親制度を不毛なものにしていたのではないだろうか。

### 注

- (1) 庄司順一・益田早苗「日本の里親制度の現状と課題」養子と里親を考える会編『養子と里親』（平成13年、日本加除出版株式会社）100頁
- (2) 前掲書、99頁
- (3) 宮島清「児童虐待防止法施行後の児童相談所と里親制度の今後について」養子と里親を考える会編『新しい家族』40号、34頁以下
- (4) 最高裁判所事務総局「家庭裁判月報」54巻5号、平成14年、125～147頁

### キーワード：親族里親

平成14年9月5日の厚生労働省令（里親の認定等に関する省令）により、里親の一種になることが認められた。「三親等内の親族」で、「両親その他現に監護する者が死亡、行方不明または拘禁等の状態となったことにより養育が期待できないこと」を要件とし、里親としての認定を受けた者をいう。従来は、民法877条2項（親族扶養義務）のしほりを受けて認められなかったが、解釈をゆるめ枠を拡大した。具体的には、祖父母やおじ・おばらが該当する。

# 専門里親制度の概要

青山学院大学文学部教育学科 教授 庄司順一  
日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

## 1. 専門里親制度創設の背景

平成14年9月5日付で「里親の認定等に関する省令」(厚生労働省令第115号)と「里親が行う養育に関する最低基準」(厚生労働省令第116号)という2つの省令が発出された。省令に併せて、厚生労働省告示、雇用均等・児童家庭局長通知6本も発出された。これらの省令等は、平成14年10月1日から施行された。里親制度は、今、大きな改革を迎えた。

今回の里親制度改革には注目すべき点がいくつかあるが、ここでは専門里親制度を中心に述べる。

専門里親制度が創設された背景としては、児童虐待の増加と、虐待を受けた子どもの養育における愛着関係の重視を指摘することができる。全国の児童相談所における児童虐待相談処理件数は、平成11年度11,631件、平成12年度17,725件、平成13年度23,274件と増加を続けている。これらの児童に対する処遇として、平成11年度48例、平成12年度91例、平成13年度は149例が里親に委託されている。虐待を受けた子ども全体からみれば、里親委託されるケースは少ないが、里親に新規に委託される児童は1年間に900例ほどであることを考えると、里親に委託される子どもに占める被虐待児童の割合は決して小さなものではない。これまで、これらの、すでに虐待を受けた子どもを養育している里親に対しては特別の支援は与えられていなかった。そういった意味では、里

親への研修、支援の体制の充実をはかることは急務の課題であったともいえる。

こうしたことに加えて、虐待を受けた子どもの心の傷を癒すには、個別的なケアによる愛着形成が重要であり、それには家庭的環境による養育(つまり里親養育)が望ましいといえる。さらに、子どもを保護し、養育する場としては乳児院、児童養護施設などの児童福祉施設が大きな役割をはたしているが、現在、施設はほぼ満床状態となっており、入所に応じる余裕がない。他方、より望ましいと考えられる里親制度は低迷をつづけてきた。

このような背景のもとで、里親制度を活性化し、虐待を受けた子どもを養育する場として専門里親制度が創設されたとみられる。

## 2. 専門里親モデル実施調査研究委員会での検討

専門里親制度創設にあたり、その実施に関わる具体的事項を検討するために、専門里親モデル実施調査研究委員会(委員長 庄司順一)が設置された。この委員会は、財団法人全国里親会が、社会福祉・医療事業団に専門里親モデル実施調査研究事業を申請し、認められたことによる。委員会のメンバーは、学識経験者、全国里親会の役職者、児童相談所・児童福祉施設関係者等15名であった。平成13年8月より7回の委員会を開催するとともに、専門里親養成

に関わるモデル研修の実施、里親養育マニュアルの作成、その他モデル事業の実施などを行った。制度については「省令」にもとづいて次節で紹介することにし、ここでは委員会の基本的な考え方を2、3述べておく。

(1) 従来の里親養育においては、里親は、「わが子としての養育」を行うことを求め、また児童相談所などのきめ細かい支援も得られないことが多かったために、個人的な形で、「抱え込んで」養育することが多かった。しかし、本来、里親養育は社会的な養育であると考えられる。養育の中心は里親が担うとしても、児童相談所や児童福祉施設との連携のもとに、そしてその他の社会資源を活用して養育を行うべきものである。連携に際して、役割はちがっても、立場は対等であるという「パートナーシップ」の考えを関係者がもつことが必要である。

(2) 虐待を受けた子どもの養育は困難なことが多いと考えられるので、専門里親に対する研修と支援はたいへん重要である。研修においては、講義形式ではなく、「参加型、体験型」の研修により、自分自身や、子どもとのかかわり方について振り返ったり、理解を深めることを重視した。そのために、討議の時間を多くしたり、ロールプレイを含めた。

支援に関しては、相談体制の充実が求められることを指摘するとともに、レスパイトケアの導入を提案した。

(3) これまでの里親制度では、実親とのかかわりがないと考えられる子どもが委託されることが多かった。しかし、虐待を受けた子どもには実親がいるのである。専門里親は、実親とのかかわりを考えなければならぬ。児童相談所と協議のうえで、実親と直接のかかわりをもつこともあるかもしれない。そうではなくとも、委託された子どもは実親にさま

ざまな想いをもつであろう。したがって、里親には、実親についての理解、実親に対する子どもの気持ちの理解も求められる。これらのことは、研修プログラムにも含め、また里親養育マニュアルでも取り上げた。

#### (4) 里親養育マニュアル

これは、専門里親に対して養育の基本を示すことを意図して作成したものである。執筆には委員会のメンバー全員があたった。B5サイズで約90ページの冊子であるが、その構成を以下に示す。

### 第1章 里親制度、専門里親制度とは

- 1 里親制度の目的、意義、概要
- 2 実親、里親、子どもの権利と責任
- 3 専門里親制度の概要

### 第2章 里親を取り巻く社会資源とその活用

- 1 児童相談所の現状
- 2 児童福祉施設の現状
- 3 里親会活動の現状
- 4 里親への支援のあり方

### 第3章 里親養育の基本

- 1 里子になるということ
- 2 里親養育の基本
- 3 心の発達

### 第4章 虐待を受けた子どものケア

- 1 虐待を受けた子どものケアのあり方
- 2 虐待を受けた子どもへの対応

### 第5章 実親との関わり

### 第6章 里親家庭の人間関係

### 第7章 研修について

- 1 研修の意義と必要性
- 2 研修のプロセス

### 付章 子ども家庭支援員制度

### 3. 専門里親制度の概要

「里親の認定等に関する省令」では、里親の種類として、養育里親、親族里親、短期里親、専門里親をあげるとともに、それぞれの要件が示されている。詳しくは瀧口論文(本誌)を参照していただきたい。

養育里親は、従来の里親にあたるが、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育する里親」である。その要件としては、「心身ともに健全であること」「児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること」「経済的に困窮していないこと」「児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること」「法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと」があげられている(第5条)。これらの要件は、基本的には他の種類の里親においても適用される。

専門里親は、「2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親」である。その要件は、養育里親の要件(第5条)が適用されるが、さらに専門里親となるのは、(ア)「養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するもの」か、(イ)「3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること」あるいは(ウ)「都道府県知事がア及びイに該当する者と同程度の能力を有すると認定した者」のいずれかに該当する者であり、かつ「専門里親研修の課程を修了していること」および「委託児童の養育に専念できること」が前述の第5条の要件に加えられている。ただし、第5条の規定のうち、虐待に関しては「児童の養育に関し虐待等の問題を起こしたことがない

こと」と若干の修正がなされている。

このように専門里親となるのは、養育里親として経験がある者か、児童福祉事業に従事した経験のある者、あるいはこれらと同等以上の能力のある者で、専門里親研修を受講した者ということになる。

専門里親への手当は約9万円で、養育里親の約3倍となる。このほかの生活諸費に関しては里親の種類にかかわらず約5万円となっている。

「里親が行う養育に関する最低基準」は、新たに規定されたもので、次のような内容となっている。

この省令の趣旨(第1条)、最低基準の向上(第2条)、最低基準と里親(第3条)、養育の一般原則(第4条)、児童を平等に養育する原則(第5条)、虐待等の禁止(第6条)、教育・健康管理等・衛生管理(第7～9条)、養育計画の遵守(第10条)、秘密保持(第11条)、記録の整備(第12条)、苦情等への対応(第13条)、都道府県知事への報告(第14条)、関係機関等との連携(第15条)、養育する児童の年齢(第16条)、養育する委託児童の人数の限度(第17条)、委託児童を養育する期間の限度(第18条)、再委託の制限(第19条)、家庭環境の調整への協力(第20条)。

ここで第19条は再委託の制限に関する規定であるが、里親の心身の状況等から、委託児童を一時的に委託することが適当であると考えられるときには、その児童を一時的に他の者に委託すること、つまりレスパイトケアが可能なことを示している。

これらは基本的にはどの里親にも共通するところであるが、専門里親が独自に規定されているところは、次の点である。

・養育里親、短期里親、専門里親が同時に養育する委託児童およびそれ以外の児童の人数の合計は、6人を越えることができない。

専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、2人を超えることができない（第17条）。

・専門里親による委託児童の養育は、2年を超えることができない。ただし、都道府県知事が、委託児童、その保護者、児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、2年を超えて、養育を継続することができる（第18条）。

・専門里親は、児童相談所長が関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない（第20条）。

第17条に関しては、専門里親の養育の主要な目的は虐待を受けた子どもが愛着関係を形成できるようにすることであり、そのため委託される子どもは原則1名となっている。

第18条（委託期間）に関しては、原則2年間となっている。これは、その間に保護者への援助を行って家庭引き取り（再統合）を目指すことを意味している。これが可能なように、比較的低年齢で、虐待の影響が深刻でない子どもが委託されることが求められる。

ただし、必要な場合には養育を継続することができる。また、専門里親等による心理的ケアがうまくいき、虐待による影響がみられなくなった場合、専門里親としての委託を解除し、同じ里親を養育里親として委託することもできる。

第20条に関しては、他の条項と合わせて、里親養育が「社会的な養育」であることを示したものと見える。

#### 4. 専門里親制度の今後の課題

あらたに創設された専門里親制度であるが、次のような課題も指摘できよう。

(1) 専門里親制度は虐待を受けた子どもの養育に取り組む新しい制度であり、十分に配慮しつつ早期の定着を図り、推進することが望まれる。

(2) 専門里親制度の対象となるのは虐待を受けた子どもとなっているが、養育の困難な子ども、養育にあたって特別の配慮を要する子どもは、障害をもつ子どもなど、少なくない。今後、これらの子どもをも対象とすべくさらに検討が望まれる。

(3) 専門里親制度は、その背後に数多くの一般の里親（養育里親）の存在を前提とするものである。したがって、国および地方公共団体、児童相談所などは、養育里親の開拓に努める必要がある。また、里親の開拓、支援にあたって民間団体の活用も求められる。

#### 参考文献

- ・専門里親モデル実施調査研究委員会：専門里親モデル実施調査研究報告書、財団法人全国里親会、2002
- ・専門里親モデル実施調査研究委員会編：里親養育マニュアル、財団法人全国里親会、2002

キーワード：欧米の親族里親（キンシップ・フォスターケア）と日本

子どもの親族（祖母、おばなど）が、その子どもだけを里親として養育すること。これまでわが国では、その子どもの三親等以内の親族に対して、里親委託の措置をとることを原則として認めていなかった（昭和62年「里親等家庭養育運営要綱」）。近年、欧米では、親族を里親として認めることが多くなっており、例えばアメリカでは、通常の養育里親よりも親族里親の方が数が多い州もある。親族里親の利点としては、子どもの文化的同一性が保持されやすい、実親との関係が維持されやすい、委託にかかわる費用が低額ですむなどが指摘される。他方、親族里親はしばしば通常の養育里親の要件を満たさないことが問題とされる。

# 施設養護と里親養護

—二者択一からパートナーシップへ

聖霊愛児園 園長 やす かわ 安川 みのる 実

## 1. はじめに

里親制度への関心がにわかになくなった。虐待を受けた子どもの受け皿としての児童養護施設が質量共にニーズに応えられなくなっている、というのがその契機のようなのである。そこへさっそうと登場したのが専門里親制度であり、相変わらず否定的側面のみが喧伝されがちな「施設」に代わるものとして社会の脚光を集め始めている。

このような“里親ルネッサンス”ともいえる動きを、これまで長期にわたって里親養育に携わってきた人たちがどのように捉えているのか知る由もないが、児童養護施設で実親と離れて生活している子どもたちにかかわってきた者としては歓迎したい。ただしこれにはいくつかの条件があって、それは施設養護にも通底している問題なのでその周辺を中心に考えてみたい。

## 2. 施設養護の最近の動きから

児童養護施設側の里親養護に対する認識は最近に至るまで決して高くなかったと言える。それは施設側の問題であると同時に、里親さんの犠牲的精神に頼っているような制度自体の問題に因る里親養護の低調さにも起因しよう。しかし児童養護施設側にはそれ以前の次元の異なる問題も潜んでいた。例えば「暫定定員問題」<sup>1)</sup>で施設運営が揺れ動いていた時代には「里親に子どもをとられる」という声が多か

らざあったし、ショートステイ・トワイライトステイの法制化当初は「子どもの措置につなげられる」という発想から歓迎する向きもあった。理念より経営が優先された。古い例ではその逆もあって、速くアメリカのレーガン大統領時代に彼の地で研修中の私の耳に「子どものための里親なのか、里親のための子どもなのか」と、その安上がり政策の結果によるキャッチボール（里親不調の子どもが次々と施設に送られる）を批判するソーシャルワーカーの声がしばしば入ってきたものである。制度以前の問題として、自分は何処を向いて歩いているのか、常に問う姿勢が私たちに求められていよう。

さて児童養護施設には、早くから愛着関係の重要性を訴え自施設での個別化の実践と平行して里親委託に積極的な施設が少なからずあったし、制度としても東京の養育家庭制度（2002年3月廃止）などがあって、里親制度への認識が低かったと一括りにできないことは言うまでもない。また、息の長い先駆的实践を続けてきた小舎制養護やグループホームの実践が「地域小規模児童養護施設」制度として結実したこと、さらに経済的にも厳しい条件の中で児童養護施設生活体験者を中心とした人たちの自立のために開拓的な取り組みをしてきた自立援助ホームも制度化されている。これらは家庭に近い専門施設として里親養護への親和力が高いといえよう。

また全国児童養護施設協議会の制度検討小委員会



で作成中の「児童養護施設近未来像Ⅱ」では、ケアの連続性や一貫性の保証が確認され、その裏付けとして施設の小規模化の方向が鮮明に打ち出されている。この「未来像」の中では里親との関係も大きく取り上げられ、里親制度の状況、里親と施設とのパートナーシップの構築、里親制度の今後の方向などについて議論が深められた。また「里親型グループホーム」の創設もテーマになったが、すでに静かな実践が始まっており、中でも「旭児童ホーム」(神奈川)は一つのモデルとして注目されている。同ホームでは、ランチ機能として分園型のファミリーグループホームを地域に分散させ、これにセンター機能として基幹施設を設置し、両者を有機的に結びつけている。ここで大切なことは、同ホームが常に子どもの養育を中心に置いて長い歳月をかけて積み重ねてきた結果として誕生したシステムであるという事実であり、決して制度にのって成立したものでないということである。システムと同時にプロセスをモデルにしたいものである。

### 3. 施設と里親との相互理解

制度としては廃止されている石川県の三日里親制度の延長で、当園は現在も帰る家庭のない子どもの長期休暇を利用して盆正月を中心に里親さんたちと交流している。この関係の中から里親制度にのった里子として当園を離れた子どももあり、里親さんの施設観を聞く機会が少なからずあった。そこから感ずることは、里親さんの子どもへの向き合い方の柔らかさ、日常生活面でのキメの細かさなど、施設側(当園)として教えられる点が多々あった。当園も養育上の問題に関する質問にお答えしたり、養育に取り組む私たちなりの姿勢を理解していただいたりしてきた。また昨秋、アメリカ西海岸の都市をある里親グループと共に研修する機会に恵まれた当園の

児童指導員の報告によれば、里親さんのパワーに圧倒されながらも施設に対する理解が十分でないと感じた時には大いに議論し合い、生産的な交流ができたという。互いの立場を理解しあう良い機会であったようである。

先の「児童養護施設近未来像Ⅱ」の作成にあたっては、近接領域の第一線で仕事に就いている人たちからのヒヤリングを精力的に行ってきた。当然ながら里親関係者からの声を聞く機会も設けたのだが、有意義なレクチャーの中にも児童養護施設への認識不足が感じられる場面がたびたびあった。この背景に、まだ古い施設イメージをもつ里親さん、ある特定の施設の実体を見聞して児童養護施設全体のイメージを固定している里親さんの存在を想像させられたものである。

このことは児童養護施設側にもはね返ってくる。乳幼児期に受けた里子との関係が思春期になって悪化し「里親不調」に陥るといふ事例が多く報告されているが、これをもって里親批判をくり返す施設関係者は少なくない。では一般家庭で思春期を迎えた子どもの実体はどうであろうか、児童養護施設では…? 前者には宿命的な親子の血縁があり、後者には専門職としての職員チームがありながら、思春期児童への対応に悪戦苦闘している。しかも「施設不調」には「措置変更」や「家庭復帰」と称する「中途退所」といふシステムが留保されている。アセスメントやレスパイトサービスはおろか経済的保証や研修制度も不十分なうえに、制度的救済システムのない里親さんの孤軍奮闘の結果に対して、施設側が安易に里親批判をするのは的はずれといふものであろう。

必要なことは双方のコミュニケーションであり、特殊事情を批判しあうことではない。福祉先進国の人が肩をすくめて驚くような劣悪な養育条件の中で

社会的養護を強いられている実体を互いに理解しあうこと、さらに、それぞれの側が厳しい内部批判をできる土壌を培うことによって“身内”に甘い日本の土壌の打破に努めることこそ、施設と里親のパートナーシップ成立の前提条件となろう。施設か里親かという二者択一の考えを捨て、質の高い日常をどのように創るかに議論を集中したいものである。

#### 4. 専門里親制度への懸念

厚生労働省は昨秋「専門里親制度」を創設した。その前年の2001年夏より専門家による委員会を立ちあげ研究討議を重ねて作成された「専門里親モデル実施調査研究報告書」は、その目的・背景・課題・提言など多岐にわたっている。その綿密な内容を紹介したり問題提起したりするのは拙稿の役割ではないので、施設現場に携わってきた者としての懸念を一言するに留めたい。

端的に表現すると、長い施設中心の日本的な社会的養護の土壌に埋もれかかっていた里親制度を、激増する被虐待児の新しい受け皿としての本制度によって再生させようとしているかに見える動機に対する懸念である。この制度の対象となる被虐待児が、安定した家庭的雰囲気の中で継続的に養育される必要性を否定するものではないが、重い任務を担うことになる専門里親養成に関する物心両面での準備がどの程度できているのだろうか。例えば、先の報告書を作成した委員会が編纂した「里親養育マニュアル」にも明示されているサポート体制としての児童相談所の現状があろう。バーンアウト寸前で虐待対応に明け暮れている児童相談所の福祉司が、「……何か困ったことがあれば、児童相談所等の専門職員が、いつでも相談に乗ります。…」(昨秋、厚生労働省によって発行・配布された里親募集の広報パンフレットより)と、責任をもって言えるのだろうか。欧米

のソーシャルワーカーのもつケース数の10倍の数を任されている日本の児童福祉司が、本制度のサポートシステムの中核を担うという非現実性が見えてくる。専門里親とのパートナーシップを求められている児童養護施設も、前述のように旧態依然の職員配置の中で呻吟している。課題山積の本制度にのって採用される専門里親さんにも厳しい現実が待ち受けていよう。こうしてみると、里親・施設・児相のパートナーシップは理念上はともかく、現実的には、少なくとも当面は従来の延長線上で推移するのではないかと悲観的にならざるをえない。

しかし養は投げられている。グループホームや自立援助ホームや先述の「旭児童ホーム」のように、子どもの養育そのものに寄り添いながら長い歳月をかけて熟成させた制度やシステムと異なり、専門里親制度は例によってトップダウンで成立したものだだけに、気を抜けば年と共にその脆弱さのみが露呈されてしまう危険がある。そうならないためにも、また、突出したいくつかの里親関係機関や個人の善意に依存し続けられないためにも、この機会に里親制度そのものに関する議論を時間をかけて広く深くしていく必要がある。社会的認知なくして制度が根付かない例は枚挙にいとまがない。同時に、専門里親制度の創設を決定した厚生労働省には、専門里親制度実施調査委員会がまとめた報告書の提案を予算的に裏付けるために相当な覚悟が求められよう。この国の子ども福祉に対する高邁な理念やビジョンを、今度こそかけ声に終わらせてはなるまい。

最近イギリスでは、被虐待児保護のために里親政策を偏重し過ぎたとの反省から、グループホームが建設されているという話も読んだが、いずれにせよ、多大の国費と長い年月をかけて成熟してきた欧米の里親制度(その中できめ細かなシステムに支えられて育った多くの専門里親)に近づくには、「公」も

「民」も生まれたばかりのこの制度に深い関心もちつつ育てる決心が真に必要なとなろう。少し大仰な言い方になるが、私たち大人には愛されるべき親から離れて生きていかなければならない子どもに自分の「生」を重ねて言動していく責任が求められるよう。ひょっとしたら、それはこの国を成熟させてくれるか否かの試金石になるのかもしれない。

## 5. “里親体験”からのメッセージ

最後に、施設現場の人間として私自身の“里親体験”から感じとったいくつかに触れてみたい。これまで、お盆・正月の“短期里親”（幼児と小学生）、「問題」児のシェルターとしての“短期里親”（中学生と高校生）、行く場を失った子どもの“中期里親”（卒園生）、大学浪人の生活の場の提供としての“長期里親”等々、自施設の子どもと施設を離れて家庭生活を送る経験をさせてもらった。妻と二人の実子と過ごした彼・彼女らとの日々を、今懐かしく思い起こしているが、同時に里親さんのご苦労にも思いを馳せている。でき上がった家族の中に、ある日とつぜん生活を共にする子どもが加わること、一人の人間にじっくり向き合うこと、何らかの形で児童相談所とのかかわりがあったとは言え自分の判断が厳しく試されていること…。施設養護でも同じと言えばそれまでだが、それとは趣を異にした局面を味わった。深い喜びを感じることもあったが、里親さんの悩みを追体験した気持ちになったことも少なからずあった。例えば“中期里親”のA子をかかえたときは、三カ月でわが家は崩壊寸前に陥ってしまった。当時小学生だった長女は高熱を出し続け、妻との関係には亀裂が生じた時期もあった。結局、A子は「里親不調」に終わってしまい、彼女とのその後のつながりは場所を変えて続けることになった。

施設養護でも「失敗事例」が報告されることが多

いが、人と人との出会いと別れが、「不調」や「失敗」で処理されてよいとは誰も思うまい。問われるべきは、その時その子とどう向き合い、その後それらが両者の間にどう生かされているかという点に絞られてこよう。いつの日か相手の内に生きるかもしれないような接し方をしたいものである。また「里親不調」や「失敗事例」を自分の内にとりこめる人間、「傷」を受け入れつつ生きていける人間になりたいものである。

## 6. おわりに

「子どもの権利条約」が里親委託を優先し、施設養護を限定していること、両者の比率が欧米では9対1であり日本ではその逆であること等は、周知の事実である。後ればせながら、わが国でもその軸足を移そうとしているわけだが、社会的弱者に視点を置いたドラスティックな変革を期待できない日本的土壌で施設養護にかかわる者としては、制度やシステムに望みを多く託すよりも、自らの「個性化」を意識しつつもっと個別な実践にエネルギーを注ぐべきではないか、その積み重ねこそ状況を変える近道ではないか、人間がますます対象化されつつある「変革期」の今、改めてそう考えている。

注

その施設の定員に対し前年度の在籍児童数が83%以下となった場合、その人数を暫定定員とする。これに基づき国庫負担されることから、収入が減少するため経営上支障をきたすという問題。

### キーワード：児童養護施設近未来像Ⅱ

2000年8月より全国児童養護施設協議会の制度検討特別委員会小委員会を中心に29回に及び会議を重ねて作成された。具体的には児童虐待への対応にポイントが置かれているが、広く子育て支援システムの改革の必要性をまとめ、方向性を打ち出している。近未来像Ⅱは、確かに今後の児童養護施設が歩む指針を示しているが、その実現には児童虐待防止法や児童養護施設最低基準の見直しが必要不可欠とされる。

## 親子づくりのための支援

—埼玉県所沢児童相談所「里親サロン」実践の取り組み

社会的養護としての里親

秋草学園短期大学 非常勤講師  
埼玉県所沢児童相談所 非常勤相談員

もり 森  
かず こ 和子

### はじめに

毎月第4水曜日、朝10時頃になると、里親さんと里子さんの「おはようございまーす」という元気な声が玄関から聞こえてくる。中には里母さんにだっこされしがみついたりはなれない子どももいる。それは愛着関係ができた証拠とうれしくなる。担当の職員が出て行ってお話をしながら、子どもたちが過ごすプレイルームへ向かう。里親さんたちは畳敷きの相談室に行き、座卓をはさんでお茶を飲みながら次第に話はずんでいく。「里親サロン」の始まりの光景である。児童相談所に笑い声と笑顔の溢れるひと時である。埼玉県が里親委託直後グループ研修を実施して10年という節目を迎えた。里親子45組以上の参加者が所沢児童相談所の「里親サロン」から親子になって巣立っていった。

1989年に国際連合総会で「子どもの権利条約」が採択され、施設養護よりも家庭集団がもつ養育機能の優位性が強く打ち出された。日本はようやく1994年に批准したが、その後も依然として家庭的養護は伸び悩んでいる。児童養護施設措置に対し里親措置の割合は平成5年度には1割をきり、平成12年度ではわずか5.8%の要養護児童にしか家庭生活が保障されていない。

里親委託の実務的な面で促進を阻む理由の一つとして、里子の養育のむずかしさがあげられる。里親の元に来るまでに愛着障害を受けた子どもたちがほとんどであるため、里子として委託されてから養育し親子関係を構築するのは血縁の親子の数倍大変とされている。特に、委託直後に里子のあらかずさ

まざまな問題行動を伴う初期の困難な養育に対して、その多くが里親の自助努力に委ねられているのが実情である。そこで本稿では、全国に先駆け埼玉県児童相談所で実施している里親委託直後研修の紹介とその意義ならびに今後の課題を述べたい。その結果を平成14年10月から虐待を受けた要養護児童の受け皿として新たに導入された「専門里親制度」への支援の一つの方策として提言したいと考えている。

### 1. 里親委託後の支援

児童相談所の里親委託後における里親家庭への支援不足の実態は先行研究からも指摘されている。<sup>(1)(2)</sup> その背景として児童相談所職員の業務量の多さや里親委託専門の職員がいないなどの行政側の体制の問題からくる限界ともいえる状況が明らかにされている<sup>(3)</sup>。

筆者はこのような現状において委託直後研修を設けることの意義を明らかにするために所沢児童相談所の委託直後グループ研修「里親サロン」に関する統計的調査とインタビュー調査を行った<sup>(4)(5)</sup>。里親・里子のケースファイルの記録をもとに行った統計的調査は①里親里子と児童相談所とのかかわりの頻度、②里親委託、養子縁組した児童数、③不調ケースとその内容を、里親委託直後グループ研修実施前7年間（昭和62年4月開所から平成4年10月）と実施後9年間（平成4年11月から13年3月）のケース記録から抽出し比較することにより変化を検証した（但し短期里親委託のケースは除く）。インタビュー調査は、平成4年11月から平成9年3月までの「里

親サロン」に参加し、養子縁組を終了した元里親（現在養親）15名から「里親サロン」に対する意識をアンケート項目に沿って直接面接形式で聴取した。また、平成4年11月から13年3月までの間に「里親サロン」担当となったケースワーカー2名から「里親サロン」実施前と実施後の変化を半構造化面接にて聴取した。調査結果及び分析結果に基づき、里親委託直後グループ研修の意義を検討したい。まず委託研修の現状を概観してから、埼玉県所沢児童相談所の委託直後研修の概要を述べる。

### （1）埼玉県における里親委託研修の現状

埼玉県は里親県と言われるほど活発に里親委託が行われていた。現在でもその精神は引き継がれ、平成12年の里親委託の比率は養護施設入所児童6.6（1,105人）に対し里親委託1（167人）であり、全国でも最も高い水準にあるといえる。全国的な児童相談所の里親研修は、大きく分けて①新規里親研修、②未委託里親研修、③委託里親研修の3つがある（表1）。埼玉県では①②③に加え「里親に対する指導援助強化事業要領」に基づき④の委託直後研修が平成4年11月所沢児童相談所をかわきりに平成5年では2児童相談所が続き、12年までに県内6児童相談所すべてで実施されている。また数年前より年に1回里親家庭から「養育状況報告書」を提出してもらい、その後担当職員が家庭訪問を実施している。

### （2）所沢児童相談所「里親サロン」の概要

埼玉県には6カ所児童相談所があり、委託直後研修に関してはそれぞれ独自の名称が付けられ、内容も年齢別に分けている所や委託解除後の就学中の里子または思春期の里子の交流会を設けているところもある。所沢児童相談所では「里親サロン」と名付け、毎月委託直後の里親を対象に研修を行っている。委託直後グループ研修は、里親委託後に気軽に相談できる相談体制の整備及び組織的支援体制の強化を図ることを目的に実施している。それま

での児童相談所の実態は、虐待通報の増加、養護ケースの対応などにより里親委託後6カ月間、月に1回の家庭訪問を完全に実施するのは困難な状況がありなんとか打開したいと考えていた。そこで一家庭ずつの訪問は半日仕事になってしまうが、委託直後の里親里子全員に月1度、日を決めて児童相談所に来てもらうという方式を取り、支援の抜け落ちることを防ぐことにした。毎回「里親サロン」終了後に振り返りの時間を通常2～3時間設け、里親と里子の様子をつき合わせて翌月まで問題を抱えている親子には家庭訪問や個別に面接をするなど援助の方法を話し合っている。研修は10時から12時までであるが昼食を用意し、お昼の時間を里親さんだけでゆっくり話をしながら食べてもらいたいというささやかなレスパイトの意味合いも含め1時まで過ごしてもらっている。また、平成12年度より未委託里親を対象に児童相談所に付設している一時保護所で泊りも含め子どもと生活する経験をしてもらっている。下図が「里親サロン」の概要である。

#### 例：所沢児童相談所委託後グループ研修「里親サロン」

##### ①研修内容：

- 里子のプレイグループ：担当職員1名、大学生ボランティア2～3名、遊びを通して行動観察
- 里親のグループ研修：担当職員同席で里親の状況を把握
- 小児科医師による里子の健康診断：嘱託医1名（年2～3回）
- 未委託里親実習：未委託里親研修の一環、一時保護所での実習

②期間、回数：委託後月1回、期間約12か月以上、  
時間10時～1時まで

③対象者：委託直後里親・里子と委託決定後里子に面会中の里親

表1. 里親研修について

研修名	対象者	実施時期・期間・回数	その他
①新規登録里親研修	新規に里親登録を認められた者	里親登録が決定された日から起算して2カ月以内に実施	内容：里親会の説明、里親制度の説明、里親里子の生活紹介・意見交換
②未委託里親研修	各児童相談所の未委託里親	a. 中央児童相談所主催（全県未委託里親対象）年1回実施 b. 各児童相談所主催年1回以上	内容：里親制度の現状と課題、要保護児童の実態、里子を受託する上での課題など
③委託里親研修	里子受託中の里親	年1回以上	実施機関は各児童相談所
④委託直後研修（委託後グループ研修）	各児童相談所の委託直後里親	委託後月1回、約12か月以上	実施機関は各児童相談所
⑤養育状況報告書並びに家庭訪問	里子を受託中の里親	夏休み前に提出、夏休み中に家庭訪問	実施機関は各児童相談所

## 2.「里親サロン」に関する調査から見えてきたこと

### (1) 里親里子への具体的援助

里親子と児童相談所とのかかわりの回数を比較すると、「里親サロン」実施前に職員が家庭訪問や電話などの委託後指導は、ひとり平均3.1回であったが、実施後は平均11.7回と、直接会って話すかかわりが飛躍的に増えた。職員側からすると、毎月児童相談所に来所してもらうことで里親と里子の委託後の状況も最低1年間確実に把握できるようになった。「里親サロン」での子どもの行動観察と里親研修により里親里子の抱える問題が見えやすくなり、それに対して児童相談所からの具体的な支援が時をえずに行えるようになった。

### (2) 不調ケースの早期発見

養子縁組成立ケースに対し親子関係を良好に形成することができず解除となった不調ケースの数は「里親サロン」を実施したことで必ずしも減少したわけではなかった。不調ケースのファイルを読み込んでみると、実施前は親子関係が不調になって解除になるまでに長い時間がかかっている。なかなか言い出せず里親里子ともに深く傷ついてから里子を戻さざるを得ない状況になることが多くあった。しかし「里親サロン」が実施されてからは職員が早期に里親里子の不調の様子に気づくことが可能となった。里親もSOSを出しやすくなり、それに対する支援や次の処遇を考えることができるようになった。

### (3) 里親委託の促進

虐待防止法が平成12年に制定され職員の業務はさらに多くなり、全国的に里親委託は減少傾向にあるにもかかわらず、埼玉県では若干の増減はあるものの年平均の里親委託、養子縁組件数は増加している。里親全体を把握する担当の職員ができたこと、委託直後グループ研修の際に地区担当が児童相談所内で個別に指導もできることで、里親と里子の各担当ケースワーカー個人の負担が軽減され、より積極的に里親委託できるようになったことが統計からも明らかになった。

### (4) 親子関係構築への有効性

家庭に迎えてからさまざまな問題行動をあらわす里子を養育するうえで、それらを里親がどのように受容することができたか「里親サロン」の里親から示唆に富む話を度々聞くことが出来た。例えばある里親は、他人の家に入り込んでしまう里子に対して“乳児院ではいつも周りに子どもがいて、それぞれ家があって帰るという当たり前のことがこの子は理解できない環境にいたんだ”と意味付けられたことで受け入れることができたという。委託された里子の愛着障害や生育環境から起こされたであろう行動の中に里親が“意味”を見いだせるように、他の里親の助言や職員からの適切な情報提供などが重要であることが示唆された。それまでの実践からも先輩里親に経験談を聞いたり不安を聞いてもらったりすることが、里子が委託されてからの養育に有効に作用していることがわかったので、数年前よりまだ乳児院にいる里子の面会中の里親にも研修に参加してもらっている。

### (5) 自助グループ的交流の効果

調査では「里親サロン」に参加したほとんどの里親が他の里親との繋がりが持てることが良かったと感じていた。同じ気持ち、同じ体験、同じ悩み等参加して心が楽になったという意見もあった。ほぼ全員が「里親サロン」で知りあった複数の里親と会う機会をもったり、電話で話し合っていることがわかった。委託から5年近く経過した時点でも交流が続いている養親（元里親）のグループが2つあった。両方とも同じ時期に同年齢の子どもの委託され、「里親サロン」に参加した養親のグループであった。「里親サロン」を通して里親同士の自助グループ的な交流が生まれ、養子縁組終了後も養子を育てることで生じる問題の相談など行っている。このことから、委託直後の大変な時期を里親たちがわかちあい、相互交流できる場があったことが、その後にも成果をもたらしていることがわかった。

### 3. 今後の課題

#### (1) 委託直後研修のプログラミング

異動により担当が短期間で変わらざるを得ない現状があり、「里親サロン」が始まってから10年の間に担当が5人替わっている。里親サロンの原則をきちんと次の担当に伝えていくことのむずかしさがあげられる。また内容的には、委託後の近隣への伝え方、試しの行動など委託後に伴う問題、子育てのイライラ、委託後の家族関係の変化、真実告知などぜひとも話し合いをしておく必要のある項目がある。参加者が「里親サロン」を支援の場として充分活用してもらうためにきちんとプログラミング化しておく必要性があると思われる。

#### (2) 職員との信頼関係の構築

「里親サロン」に参加することの大変さとして、児童相談所で職員を交えて話し合うための「話しにくさ」「意見を言う苦痛」などネガティブな感情や不安の話しにくさがあげられていた。このことは児童相談所の職員がどのようなスタンスで里親にかかわっているか問われているとは考えられないだろうか。1990年代に入り心理的援助を行う専門家が心的外傷後ストレス障害をもつクライアントに接することで強い心理的ストレスを受け、二次的心的外傷ストレスに陥ることが明らかにされている<sup>(6)</sup>。実親との離別を余儀なくされ、心的外傷や愛着障害を負っている里子の委託初期の養育をするということは、里親には治療的対応が要請されてくる。それゆえ里子のあらかず試しの行動や退行現象に直面した時に里親としての自信を失ったり、里子を拒否したりすることも当然起こりうる。児童相談所側としては、里子の養育により里親が強い二次的心的外傷ストレスを受け、さまざまな感情的、身体的反応を経験することを受け止め、面接や心理的カウンセリング、レスパイトなどのサポートを保証することが必要であろう。里親の対峙している困難さへの理解と具体的な支援をすることではじめて職員も里親と共に養育する協力者であるという里親との信頼関係が構築でき

ると考えられる。

#### おわりに

平成14年10月から実施されている「専門里親」制度では、受託後研修（継続研修）を実施する。期間は1～1.5日間、時間は10時間程度の講義、事例研究等ということである。筆者の研究からも委託直後の親子関係形成の最も困難な時期に職員と里親また里親同士の交流を可能とする研修体制を充実させ、きめ細かい具体的な支援をしていくことが里親里子の親子関係を良好に形成するために重要であることが示された。その前提として里親委託にかかわる職員の意識が“指導する”ことから“支援する”という変換がなされなければ真の援助には成りえないことも加えて強調したい。これらのことから「専門里親」制度の委託後研修の方策についてさらなる検討を願うものである。

#### 参考文献

- (1) 網野武博他（1998）「里親制度及びその運用に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第35集、181-208
- (2) 養子と里親を考える会（1999）「里親業務と養子縁組斡旋に関するアンケート調査結果の概要」『養子・里親斡旋問題の再検討と改革の提言』、62-97
- (3) 浅井春夫（1998）「児童福祉改革と実践の課題—児童福祉・保育の新時代への提言」、日本評論社
- (4) 森和子（2000）「養子縁組里親・里子の親子関係形成についての研究—児童相談所・委託後グループ指導に参加した里親のケースを通して—」、お茶の水女子大学大学院修士論文
- (5) 森和子（2002）「埼玉県における里親委託後指導の取り組み—所沢児童相談所でのグループ指導「里親サロン」の援助実践を通して—」、日本社会福祉学会報告
- (6) 池埜聡（1997）「ソーシャルワーク実践における二次的外傷ストレスに関する一考察—心的外傷ストレス（PTSD）に携わる援助者のサポートシステム—」、『社会福祉学』第38-2号、日本社会福祉学会、1-19

#### キーワード：親子関係

子の出生、養子縁組、婚姻などによって生ずる親と子の世代間の人間関係。生物学的な血縁関係による親子関係だけでなく、養父母と子、里親と里子、ときには、嫁と姑など義理の親子関係を含む。乳幼児期における親や養育者の対応が人格形成に大きな影響を与えることがS・フロイトにより指摘されて以来、親子関係が子どもの発達への影響過程が吟味されてきた。乳児期のアタッチメントのあり方が、幼児期から青年期にかけての発達に大きな影響を及ぼすことが指摘されている。

## 里親制度推進にあたっての課題

—東京都養育家庭制度における実践から

和泉短期大学児童福祉学科 専任講師 さくら い な つ こ 櫻井奈津子

キーワード：パーマネンスの保障と里親制度

子どもの健やかな育ちと自立のプロセスを支援するには、子どもとその養育者、養育環境との継続的で安定した関係が不可欠である。これらの関係性における永続性をパーマネンスという。社会的養護を必要とする子どもへの「パーマネンスの保障」という観点から「東京都養育家庭制度」が果たした役割を見直し、里親制度が担う役割について考えてみたい。

### 1. はじめに

1973（昭和48）年に発足した東京都養育家庭制度は、社会的養護を必要とする児童に対して、施設養護との連携による家庭的養護の提供を試みたもので、児童養護施設等の施設に併設された養育家庭センターが、児童相談所・施設との連携のもとに養育家庭（養育里親）の開拓、児童委託の推進、里親養育への支援を行うという独自の方法で里親制度を推進するものであった。東京都が2002（平成14）年3月に制度を廃止するまでの29年間に、延べ1,271家庭が養育家庭として登録し、1,274名の児童が養育家庭に委託された。

この東京都養育家庭制度の実績を振り返り、里親制度を活用する際の課題を検討したい。

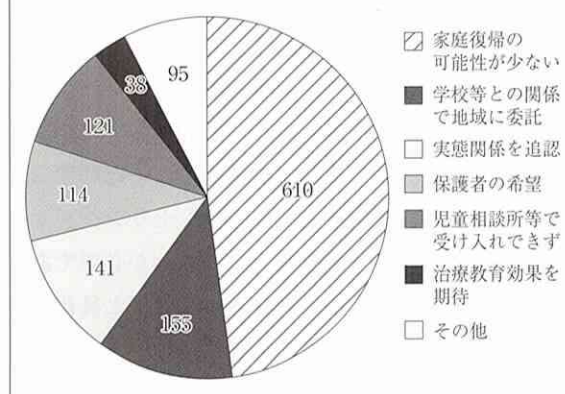
### 2. 東京都養育家庭制度の実績

本制度の総括的な報告がなされていないので過去に公表された統計から29年間の実績を概観してみることにする。<sup>①</sup>

29年間に委託された児童1,274名は、その約半数にあたる610名が「家庭復帰の可能性が少ない」ことを理由に委託されている。委託される児童の通学して

いる学校との関係で、地域性を重視し養育家庭への委託となったケースが全体の12.2%、児童相談所の一時保護所や施設に受け入れる余裕がなく緊急対応として養育家庭に委託されたケースが9.5%である。この緊急対応ケースの割合は、制度発足当初の乳幼児養護が急増し、施設での受け入れが間に合わなかった時期と、高齢児対応に追われた1970年代後半から80年代にかけて多くなっている（図1、2）。併せて委託児童の年齢も、制度発足当初に6割を超えていた未就学児童の割合が次第に減少し、高齢児対応に窮した80年代以降に中学生以上の委託が急増している（図3）。

図1. 委託理由（件数）





委託解除児童は1,050名にのぼるが、家庭引き取り28.2%、満年齢・就職<sup>(2)</sup>30.2%、養子縁組4.6%で、全体の63.0%が措置解除となっており、37.0%が「委託期間満了」<sup>(3)</sup>を含めた施設等への措置変更である(図4)。委託解除の状況にも時期的な特徴があり、制度発足当初と、1998年度以降は家庭引き取りによる委託解除が40%を超えており、88年度から97年度

にかけては満年齢・就職による解除の割合が増えている(図5)。

### 3. 東京都養育家庭制度の特徴

本制度は「養子縁組を目的としない里親制度」として、社会的養護を必要とする児童に対して、施設養護だけでなく家庭の養護を推進することが大きな

図2. 委託理由(年度別)

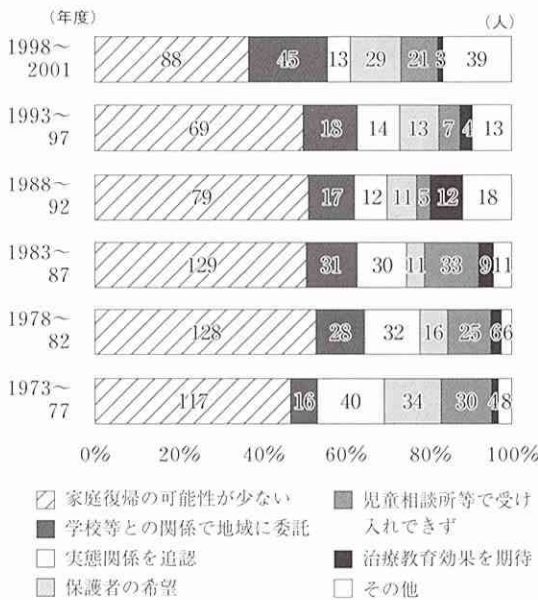


図4. 委託解除の状況(件数)

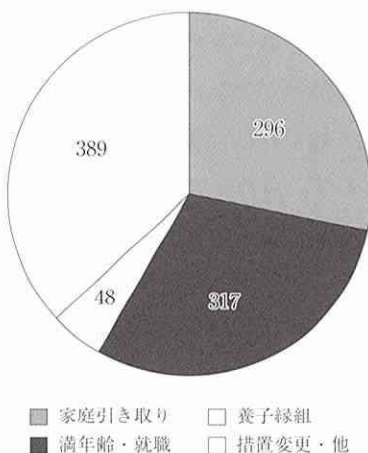


図3. 委託時の年齢(年度別)

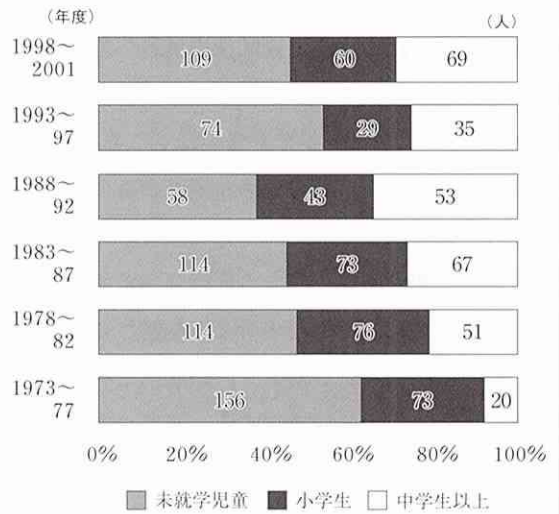
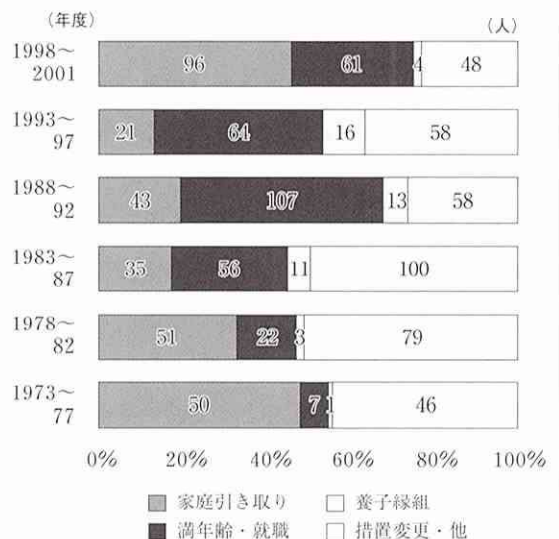


図5. 委託解除の状況(年度別)



目的であった。委託期間を2年とし、ケースの状況により必要に応じて委託期間を更新する手続きをとることによって、公的資源としての里親という側面を打ち出している。

本制度における大きな特徴は、施設に併設された養育家庭センターの存在と、養子縁組を前提としない養育里親としての位置づけを明確にしたことであろう。本制度においては、施設養護との連携による家庭的養護の推進を目的に、従来児童相談所が行ってきた里親委託の推進、委託後の里親への指導・支援を、児童養護施設等に併設された「養育家庭センター」が行うとした。養育家庭の認定にあたっては、養育家庭センターが養育家庭希望者からの申し込みを受け、家庭調査を行い、児童相談所を通して里親認定部会に報告され、認定の可否が決定する。児童委託に際しては、児童相談所から提案された委託候補に対して、養育家庭センターが適当な養育家庭を推薦し、組み合わせが決定する。両者の交流状況から委託を決定するのは児童相談所である。委託中の養育家庭に対しては、養育家庭センターが家庭訪問や電話等により児童と家庭の状況を把握し、必要に応じて指導・支援を行う。状況によって措置変更・措置解除が必要な場合、また2年間の委託期間を更新するとき、児童の保護者等との調整が必要な場合においては、児童相談所との協議の上、児童相談所の決定によって必要な措置が講じられる。

家庭における児童養育は、委託児童と里親家庭との関係性、委託児童のもつ養育上の困難性、里親の養育観や養育態度における課題、家庭内での状況の変化等に影響を受けやすく、委託を継続する上でのさまざまなリスクに対してどう支援するか、具体的にどのような支援体制が整えられているかが、里親養育の活性化を握る鍵となろう。養育家庭からの相談窓口となる養育家庭センターが施設に併設された

ことは、こうした児童養育の日常的な危機的状況に即応しやすく、具体的な支援を行いやすい状況であった。実際、緊急時の委託児童の一時的な受け入れ、レスパイトケアとしての児童の受け入れ、措置変更を養育家庭センターの母体である施設が応じるケースも少なくなかった。

その一方で、措置決定機関である児童相談所との関係においては、里親養育の現状が直接的に児童相談所に伝わりにくく、常に養育家庭センターと児童相談所との連携のあり方が討議されていた。複数の機関がかかわることでの事務レベルでの煩雑さや、ケース対応を巡る見解の相違から、処遇方針がなかなか決定できない等が常に問題提起されていた。

もう一つの特徴である養子縁組を前提としない養育里親としての位置づけを明確にしたことについては、学齢児童が学校を転校することなく地域の中で社会的養護を受けるための資源として、また児童相談所や施設に受け入れられない児童の受け皿として養育家庭が活用された。里親養育が実親等との交流の少ない児童や養子縁組を前提とした児童といった限定された対象のためにあるものではなく、広く社会的養護を必要とする児童の受け皿の一つとして位置づけられ、活用されたことは、家庭的養護の本質的な意義に叶うものとして評価できよう。

しかし、その一方で、委託児童の約半数は「家庭復帰の可能性が少ない」ことを理由として養育家庭に委託されている。家庭復帰の可能性が少ないにもかかわらず、これらの児童が養子縁組に結びつかなかったのは、児童の親権者からの養子縁組の承諾がとれない、児童の年齢が高く養親希望者がいない、児童の発達の状況から将来的な不安があること等が大きな理由であった。つまり児童自身には実親家庭に代わる恒久的な家庭（満年齢や就職による委託解除後も親代わりとなる家庭）を保障することが必要

な状況にあり、社会的養護の資源として期間を定めた里親による児童養育という本制度の主旨からはなじまない児童でもあった。現状として、長期的な養育を引き受け、委託解除後も児童との擬似的な親子関係を継続する養育家庭の存在によって、こうした児童のニーズがまかなわれてきたのであるが、このような長期にわたる児童養育は、養育家庭と公的機関における児童養育の責任分担をあいまいにし、結果的に養育家庭の個人的な資質に多くを頼ることとなった。

#### 4. 里親制度推進の課題

東京都は社会的養護システムの再構築の中で、2002年度から養育家庭センターを廃止し、その業務は児童相談センター養育家庭担当、都内2カ所の養育家庭支援センター、地域児童相談所、東京都福祉局育成課に移管された。児童相談所が養育家庭に対して直接かかわる機会の少ないことが本制度の伸び悩みの一因との見解からであったが、福祉予算削減のため都の単独事業を整理するという背景があったことは否めないであろう。

養育里親は養子縁組や施設養護の補完として存在するのではなく、地域社会に根ざした子育て支援の一つの資源であると同時に、他の資源との連携の上で社会的養護を実践するものである。養子縁組を前提としない以上、制度上は養育里親そのものが子どものパーマネンスを保障する場にはならない。むしろ、実親等による養育を支援するための、施設等を含めたケア・チームとして位置づけられるべきであろう。東京都が今回の制度見直しの中で強調した「ケアの必要な子どもが家庭的雰囲気の中で健やかに育ち、自立できる」社会的養護の確立については、まさに本制度がその理念上めざしていたものであった。しかし、養子縁組を前提としない里親としての

役割をどこに求めるのかという前提があいまいなまま、養育家庭は養子縁組や施設養護で対応しきれなかった児童への受け皿に終始する結果となった。

このことは、里親委託業務を児童相談所に移管するだけで解決できる課題ではない。実務レベルで誰が担当するかという問題以前に、子どものパーマネンスを保障するためのケアプラン、ファミリーケースワークに対するしっかりとしたアセスメントが必要である。実親等への復帰が望めない児童には、乳幼児に限ることなく養子縁組が検討されなくてはならないし、そのために養子縁組を前提とする里親の幅を広げ、養育力を高めてゆくための取り組みや、養子縁組後の家庭に対する支援が必要である。

つまり、児童のパーマネンスの保障という観点から養育里親が本来担うべき役割を遂行するシステムを構築するためには、里親制度の中身だけを検討するのではなく、社会的養護システム全体の中での、養子縁組、養育里親、施設の役割分担を明確にした上で、実親、養親、里親がそれぞれの役割を遂行できるように支援体制を整えておくことが必要なのである。

#### 注

- (1) 養育家庭への委託児童の分析のために用いた資料は以下の文献である。
  - ・拙著『統計資料にみる20年間の実績』東京都福祉局「育てる 養育家庭制度20周年記念誌」1993年、pp.30-52
  - ・兼井京子「平成11年度 社会福祉実践研究発表会報告 東京都 独自の里親制度「養育家庭制度」の歩み～四半世紀をこえた「家族づくり」」東京都社会福祉協議会児童部会「紀要-平成11年度版-」2000年、pp.205-212
  - ・東京都養育家庭センター協議会「東京都養育家庭センター事業報告」（平成5年度～平成13年度）
- (2) 満年齢による委託解除とは、委託児童が児童福祉法の対象である18歳を超えたことによって措置解除となったものをさす。高校卒業時、あるいは20歳に達するまでの措置延長後の解除である。就職は18歳未満の児童が就職し自立したことによる措置解除をさす。
- (3) 委託期間満了による委託解除は、委託時点において初めから予定されていた措置変更を行ったケースをさす。例えば、施設での受け入れが困難な状況に対して、当面養育家庭に児童を委託して年度末等の施設での受け入れが可能になった時点で措置変更を行ったものである。

## 里親を求めて

—『愛の手運動』の40年の実践から

社団法人 家庭養護促進協会 主任ケースワーカー よね ざわ ひろ こ  
米沢普子

### 1. 『愛の手運動』のスタート

家庭養護促進協会の活動は昭和35年から要保護児童の家庭養護の促進を願って始まりました。昭和37年に、親が育てられない子どもたちに里親を開拓する『愛の手運動』が児童相談所と共に、ラジオや新聞のマスコミの協力を得てスタートしました。「今、この子に里親を求めています」と一人の子どもを紹介し、里親を募るいわゆる「愛の手方式」です。この運動をとおしてこれまでに2,002人(平成14年3月末)の子どもたちが里親に引き取られました。里親として養育中の子どもを除いて、そのうち里親と養子縁組が成立した者が約7割、里親家庭から自立していった者が1割、里親家庭から実親家庭に復帰した者が1割となっています。

活動にはいくつかの柱があります。第1に、子どもたちの里親開拓、それにとまなう家庭調査や委託後の援助。第2に里親や里親希望者にむけての研修の実施。第3に調査、研究。第4に啓発のための広報です。ここではふれませんが、民間機関として運営費の調達にかなりのエネルギーがかかっています。

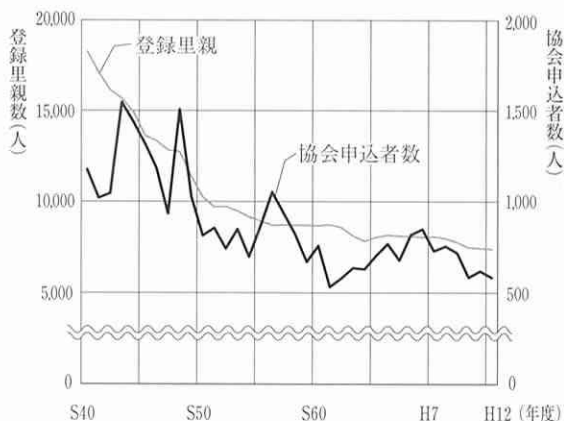
### 2. 減少する里親希望者

『愛の手運動』の発足から11年後の昭和49年から申し込み者数は減少してきています。それは全国の里親登録者の減少とほぼ同じ傾向を示しています(図1参照)。

特にここ数年の里親の不足感は著しいものがあります。イギリスやアメリカの専門家も同じ状況と言いますが、要保護児童の1割にも満たないわが国の里親委託の現状を考えると欧米とは基本的なところで違っているように思います。里親の必要な子どもはさまざまな状況で、子どもの数の何倍もの多様な里親家庭の登録がないと子どものニーズにあった里親選びができません。

協会への申込者の8割は養子縁組里親を希望しており、また子どものいない夫婦(あるいは単身者)が8割です。養子縁組里親も養育里親も子どもの福祉の制度であるというアピールを常々してきましたので、ゆるやかにではありますが、その理解が浸透してきていると言えます。といっても、ハンディキャップのある子ども、国籍の異なる子どもは里親委託が困難な状況であるのは変わりありませんが、以

図1. 里親希望者の推移



前より病気や発達に遅れのある子どもの養育に携わろうとする里親が少しずつ増えていき、子どもの家庭の状況についての理解が広がってきています。里親の申込みを受け、家庭訪問調査を行います。児童の受け入れにあたって問題があれば、それについて解決できるか里親と共に検討します。里親は子どもに安心な環境を整え、健康、教育など基本的生活の保障をし、子どもの情緒の安定に努めなければなりません。これは里親の要件になります。

### 3. 子どもと里親のマッチングへのヒント

児童相談所から里親の開拓の依頼を受けて、適任な里親を推薦します。それにはワーカーは子どもの状況を知ること、そして、里親はどんな人かを知ることによってマッチングが検討できます。協会の経験から、里親と子どものマッチングを考えると、まず、里親と里子の年齢差はおおむね上限40～43歳までと考えています。短期養育の場合は里親子の年齢差はあまり関係がないと言えますが、低年齢の子どもの長期養育里親あるいは養子縁組の場合は里親になる人と子どもとの年齢の開きは検討する必要があります。すでに実子や養子や里子がいる家庭の場合、その子どもたちよりも年少でいくつかの歳の開きがあるほうが受け入れやすく望ましいと言えます。

里親家庭で適応がうまくいかなかったケースからも、里親子のマッチングについて学ぶことができました。不調になる率が高いのは年長になってから引き取られた子どもです。すでにいる実子や子どもたちが里子の受け入れに心を開いているかが影響します。里親が子どもと接した経験がなかったり、里親が本来もつ倫理観や、里親が予想した子どもの姿とかけ離れた子どもの状況がみられると、子どもとの関係がうまく取れないことがあります。里親になるにあたって夫婦共それぞれが「自分で里親になることを決めた」と言える場合、子どもとよい結果をえていたという調査結果もあります。<sup>14)</sup> 加えて、子ど

もを引き取るまでに十分な時間をかけ、面会や交流がなされているかを里親ワーカーは重要なこととしてとらえる必要があります。

里親との交流のなかで子どもが感情の整理ができているか、里親側には十分な受け入れの構えができているかを確認できると、里親と子どもの生活がスタートします。里親と生活を共にするなかで信頼関係ができ、子どもは自分に自信をもって生活できるようになるまで、退行現象を起こしたり、大人の気持ちを試したりしますが、起こった現象だけにとらわれるのではなく、気持ちを分かって、受け入れることも必要になってきます。

### 4. なぜ、パーマネンシーなのか

一般的に里親は養親と同じように思われているところもあるようですが、養育里親は子どもの養育を一時的に引き受け、子どもたちが本来の親のもとで永続的に暮らせるように援助します。それが不可能であれば、その代替の親として養子縁組で子どもの養育者としての永続性を保障することが望ましいと考え、可能性を探ってきました。いわゆる永続性、パーマネンシーの保障です。協会の設立20周年に「成人里子の生活と意識」の調査<sup>2)</sup>をしました。そのなかで、長期に里親家庭で養育された「長期里子」と「養子」との比較をしていますが、「家族としての一体感は養子のほうが強く、自分の境遇に対しての不安感が養子のほうに少ない」という結果がでてきます。長期里子も養子も家族としての結びつきがあると思われそうですが、養子のほうが同一家族の意識が強いと思われました。また、里子や養子ということではイヤな思いをした人は長期里子では56%、養子では15%と里子のほうがイヤな思いをした人が圧倒的に多く、結婚に関して里子である（あった）ことを意識する人が長期里子に多く、それが結婚に際して障害になるかどうかについては、全体として障害にならないと思っている人が多いですが、「障害にな

ると思っている」が長期里子のほうに多いという結果でした。限られたなかでの調査結果ですが、血縁のない親子が法的に結ばれることで、親子間での絆が深められるということが伺えました。『愛の手運動』の実践のなかでも長期養育里親の子どもたちに不安定な状況がみられましたので、実親が引き取る見込みがない場合、養子縁組の条件を整えて養子縁組里親に委託をするように努めてきましたが、日本ではパーマネンシーの保障という観点からの養育プランが立てられていない現状です。

## 5. むずかしい“フォスターケア・トライアングル”

昭和40年代には実親が引き取ることを前提に里親委託がなされ、里子と実親の交流が維持されてきましたが、こういった場合、実親が定期的に子どもの面会に行き、その成長を把握し、引き取る場合と、面会のたびに困った問題を起こす場合とがありました。例えばある親は面会に行く子どもの機嫌をとるためにできない約束をし、子どもを失望させたり、外出の際に自分はお酒を飲んで、子どもだけどこかに置き去りにしてしまったりということもあり、経験を積んだ里親の場合でも接し方が大変だったケースもあります。また、逆に里親が「愛情さえあれば子どもと暮らせる」という思いから、引き取りの時期を早めすぎてしまうこともありました。実親と里子との関係は里親制度のなかで、一番調整のむずかしい部分とも言えます。里親は実親と子どもを引っぱり合うようなことをしないで、子どもを中心に協力者であることを示し、子どもと共に実親をも安心させなければなりません。“フォスターケア・トライアングル”<sup>(3)</sup>とでもいうべき関係です。里親自身が親を指導まではできなくても支援できることが必要です。

近年は親が引き取ることが前提の子どもたちは施設に入所してしまうことが多くなりました。短期間の間、誰かに養育の援助を受けなければならない場

合は、転校をせずに、子どもたちが暮らしていた近い地域のなかの里親家庭にその期間を託すことができれば短期養育のケースは里親委託が適しているといえます。今後そういった子どもが里親委託されることが望ましくなるでしょう。

## 6. 検討を深めてきた研修プログラム

昭和40年代の里親は戦後の混乱期をくぐり抜けた知恵やパワーがありました。また、大家族のなかで育った人が多かったので、子育てに強かったと言えます。世の中の子育て機能の低下がささやかれるころには、里親を希望する人たちも同様で、子ども引き取り以前に、施設の子どもの状況を理解し、子どもを受け入れるための準備を充分にしておく必要性を感じ始めました。「申し込み者の研修会」や、「養子を育てたい人のための講座」など里親や養子縁組の窓口を知ってもらう意味も含めて、子どもを引き取る前に受講してもらう研修を始めました。以降はその内容に検討が重ねられ、受講者参加型研修に変化してきていますが、現在も里親としての実践に入る前に受講してもらっています。

### (1) <養子を育てたい人のための講座>

この講座の開催は養子縁組や里親として子どもを育てたいと考えるようになってからも、一般的にどこに窓口があるのか分からないと協会に申し込みにこられた人から言われることがよくあり、その窓口を開いておくことが重要と考えるようになり、15年前から開講しています。これまでに800人余りの受講者がいます。受講後、養子縁組里親の申し込みのほかに週末里親や季節里親という形で子どもとかかわっている人たちもいます。

### (2) <真実告知の研修会>

子どもに育ての親であることを告げるという「真実告知」は里親にとっては重要なテーマですので、毎年春に研修会を開催しています。同じテーマで年をかさねていくには連続性を考慮した研修内容が必

要であり、なにより参加者が積み重ねに価値を感じるような企画が必要です。実際に告知をした里親に体験を語ってもらったり、養子として育った立場で話をしてもらうということもあります。小学5、6年生の性教育の授業である『命のつながり』について現場の先生に協力をえて、模擬授業をしてもらい、授業で子どもたちが何を学んでいるかを知り、親子のつながりをみつけ、告知について深めてもらいたいという狙いをもった開催もしました。研修の方法も講演形式から、ロールプレイを取り入れたり、事例発表を朗読劇に仕立てたり、参加意識を高め新鮮な感じで研修が受けられる工夫を試みています。どこでもそうであるようですが、学ぼうとする参加者が同じメンバーになりがちであることは残念です。里親は自らの養育内容を高めていくことが今後ますます要求されており、研修の参加は大切なことになります。

## 7. 成人した里子や養子たちの声に耳を傾けて

『愛の手運動』の40年を迎え、子どもたちの成長のプロセスを知る機会が多くなり、成人した彼らが語ってくれる声に耳を傾けています。成人したかつての里子たちは人生や親子のことをしっかり考えて、地に足がついて生活している人が多いという印象を受けています。先述の『成人里子の生活と意識』のアンケートのなかで、健康で前向きに生活している姿が浮き彫りになりました。

現実には2組の親をもち、その間でいろんなことを考えさせられてきたのは里子たちです。

年長になって施設から里親のもとに引き取られた子どもは、施設という集団生活のなかで、自分の居場所がみつけれにくかったこと、時間や物、人にも専有感が得られなかったと感じている人が少なからずいました。ある養子の女性は人生の楽しみ方を知りイキイキと暮らしていますが、自分を育てられなかった生みの母に「私は幸せ、手放した私のこと

を引きずらないで、あなたの幸せを求めて生きて欲しい」とメッセージを送っています。子ども時代に参加した協会の主催している里親家庭のキャンプの存在が大きいことにも改めて気づかされました。キャンプが自分の原点と感じている人もあり、家族や学校の友だちとの関係でなく、もう一人の楽しんでいる自分がいるという感じで参加していたようです。一方で、大人になって、自分が里親の家で育ったことを友人や知人に話しても、「それ何？」と理解されることがなく、制度をもっと知ってもらい、里親制度が親近感ある存在になることが必要だという意見もありました。

子どもは里親との生活のすべてを肯定できるものではないでしょうが、自分のことを振り返って、「これでよかったんだ」と言えるような、子どもたちのための里親制度にさらに高めていくことが重要と考えています。

平成14年10月に里親制度は大きく変わりました。被虐待児を養育する専門里親制度も加わりました。里親の専門性が認められていくことは望ましいことだと言えます。しかし、里親のすそ野が広がっていかないとこの制度の発展は望めません。

子どもたちにとって家庭の必要さをしっかり踏まえることが必要です。

### 注

- (1)「新しい里親像を求める」(財)家庭養護促進協会
- (2)「成人里子の生活と意識」(財)家庭養護促進協会
- (3)フォスターケア・トライアングル：里親委託において、実親のもとに家庭復帰ができるように里子と実親との交流が保たれている場合、子どもを中心に、里親、実親が協力しあって子どもの家庭復帰にかかわっていく関係を意味し、「アダプション・トライアングル」という語を参考にし、筆者が造語した。

### キーワード：真実告知

里親や養親が子どもに里子であること、養子であることを告げるという真実告知は、里親、養親には大切なテーマです。子どもが受け入れやすいように、ショックが少ないうちに告知するには、子どもがあまり大きくならないうちに、育ての親からチャンスを見つけて告知することが望ましいと考えられています。

## 新しいステップに向けて

—里親会の活動と課題

神奈川里親会会長 ほしの たかし 星野 崇

### 1. 里親制度のPRに向けて

#### (1) 里親の減少と要因

全国の里親登録数は昭和37年の19,275名をピークとして減少が続き、平成13年3月では7,403名である。一方、要保護児童数は平成13年3月で37,499名であり、ほとんど施設に入所している。被虐待児が急増し、多くの施設は定員いっぱいだが、里親に委託されているのはわずか2,157名に過ぎない。多くの欧米諸国が施設よりも里親へという政策を従来から取っているが、日本では児童養護方針が施設中心に考えられてきた結果である。里親の数を何とか増やそうとしている地域もあるが、そういう努力もできないほどすでに衰退してしまった里親会もある。

発足当初は地元の有力者などの篤志家が多かったが、近年は子どもが欲しいという理由だけで里親になる人の率が高い。筆者もその一人であった。しかし、中に入れてみて驚いた。子どものいない親のための制度ではなく、崩壊した家庭の犠牲となった子どものための制度であることに気づいた。自分の考えを基準にするのもおかしいが、それほど世の中で知られていない制度なのである。里親制度の目的と内容について、行政だけでなく、里親会も積極的にPR活動せねばならないと思う。

#### (2) PR活動にインターネットの活用

神奈川県里親会では広報誌を増やし、また賛助会員を広く募っている。財政安定化の目的もあるが、

むしろ広く里親の存在意義を知ってもらいたいからである。またPR手段としてインターネットが極めて有効であることがわかった。ホームページのある里親会はまだ少なく、しかも個人の善意で開かれているが、それを見て加入する人が多くなった。官製ホームページはまだ残念ながらお世辞にもできがよいとは言えない。しかし、今後インターネットの重要性はますます増大するであろう。

### 2. 里親の資質向上に向けて

#### (1) 研修

里親にとって研修は重要である。養育方法や制度の内容、法律的な問題も含めてさまざまな研修を行っている。参考までに神奈川県での例を次に示す。「児童福祉と里親制度」「子どもの発達と心理」「虐待を受けた子どもたちとのかかわりについて—里親に望むもの」「現代版・親子関係—精神科より見る親の実像」「里親体験談」「専門里親制度について」など、精神科医、臨床心理士、裁判官、弁護士、児童相談所職員、ベテラン里親らにより実施されている。

しかし、養子をもらえば後は関係ないという人もいて、他人事ながら心配になる。最近はやりにくい子が増えているからである。昨年からはまった虐待児専門の里親制度でも研修の重要性が強調されており、施設での実習も含まれている。

また里親同士はお互いに気兼ねなく子育ての苦労話をしやすいというメリットも里親会の特徴であ



る。里母たちによる小さな集いも研修に匹敵するほどの大きな効果があり、各地で実行されている。一人ひとりの証が互いの資質向上に役立っている。

## (2) 愛着障害に関する研究

幼児期に親の愛情を充分受けられなかった児童の心に残る大きな傷が思春期、自立期に非常識な言動に走らせる原因となっているという欧米の研究成果が最近日本でも研究対象として取り入れられている。NGO主催の講演会や勉強会で愛着障害が多く取り上げられるようになり、里親も多く参加しているが、一人ひとり思い当たる節があるのであろう。

## (3) 子育てチームづくり

全国的に児童相談所に里親専任の担当者が欲しいという要望が多く、養子・里子の区別なく子育てのむずかしさを示しているが、さらに医療や教育の専門家も常時かかわって、児童を診断し、適切なアドバイスにより里親を支援する体制づくりが不可欠である。昨年設置されたレスパイトケア制度も里親支援に有効な制度の一つである。

## (4) 里子たちへの期待

全国里親会では里子代表を海外に派遣して、制度改革や意識昂揚に向けて取り組んでいる。また多くの里親会で子どもの目線で考えようという動きが始まった。里子たちのネットワークづくりも各地で始まっている。神奈川では友人も含めた仲間づくりを目指している。里親だけでなく後から続く子どもたちにも好影響を与えてくれるよう期待している。

## 3. 残された課題

### (1) 里親は一時的な子育て機関か

里親制度は児童を実親に返すための一時的な措置として出発しているが、長期に亘って養育しなければならぬケースが多い。一度手放した子どもを親

は簡単に引き取ることができるものだろうか。良心的な親であればあるほど、時の経過とともに引き取りにくくなるのでは。引き取る場合には、実親にも研修が必要である。成長した時点で引き取る親もいるが、そういう人はむしろ危険な人であろう。

## (2) 親権の壁

親権は厄介な問題である。里親には親権がないので、携帯電話料金の家族割引や学資保険を受けられない。手術しなければならないときは深刻である。20歳まで措置延長の道が開かれたが、相変わらず住民票では里子はただの同居人。パスポートは実親の承諾がなくてもいいと一昨年ようやく認められたが、不思議なことに「ただし研修のため」という変な一文がある。親権は日本の家族社会の根幹にかかわるものだが、ヨーロッパのある国では親権という言葉を養育権に替えたということであり、大いに参考にするべきであろう。

## (3) 里親という用語の使い方について

インターネットで里親のホームページを開くと、小動物などに関するものが圧倒的に多い。ある時、「メダカの里親制度ができたんだけど」と娘に聞いたところ、即座に「冗談じゃない」という返事が返ってきた。幸い、そのときは名称を変更していただくことができたが、幼児期に心に大きな傷を負った児童にとって、人間の意のままになるようなものと一緒にされるということはとても我慢のならないものなのである。

### キーワード：レスパイトケア制度

里親はしばし休息を必要とする。新しい親子関係を作るためには努力が必要である。むしろ子どもから離れていなさいと言われるが、そう冷静にばかりしてはられない。そのうち疲れて、里子を虐待してしまうこともある。これまで里親さん同士で病氣や冠婚葬祭の時に、お互いに相手の子どもの面倒を見ていたことが、休息のためという理由も含めて昨年から広く制度的に認められたのである。

<神奈川県里親大会パネルディスカッションから>

## 耳を傾けてほしい 私たちの気持ち

第16回神奈川県里親大会で、明治学院大学社会学部・松原康雄先生の司会により、里子の方と、そして里子を経験し今は社会人として活躍されている方々5名が参加してパネルディスカッションが行われました。夢や希望を語っている彼等の声を要約でご紹介します。

### 将来に向かっての夢

**松原** こんにちは。今日はそれぞれの将来への夢や希望と、そしてもう少し広く、大人や社会に対してどんなことを望んでいるのか、そして里子会活動に寄せる夢や要望についてお話しいただこうと思います。まず、簡単な自己紹介をお願いします。

**A** 小田原市の中学校に通っているAです。

**T** 横浜の高校に通っています。Tです。

**M** 横須賀の幼稚園で働いています。Mと申します。

**K** 東京で建設現場の監督をしていますKです。

**N** こんにちは。湯河原町の観光課に勤めておりますNと申します。

**松原** ありがとうございます。では、進路や将来について、どう思っていますか。

**A** 私は将来、水泳のインストラクターになりたいと思っています。そのためには、公立の体育科に進学して、その後、体育の専門学校に行ければいいと思っています。障害者も見られるインストラクターの資格もとりたいと思っています。

**T** 中学3年の冬休みごろに、自分の進路について考え始めました。そして、高校2年のときに保育士さんになりたいという思いができました。今年の夏休み、1週間ぐらい、横須賀にある児童養護施設でボランティア活動をし、自分の夢について深く考えるようになりました。それまでは、大変さとか、よく考えていなかったんですけど、自分の考えが、

いかに甘かったか身にしみました。ただ単に夢を描いているのではなく、実際に体験してみることが大事だと思いました。いま「自分の夢は？」と聞かれたら、保育士だと自信をもって言えると思います。

**M** 私は自分の好きな幼稚園の先生になれたし、女の夢で結婚もしたいなと思います。里子って、戸籍の話とか、結婚する相手に話さなければいけないことがあるんで、うちの両親はちょっと心配しているんですけど、それに負けず、理解してもらえるようなやさしい人を探したいと思います。

**松原** きっとみつかると思いますよ。

**K** 自分は里子かもしれませんが、周りの人たちにいろいろと支えられて、普通の家庭に負けなくらいの、恵まれた環境のなかで育ったので、将来に対する不安や悩みはまったくないなと思っていたんですが、こういう機会を与えてもらって、結婚について考えると、やはり、戸籍上の問題とかで、相手の親とか周りが反対したときのことを考えますね。これまで考えたことがなくて、そうした反対に対してどうしたら良いかが見えない…。

ただ、今、考えていることは、周りの人に納得してもらえる人格をつくるということ、説得できる行動をしていこうと思っています。

**松原** 人生の先輩であるNさんはどうですか。

**N** 就職して7年ぐらい経ちますが、任される仕事もふえてきて、将来についてはどんどん上を目指して頑張ること、それから女房を食べさせていくこ

と、それが目標というか、やらなきゃいけないことですかね。

あと、今28歳ですが、死ぬまでに一度宇宙空間に出て地球を見てみたいなど、子どもみたいな夢をいまだにもっていて、長生きしようと思っています。

**松原** 宇宙空間にね…。進路の話が出ましたが、すでに社会人のお三方は中・高校生のとき、どんなことを考えていましたか。

**M** 私は、ほとんど親が道を開いてくれたというか、とてもスムーズにきてしまいました。すごく苦労したのはたぶん親だろうと思うんですよ。私は「こうするといいよ」みたいな形で、そのまま素直に「そうなんだ」と思ってきてしまったので。

**K** 高校のときに、将来建築業でやっていこうと思ってましたので、まったく悩みませんでした。

**N** 私の家はオヤジがとび職で、「中学出たらお前どうするんだ」「高校行くに決まってるじゃないか」。すると、家を継げと言うんですよね。それだけはカンベンしてくれと思って、高校へ行って。私、勉強嫌いなんで、大学は無理だろうから公務員になろうかなと、その専門学校へ行きました。

**松原** お話を伺っていてすごいなと思うのは、私が中学生のときに、皆さんのように考えていたかな、高校のときもね、どうかかと考えておりました。

自分のことを考える時期はいろいろあるかと思いますが、そのことをどのように親に伝えていくか。私もNさんと同じで、親と同じ職業だけは就きたくないと考えてましたが、のちに、親父と話していたら、それはそれで面白いこともあったのかなと…。

### 親子だから、真正面向いて話し合いたい

**松原** では、大人や社会、あるいは学校に対して望むことをお話しいただきたいと思います。

**A** 私は2歳ぐらいのときに今の家に入って、すぐ養子縁組をして実の子として暮らしているんです。小学校4年の授業で、自分の赤ちゃんのときのこと

を覚えてもらい、小さいときの服を学校に持ってきて皆で発表するというのがあったんです。そのとき私は3歳の七五三の写真を持っていきましたが、こういう授業って、気になる人もいると思います。

今は中学生になって自分もいろいろ考えられるようになったし、私のお父さんとお母さんは、里子であることを隠したりする人ではなくて、ちゃんと向き合っていて話せるので、今は、誰に聞かれても素直に答えられるようになったんですけど。

中学2年のとき、担任の先生に里子であることを話したら、面談のたびに、最後の5分ぐらいのときに「抜けてね」と言われて。後でお母さんに聞くと、先生が体を乗り出して「あの話なんですけど」とちっちゃい声で言ったそうです。私は、「先生、それは考えすぎだよ」と思っていました。先生が逆に悩んじゃった感じでした。私は里子になったことは、不幸だとは思っていないので。

同じ里子のなかで話していると、ずーっと隠されていたとか、よく聞くんですけど、私の場合は小学校に入るとき、実はね、と話してくれた。で、私が質問すれば全部答えてくれる。で、親子けんかもします。そういう感じで全然普通の親子と変わりのない生活をしているんで、今はわがまま言いたい放題で楽しくやっています。

**松原** 学校の先生に対して、自然に受け止めてほしいということ、親との間ではきちっと話してくれてうれしかったというお話がでしたが…。

**T** 小学校の高学年のころから中学3年のときまで、自分は人と違うんだ、だから親も厳しくするんだって、いつも比較していたんですけど、高校に入っているいろいろな人と出会って、意見を聞いて、親はこうするよとか、厳しいよねとか。それで初めて私だけじゃないんだな、皆同じなんだってことが分かりました。友達や自分と同じ立場の人と話すことも大事だと思います。

**松原** 仲間との話し合いの機会をわれわれ大人、社

会が準備をする。その活動をサポートする要望にもつながるのかなと思って聞きました。

**M** 里親さんにとって、子どもに告知をするのが一番の悩みだとお聞きしたのですが…。私は小学校4年生のときに今の家庭に入ったので、その問題にはぶつからなかったのですが、Aさんの家庭みたいに、子どもが聞いたら答えてほしいなと思います。言ったことでそのお子さんが情緒不安定になったなら、その気持ちを聞いて、受け止めてほしいなと思います。告知をされると、今度は「自分は里子だ」と、面倒を見てもらっている側にいるってことを自覚するんですよ。私の場合は最初から知っていたのでそうでした。そうすると本音を言えなくなったりするんですが、何でも思ってることを出し合えたら、子どものほうも話しやすくなるんじゃないかと思うんです。

里子は社会的に不幸な子、かわいそうな子と見られがちですが、私は里子に入れたことを幸せだと思っています。一人で生きていけなくちゃいけないということよりも、守られるし、正しい道をきちんと教えてもらえるし、社会的なこともいろいろ教えてもらえるし、ほんとに悪いことなんてないんです。里親さんにはいろんなご苦労があると思うんですけど、自信を持って正面からぶつかってほしいと思います。

**松原** 告知後の親子関係のとり方、お互いが気持ちをきちっと伝え合えることが大事だということですね。

**K** 私は今まで生きてきたなかで、親に言われて一番いやな言葉というのがありまして、口論になったときに「出てけ」と最後に言われたときに寂しくなったんです。自分が里子って告知されていて、怒られているときにそういう言葉をかけられて、すごくつらかったですね。

逆にうれしかったこと、包まれてるなあと思ったときがありまして、「生みの親ではないけれど、お母さんは私だよ。あなたはわが家の宝だよ」。その言葉

が結構自信にもつながってたりしますので。

うちの良いところは、どんなにけんかになっても、どんなに怒られても、翌朝、必ず、「おはよう」って言ってくれるんですよ。そういう小さいことを大切にしてもらえれば良いのかなって、そう思います。

**N** いやいや、皆いろいろ考えてるんだなと感心しちゃいますね。自分がのんきすぎるせいか基本的に生きてりゃいいじゃんと思っちゃうんですよ。世話をしてもらってるという意識があるにはありましたけど、まあ、それで言いたいことが言えないってとき、確かに僕もありましたね。ただ、それが大きなしこりになったとかはなかったですね。親父やおふくろとけんかして、売り言葉に買い言葉で、「何でおれなんか引き取ったんだ」と言っちゃうんですよ、やっぱり。そうすると向こうも「じゃ、出ていけばいいじゃないか」と。もう、5歳ぐらいから言われてました。実際家に入れてもらえなくて、親父の車で寝たこともありましたけどね。

ほんとに真っ正面向いて話をしていれば、そのとき分からなくても後からしみてくるというのが自分の実感です。とにかく親がいないと自分は生きていけないですから。それも大きくならないと気がつかない。就職して、結婚して、自分のお金で食べるようになって初めて気がついたんですけどね。

それから里親さんに言えることですが、僕の目にはすごく一所懸命に映ってしまうんです。もしかすると、それで自分を追い詰めてしまうこともあるのかなあと、余計な心配をしてしまいます。一所懸命頑張っている人に「力抜きなよ」と言ってもなかなかできることじゃないんですけど、一日に1時間くらい何もかも忘れてポケッとするとか、のんきになっていただきたい。偉そうですけど。

**松原** 里親さんは気張らずにゆとりを持って子育てしてくださいというお話でした。学校に行っていられっや方々も、先生も気張らずにとお話されてましたね。

**M** 私も、授業の中で小さいころの話がでたりする

とやっぱり気になりました。父の日にお父さんの顔を描きなさいとか。知らないなあって思ったことはありますね。大きくなってからはそれほど記憶に残っているものはないですね。先生方にも恵まれたと思うんですけど、里親制度のことが社会的に理解されていけばなあと思います。

K 私の場合は、名前のからみがあるような書類を出すときは、親父が学校に行ってくれましたので、そういう点で苦労したことはまったくないんです。

N 僕の場合も同じで、そんな大袈裟には。先生は多分クラスの行動的に問題がある同級生のことで忙しかったと思うんで、僕はもう普通にさらっと「あっそう」みたいな感じでした。

### 里子会活動への大きな期待

松原 里親と里子が一堂に会するのは初めての試みですが、このような集まりに期待することは？

A 学校の友達には里親だからと意識して悪口みたいなことは言えないので、こういう集まりを増やしていただくと、自分の思っていることも言えて、助かるんで、もっと増やしてほしいと思います。

T 今年の5月ごろ虐待を受けた子どもを私の家で預かりました。親子三人で力を合わせて、その子の笑顔を取り戻そうと努力しました。保護されたら里親さんに預ける。そして里親さんには今まで愛情を受けてこなかった子に愛情を捧げてあげてを望みます。私もそうなんですけど、愛情でどんどん育っていくんで、今後里親活動をさかんに行なってほしいと思っています。

M 今までは里親の会だけだったんですけど、今日のような機会があると、お互いに親側の意見と子ども側の意見の両方を取り混ぜて考えられる状況ができるのでとってもいいことだと思います。一対一だと言えないことも、意見交換し合えばもっと理解し合えるのではと思います。

K 意見交換や交流の場をもう少し増やしてもらっ

て里親と里子の意見交換、情報交換をしていけばいいのかなと思います。

N 正直に言いまして、里子だけの会をつくる必要があるのかなと思ってたんですよ。なぜかと言うと、自分の中・高校生のときにはなかったし、そういう立場の人と話すこともなかった。悩みを誰に話したかと言えば、周りの友達で、親には話さなかったと思います。丸ごと自分のことを分かってくれる友達がいるなら、あえて里子という立場だけで縛っちゃうような集まりで話をするのはどうかなと思ってたんですよ。でも、皆と話をして、やっぱりこういう集まりは必要とされているもので、すごく良いものだと分かりました。

松原 ありがとうございます。私は里親会、里子会の意見を社会に伝えていくしくみをつくること、里親に対する社会的サポートを強化することが必要だと考えています。今日は私も勉強させていただきました。最後にここに参加しての感想をお願いします。

A 最初はすごい緊張してたんですけど、大人の人の話を聞いて、改めて自分でいろいろ考えることができたので、よかったなと思いました。

T いろいろな人の意見が聞けて、とても良かったと思います。里子なんだとマイナスに考えないで、もう自分は普通の人と同じなんだという考え方で生きていこうと思います。

M 幼稚園で、他人様のお子様を預かるという大変さをひしひしと感じつつ仕事をしてるんですけど、この会を機会に親に対して素直にありがとうって思いました。そんな機会を与えてくださって、ありがとうございました。

K 里子の友達ができて、よい縁ができたなと心から思っています。今後こういう会がありましたら、力になりたいと思います。ありがとうございました。

N 感動しちゃったよ、僕は。本当にいい話をいっぱい聞いてありがとうございました。これから先、生かしていきたいと思っています。

## 市民としての里親

アン基金プロジェクト 事務局長 さか もと かず こ 坂本和子

### 1. 私の養育体験

子どもがいなくて、子どもを育てたいという単純な理由から、東京都の養育家庭になりました。今、ときを経て思うことは、ずいぶん冒険的な決断をしたと思います。しかし、人間を深く学ぶことができ、なによりひとりの子どもと親子の関係を結ぶことができたことは、なんとも不思議な、素晴らしい人生の出来事です。R君、ありがとう。

私が35歳の時に、小学校入学直前の6歳の男子を受託しました。受託前から、自分が子育ては未熟とわかっていましたから、里親会に行って、いつも先輩方から助言をもらい、つらい時は愚痴を聞いてもらい、里親仲間はなくはない存在です。

彼は、生まれた直後から乳児院を経て、6歳までを小さな児童養護施設で過ごしていました。私たちのところに来る前に、一度別の里親家庭に行った経験がありました。とても機敏な賢い子で、運動神経抜群ながら、少し神経が細いという個性をはっきり持っていました。今思うと、彼は精一杯、環境が何もかも変わってしまったことに適応しようと、頑張っていたのだと思います。

お風呂に一緒に入ったり、絵本を読み聞かせ、添い寝して眠り、良いと思うことはなんでもしました。運動が好きということがわかりましたので、母子で剣道教室に小学生の間通いました。日曜日は小学校

の少年野球で、6年生の1年間は主人も指導する手伝いをしました。

小学6年生くらいで、やっとうちの子になったなあと思いました。うちのお味噌汁が一番と言いました。すぐ思春期に入るので、きりきり間に合ったのではないかと思います。ただ、修学旅行など、何か行事で班に分かれる時は、入れてくれる班がなくて、泣いて帰ってきたこともありました。中学生になると、自分で陸上部に入り、友人たちと共に頑張っていて、高校へは陸上で推薦入学しました。部活の友人に恵まれて、今でも、その友人に頭を下げて、お礼を言いたいほどです。一端に反抗期もやりました。

中学2年の時に、自分のルーツを尋ねてきましたので、指導員の先生を通して、実母方のおばあちゃんと会い、現在の実母の様子をきくことができ、とても安心したようでした。

高校は生半可なものではありませんでした。毎朝5時半起き、朝練がお正月の3日以外、ずっとありましたが、休まないで通い続けたのです。休みごとの合宿など、同じ厳しい練習をしてきた部活の友人たちとの交流、うちへもよく遊びにやってきました。とにかくよく頑張りました。しかし、膝の不調があって、陸上人生を続けることは不可能でした。

18歳で一応里親制度は終わりましたが、うちから体育専門学校に通い、インストラクターになる希望をもっていました。しかし、卒業間近になって言うこ

とは、「自分がスポーツをすることと、人に教えることとは全然ちがう。自分は教えることは合っていない」と。妙に納得してしまいました。

その後、20歳で独立していき、いくつかの転職を経て、現在私学会館のホテルで働いています。最近やっと世の中はそんなに甘くないと実感してきたところでしょうか。まだまだ見守りつつ、求めてきたら相談に乗ってやって、社会での経験を積み重ねていってほしいと思っています。

## 2. 養育経験から思うこと

最近、「愛着」ということを学んで、子どもを受託した初めに学んでいたら、もっとしっかり抱きしめて育てられたらと、残念でなりません。

客観的に考えると、彼の場合、愛着ということができていないで、うちへ来たのかと思います。確かに養育中、里親とは、かわいげのない子をかかわる人なのだと思うことがありました。それは、本当に大変なことです。ここで言えることは、里親への研修は、委託前からどんどんしてほしい。また、委託する子どもについて、的確な情報と助言をしてほしい。ということは、これからの里親には、きちんと知らせたうえで、養育をしてもらう、という姿勢が必要だと思います。なるべく早く、里親・養親を見つけて、子どもが愛着関係を結ぶチャンスを、小さい時期に与えてやって欲しい。これには、実親の親権がかかわっていますが、実親家庭に復帰するためにも、愛着を知っている子どもであったほうが、実のお母さんにとって、どんなに育てやすいことか。これからは、一定期間の養育という、切ない別れを乗り越える力量が里親に求められます。そして、子どもを所有物とせず、家庭をオープンにしていくことが必要です。孤立化は子育ての一番の大敵です。里親はもちろんのこと、一般の子育てにおいても、

たとえば、妊産婦の時期から、孤立しがちなお母さんに、助けの手を差し伸べるようなシステムをつくっていかねば、と切に思っています。

## 3. 里親とは

里親とは、人類始まって以来、血の繋がらない子どもを育てる家庭という意味において、人間性溢れた、もっとも尊い働きではないでしょうか？このことが、日本では、ずいぶんゆがめられて認識されていると思われまます。もっと素直に受け止めてほしいのです。それは、長い間、そのようなことをするのは、子どものことを思ってというより、大人の都合によって決められていたからだと思います。特に従来の養子縁組の中で、生まれたばかりの赤ちゃんを理想とするような考え方は、プライベートな養子としては存在し続けるでしょう。しかし、このタイプの養子縁組は社会的養護とは一度切り離して考えるといいと思います。養育里親と、そこから移行していく養子縁組とが、施設での養護と共に社会的養護に含まれるのだと思います。

虐待という事柄が、1年間で2万件以上の通報を受ける社会になった今、これからは、なおのこと、真剣に子どもの利益を優先する立場で、その子の養育を決定していかなければなりません。それは、その子の人生を決定すると言っていいほど重要です。

里親は、24時間365日、この子らを育てています。そして、共に生活する中で、この子らが表す行動・態度によって、今までその子がどんなことを受け止めざるを得なかったか、手に取るようにわかってきます。どの里親も心で思っていることですが、「虐待・ネグレクト・愛着問題なんて今頃になって騒いでいるけれど、ずっと前から私たちは、何も知らず、そのような子どもを受けて頑張ってきたわ。そして、里親ひとりの肩に背負って、手探りで育てている。

つらい時もあるわ。うまくいかなかった場合もあったわ」と。この述懐は、児童養護施設の職員の方々も同じだと思います。

どうしても高年齢で里子となる場合には、むずかしい問題をもって来るので、里親がどんなに頑張っても次善の策になってしまいます。極力子ども一人ひとりの状態に合わせて、里親が養育することにより、少しでもより良い人生が開けるでしょう。そのためには、従来のように里親家庭だけにまかせるのではなく、里親の周囲にサポートシステムが必要です。里親にもサポートを受け入れる度量が求められます。

里親は、確かにシロウトであるけれど、熱い心をもって子どもの養育に当たっています。専門性については、後からいくらでも研修で注ぎ込むことができますが、熱い心はその人の自前のものです。養育中、疲労困憊することも起きてきます。このような貴重な人々を放って置いて、結果として子どもをたらい回しにしてよいものでしょうか？ここで、里親へのケアが問われてきます。

#### 4. ケア・サポートについて

現在、唯一その役目を担っているのは、児童相談所とその児童福祉司です。この1年、厚生労働省は、里親制度にずいぶん力を入れました。児童相談所などに非常勤里親対応専門を置くように改めたところです。しかし、場当たりの感はぬぐえません。この国の児童福祉政策の哲学として、子どもの人権を中心にした基本的一本柱を立ててほしいと思います。

児童虐待多発を受けて、「専門里親制度」が始まりました。たとえば、専門里親であっても、常に研修、より高度の研修を実施していくことが不可欠です。このような子どもを養育中は、家庭の外に出かけて

いくことがむずかしくなります。在宅で研修を受けられるような、ITを使ったシステムなどが求められます。

現在東京では、医師、臨床心理士らにより、ボランティアで里親の心のケアをするために、里親の自助グループがつくられようとしています。里親の窮状を知って黙認できず、救いの手を差し伸べる方々が出てきています。これこそが、市民の連携ということではないでしょうか？ありがたいことに、日本の社会の中に見えない潜在力としての市民パワーを感じとることができます。その突破口が、被虐待児を養育しようとする里親の、人間性にかかっているというのは、言い過ぎでしょうか？どうか、里親たちを助けてほしいのです。

現在、私は里子OBのアフターケアから始まった、アン基金プロジェクトでメンバーと共に活動しています。現行の事業は、里子OBの自立支援資金「アン基金」貸付、里親のレスパイトホーム、少し高度な里親研修、里親体験を語る草の根啓蒙活動、里子会活動への援助、国・自治体へのアドボカシー活動など、アメーバのように必要なことをしてきました。近い将来にNPO法人を取得し、もう少し深く里親里子のケア・サポートを担っていきたいと皆で考えているところです。私どものように、里親の経験から気が付いて、NPO法人を立ち上げ、グループホームや里子OBのための寮を運営しようとする頼もしい方々も出てきました。なんとか、市民たちと行政が協力しあって、里親里子を取り巻く、大きなネットワークを形づくっていききたいものです。

#### キーワード：愛着

赤ちゃんがお母さん（保護者）に抱かれ、目と目を合わせて微笑み合うような、一人と一人の絆ができること。相思相愛の良好な愛着関係から、虐待のような複雑な愛着関係、誰とも愛着関係を持たない愛着欠如などさまざまな段階がある。愛着障害は、その最も重症の診断名。



&lt;里親体験記&gt;

## 里子に育てられて

石川県里親会 理事 にはんだしゅういち 二飯田秀一

私たち夫婦は、子どもが好きでそれを生かし、地域、社会に貢献でき、困っている人の手助けとなる里親をさせていただき、子どものたくさんいる楽しい家庭をつくりたいと願っていました。そんなとき、知人の子どもJが聖霊乳児院に入所していると聞いて面会に行くことにしました。

初めての面会のとき、部屋の椅子に座って待っていたところにJが入ってきました。そして、私たちの顔を見るなり、Jのほうから近づいてきて座っていた私の膝の上に乗り話しかけてきました。続いて、笑って見ていた妻のほうへ行き、妻の胸元から手を入れてオッパイを触りだしました。あまり突然のことで驚いたと同時に、母親のオッパイを知っているのかなと思いました。しかし、屈託のない笑顔を見て自然な行動と思いそのまま自由にさせていました。そして、Jと楽しく遊びながら、3人の時間を過ごしました。これが私たち夫婦の最初の短期里子Jとの出会いです。

その後、何度か面接をして、昭和61年5月、私たち夫婦に最初の子どもが誕生しました。そして、その年の8月、三日里親事業でJをお預かりすることになりました。

当日、家族みんなで3歳になったJを聖霊愛児園へ迎えに行きました。車の中では、おじいちゃんおばあちゃん、長男を紹介し、お話をしながら少しでも緊張感をなくすようにしました。家に着き、親子

4人で近くの公園に遊びに行き、ブランコに乗ったり滑り台で楽しく遊びました。そして、妻と長男は、先に帰り夕食の準備、私とJは、しばらく遊んでから帰りました。

家に帰ると、食事の準備を終えた妻は長男に母乳を与えていました。Jはその姿を見ようとせず、無視するように私の膝の上に座りテレビを見ました。そのとき、初めて様子がおかしいと気づきました。その後、長男を寝かせ、Jを中心に家族で今日あったことや施設でのことなど話しながら食事をとり、私と一緒に風呂に入ってから、親子4人で寝ました。しばらくすると、Jは玄関先へ出て突然「うわあー」と大声で喚き出しました。びっくりして声を掛けると、また「うわあー」。そのうち、「愛児園帰る」と言い、話をして「僕、一人で寝る」というところを納得させて、私と二人で別の部屋で寝ることで落ち着きました。

このときの三日里親で、私たちがJに「お父さん、お母さん」と呼ばせたことで、最初の出会いから今回のことで本当の親だと思ったようです。妻が長男に母乳を与えたり、おしめを替えたりする姿を見て、母親を独占したい気持ちとの葛藤があったようです。それで、日中はJを中心に生活を送りながらも、夜になると、母親と長男と一緒に寝ているところに自分が入ることができなかったようです。

三日目の夕方、愛児園に帰るとき「また来てくれ

るか」と聞いたことに対する「また来る」の答えにうれしく思いました。そして、愛児園の園長先生に、家であったこと、親ではないかと思わせたことをお伝えしたとき、「大丈夫ですよ。私のほうから話をしておきますから、安心してください」とやさしく言われ、気持ちが楽になったことは忘れられません。

昭和62年5月、当時4歳のS子をわが家にお預かりすることになりました。彼女が2歳のとき、両親が離婚、父親が子どもを引き取り、祖母と3人で暮らしていましたが、祖母が突然倒れ病院で寝たきりとなり、仕事と子育ての両立ができないと、私のところへ相談がありました。

相談の結果、児童養護施設には預けたくないという親の願いで、わが家の近くの保育園に通うことにし、日中預かり、夜に帰ることで話が決まりました。

しかし、父親の仕事は夜遅く、睡眠不足と不規則な生活から、S子は情緒不安になり、保育園からもそのことを指摘されました。そこで、今の生活を続けることに無理があるから、私たちが預かって育て、休みの日に連れて帰るということで父親に納得していただき安定した生活ができるようになりました。私たち夫婦は、S子とJとの違いを感じていました。両親を知らないで私たちを親だと思い寄り添ってきたJと、私たちをしばらく預かっている叔父さん叔母さんと思いあまり近づこうとせず、距離をおくS子との違いでした。

私たちは、長男とS子を、私たちの子どもとして育てようと努力しました。しかし物質的なこと、日々の生活のことは同じようにできても、三日里親としてお預かりし短期間で集中できたJと、長期にわたりお預かりするS子では違いました。精神的に自分の子どもかわいさが先に立ち、差別してはいけないとの心の葛藤の日々でした。特に妻は、初めてお腹を痛め産んだ子どもがまだ1歳、S子は年上の4歳、子育ての経験もなく、ましてや、父親が来るとそちらのほうへ甘え、逃げ道になっていましたから大変

辛いものがありました。私の心の葛藤の比ではないものがあつたと思います。

そんななか、8月にJが、三日里親でわが家に来てくれました。S子とJの初めての対面です。初めにそれぞれなぜここにいるのかを話させていただき、彼らなりに理解したようです。それからは、二人は年齢も同じで、同じ里子として気が合ったのか仲良く遊び、楽しそうにお話をしていました。そして、Jが私たちに寄り添ってきて膝の上に乗ったり抱きついたりする姿を見て、S子も刺激を受け今までになかったように近づいてきました。S子の私たちにに対する距離を埋めてくれました。また、S子が長男と仲良く遊ぶ姿を見てJもつられて3人で一緒に遊んでいました。Jが来てくれるごとにお互いが刺激し合っていました。Jの長男に対するライバル心が少しずつ薄れていき、私たちが親ではないが、見守っているということが理解されてきたように思います。不思議なご縁で知り合ったお互いが不思議な力によって助け合って一つの家族が納まっていきました。

就学を機会に妻の兄夫婦の里子となったJから聞いた話によると、Jは妻のことを本当の母親だと思っていたそうです。自分を愛児園に預けて、長男だけを家において幸せに暮らしていることが許せなかったそうです。Jには少し辛い思いもさせてしまいましたが、里親としての経験を積ませていただき多くの心の持ち方を教えていただきました。その経験を生かしながら、その後、S子に対し、兄弟も思い通りにいかず、物もみんなで分け合っていかなければならない経験もしてもらい、Jとの出会いから、私たちとの距離も近づけることができました。私たち夫婦は、日々、心の葛藤と反省を繰り返しながらも、S子の将来のことを思い、あるときは厳しく、あるときはやさしく育てていくことができるようになっていきました。そして、S子が高校を卒業して就職が決まり父親のもとへ帰るとき、わが子と

同じ気持ちになっていることに気づきました。長い年月、共に暮らすことにより本当の親子になることを感じさせていただきました。

Jの後、私たちのところには、聖霊愛児園とのつながりで三日里親にMが来てくれています。彼は長男と同じ年で4歳のときから来てくれています。彼は自分の親を知り、私たちを里親と知ったうえで私たちを「お父さん、お母さん」と呼んでくれていますので、初めから何の苦勞もなく受け入れることができました。

彼が来てくれるときは、4人いる子どもたちも楽しみにしています。特に同じ年の長男は楽しみにしていて、自分の友達のところへ連れていったり、友達を呼んで遊んだりしています。夜は、普段よりちょっと豪華な夕食を食べます。そして休みのときには家族みんなでお弁当を持って、海や公園に遊びに行ったり、Jのいる妻の実家へ遊びにいったりします。Mの帰る日には家族みんなでお風呂に行き、その後のレストランでの食事を楽しみにしています。彼との生活は大きな責任を感じることはなく、家庭の雰囲気味わってもらうことだけですが、わが子の運動会、遠足、参観日など、事あるごとに気にかかり、妻と「Mはどうしているかな」と話しています。私たちは将来にわたり彼との関係が続け、彼の人生の歩みの手助けができればと考えています。

現在、児童相談所よりある母子をともにお預かりしております。母親は生まれてから妊娠がわかるまでである児童養護施設に育ち、16歳で出産。母親は平成13年7月に、子どもは8月に生まれました。彼女にとって最も近い身内でありかわいいわが子を育てたい希望と、育てることの困難な現実。その希望をかなえるための児童相談所の努力を知った妻は母性本能をくすぐられ、何とかしたいと思い、私も今の困難な状況を何とか打破して今より少しでも幸せになってもらえればとお受けしました。

当初は彼女なりに育児に努力し、私たちも見守り

ながら手伝っていました。しかし、だんだんと子どもの要求に耐えられなくなりかわいさだけを残し子育ては任せっきりになっていきました。そこで、今がチャンスと思い、もう一度、彼女に高校入学を勧め、17歳の子がする勉強や遊びや恋愛を経験して人として育ててほしいと願い、4月より昼間二部制のある定時制の高校に通うようになりました。午前は学校、午後は仕事と忙しい毎日で、子育てはおろそかになっていますが、私たちの子育てをする姿を見て、少しずつ学んでいただきたいと思っております。

現在、わが家には、里子として育ったS子やJがよく遊びに来てくれます。また、他の児童養護施設を出て頼るところがなくて、自立できるまで長期にわたりお世話をさせていただいた子や、また、里子としてお預かりした子どもの友達などがわが家へ何人も遊びに来てくれます。しばらく家に泊まっていたり、仕事を紹介させていただいたり、「自分は施設で育ち、将来、結婚や子育てができるか不安」と相談を受けたりします。私たち夫婦は、そうした人たちが来てくれて頼りにされることで本当の幸せを感じ、希望していた子どものたくさんいる楽しい家庭に近づけ、里親をさせていただいてよかったと思っております。これからも、里親を続けながら、育てさせていただいた子どもや施設出身の人たちがいつでも来られる、里帰りの家にしていただけたところになることを願っています。

#### キーワード：里帰りの家

施設を出て、自立して順調に生活を送ることができればそれに越したことはありませんが、挫折しそうになったとき、頼るところも少なく、施設や児童相談所、友達に頼るにも限りがあると思います。そんなとき、帰る家があり迎えてくれる親がいれば、どんなに心強いかわかりません。施設で育つ子ども、将来の自立を目指して、短期でも里子として、家庭生活を経験し、里帰りのできる家を持ていただくことは社会生活を送るうえで不安を少なくし、心のよりどころになると思います。今後、私たちは養育里親の仲間を増やし、「里帰りの家」の輪を広げる努力が必要と感じています。

# 里親研修・サポートシステムの現状と課題

社団法人 家庭養護促進協会 理事 いわさき みえこ 岩崎美枝子

## 1. はじめに

昨年の10月から、里親制度が改正された。今回の改正で特筆したいのが、被虐待児のための「専門里親」の新設とその認定要件としての研修制度であり、また、里親支援事業としての里親対応専門職員の配置や、里親の休息のためのレスパイト・ケア等、ともかく里親制度が発展し、確実に機能していくためには、里親へのサポートシステムが必要であることが、厚生労働省（以後厚労省とする）の通達に初めて明記されたことである。

それを受けて、ではそれら里親の研修やサポートシステムの現状と今後どうあることが必要であるのかを、外国との比較も含めて考察してみたい。

## 2. 里親への研修

### (1) 現状はどうなっているのか

ここ、20年程私は全国各地から里親研修の講師を要請されてきた。ブロック研修を含めると、北海道から沖縄までのほとんどに出かけたことになる。各地方自治体によって里親への取り組みに格差があるので、研修についても同じことが言える。

しかし最低でも、全国里親会が主催する全国大会と、ブロック別の研修会が年1回行われ、各都道府県毎に里親会の年次総会が、研修や親睦を兼ねて行われている。そして多くの場合、各児童相談所毎に里親会の下部組織があり、特に里親同士の親睦を兼ねた経験の分かち合いや支え合いが行われているの

が通常である。ただ、基本的には各種研修会等の行事への参加は里親の自主性に任されている。

その他に、例えば東京都や埼玉県、大阪府・市は新任里親研修を委託前研修として力を入れている。また、未委託里親への研修を実施しているところもある。ただ、現在の研修が里親全体に対して行われており、例えば養子縁組を希望して育てている里親にも、養育だけを担う里親にも、その養育の目的が全く異なっているにもかかわらず、一律な研修が行われている。

協会も、昭和43年から毎月1回委託後の里親に対して研修を約10数年間行っていたが、その時も養子も養育も一緒に研修してきた。岡村重夫理事長からは、目的の異なった里親と一緒に研修するのは好ましくないと言われていたが、現実の問題としてそれを試みる余裕が当時の協会にはなかった。

その後、協会の活動が、養子縁組を前提とした里親の開拓に主力が置かれるようになり、約10～15時間の「養子を育てたい夫婦のための連続講座」に、委託前研修としてここ20年間力を入れてきた。その経験から言えることは、①研修は目的別に行われないと効果がない、②講義式の研修ばかりではなく参加型の研修であること、③研修を受けさえすれば、誰にでもできるようになるわけではない、ということである。

どこの研修会も、基本的には講義が中心となる。それは、それなりに知識を得る方法としては欠かせ

ないことではある。協会の講座では、それにビデオ鑑賞後や体験談を聞いた後のディスカッションや、ロールプレイを取り入れてきた。課題を与えて、参加者だけで話し合ったり、それを発表させたりする。それで、参加者個人がよく読み取れる。講義だけでは決して見えなかった、参加者の理解度が評価できるようになることが多い。夫婦でロールプレイさせると、夫婦関係の日常が見えたりする。委託前研修の大切さは、これから始める里親子の生活をどれだけ現実的に想像してもらえるのかにあり、それを効果あるものにするために、工夫を重ねてきた。

それでも、講座を受けて里子を養育してみると、頭では理解できていても実際にはなかなか実行できないことが多い。講座だけでは、その人の価値観や行動様式をすっかりと変化させられるということではない。しかし、講座を受けていることは、里親としての失敗を防ぐことに効果があることも事実である。

## (2) 専門里親の認定研修

初めて、国が被虐待児を委託するためとはいえ、どれだけの知識や経験が里親に必要なかを明らかにした内容が、下表の通りである。

この研修は、基本的に各都道府県が行うことになっているが、民間の団体に委託をしてもいいことになっている。当然昨年9月に告示されて、10月か

区 分	科 目
養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目 (通信教育でも可)	社会福祉概論 (講義)、児童福祉論 (講義) 地域福祉論 (講義)、養育家庭論 (講義) 発達臨床心理学 (講義) 社会福祉援助技術論 (講義)、養護原理 (講義) 医学 (児童精神医学を含む) (講義)
養育の内容及び方法の理解に関する科目	児童虐待援助論 (講義・演習) 思春期問題援助論 (講義・演習) 家族援助論 (講義・演習) 専門里親演習 (講義・演習)
養育実習	児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で行う

ら専門里親制度は施行されたわけで、それを受けて早速に社会福祉法人恩賜財団母子愛育会が、専門里親養成教育を主催し、全国からの参加者を募り、実施した。

独自で、この研修を実施するとしているのは今のところ1~2県のみで、基本的には多くの自治体はこの研修プログラムに依存し、現在登録され、委託している里親の中から専門里親として認定したい、あるいは認定を希望する3年以上の養育経験のある里親に受講を勧め派遣している。

厚労省が提示した科目を見ただけでは、研修内容の具体性が判然としないが、実際に行われた研修の内容によると、養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目については、全社協発行の「新版・社会福祉学習双書」を利用した通信教育とし、各科目とも400字詰め原稿用紙3枚程度のレポートを提出する。スクーリングについては、約16時間で、講義や意見交換、ロールプレイが導入されている。

この研修を受けたAさんに、受講の感想を聞いてみた。すでに20年以上の里親経験をもつAさんにとっても、なかなか充実した刺激的な研修であったようだ。スクーリングに参加して、今までは愛情が一番と思ってやってきたが、専門的なケアが必要なのだということがよく理解できたことと、同じ目的をもって養育し研修に参加している里親との意見交流や経験の分かち合いによって啓発されるものが大き

かったと述べている。特にロールプレイによって、自分の里子へのかかわり方の傾向が自覚され、反省させられたと言う。その反面、通信講座の方は専門用語が理解できないし、教科書を読破することはもちろん3枚のレポートもなかなかむずかしいと述べている。しかし、せめて、毎年この程度の継続研修の必要を痛感したと話してくれた。

少なくとも、Aさんの感想を聞いて改めて思うことは、今までAさんが受けてきた研修

は、全くとはいわないが、さほど有効に機能していなかったということである。特に、今回Aさんは同じ府内の里親さんで他支部の熱心な仲間に出会えたことを喜んでおられた。結局今までの研修は、養育目的に応じた研修でなかったことが反省させられる。

### (3) 外国ではどのような研修がなされているか

アメリカやイギリスは、里親の種類が多様で、引き受ける子どもによってランク付けがなされている。ランクによって研修の内容も異なっているようである。例えば全米で利用されている里親事業協会が作成の「PRIDE」<sup>11)</sup>という研修プログラムでは、認定前研修で、9セッションを各3時間、計27時間受講しなければならないことになっている。継続研修では84時間の研修が用意されているという。その内容についても、日本のそれに比べて、里親が子どもを養育する上で役に立つ具体的な情報が多い。諸外国の研修については、紙面の都合で、その詳細を述べるわけにはいかないが、おもしろい報告を聞いた。帝京平成大学の高橋由起子氏からドイツの里親研修について聴取したなかで、旧東ドイツのグライズヴァル市の里親制度促進民間団体では、特に虐待を受けたり、障害を持った困難児のための里親募集と訓練に力を入れているという。旧東ドイツでは施設養護が圧倒的に多く、里親委託は例外だったために、現在新しい専門的知識と経験を持った里親の開拓に力を入れている。特に以前施設職員で現在失業している人々（に限らないが）に、専門職として里親になってもらおうと労働局と提携して研修コースを提供している。研修費を労働局に出してもらい、所定の単位を修めた暁には里親になってもらう。里親手当（労働に対する報酬）は、保育所や幼稚園のフルタイム（週35時間労働）と同じくらい支払われる。研修期間は、毎日8時間、6カ月。実際に施設で働いた経験のない人は、さらに2カ月の実習をしなければならない。受講科目は、教育学、発

達心理学、児童心理学、法律、医療、栄養学、危機管理、家族社会学、児童福祉などだそうだ。

日本と同じ、施設養護が圧倒的だった東ドイツの努力がうかがえる報告である。これだけの時間と費用をかけてでも専門里親を大幅に育てようとするエネルギーに圧倒され、うらやましい国の取り組みである。

欧米の場合に、民間の団体がそれぞれに工夫をこらした研修プログラムを提供している。まだ日本の場合はやっと研修を義務化することが始まったばかりであり、テキストにしても研修内容にしてもこれから、より有効なものが考えられていくであろうことを期待したい。

## 3. 里親養育相談事業について

### (1) 児童相談所の指導

最初に書いたように、研修さえ受ければ里親養育ができるというほど、簡単なことではない。特に被虐待児にしても養子縁組を前提とした子どもでも、多くが愛着障害を含めたいろいろな問題をもっているため、集団生活では決して見せなかった行動や態度を個別な関係におかれた里親にみせる。たかが2歳や3歳の子どもに大人が振り回される。それが何を意味し、どう対応することが必要なのかを、事前に里親が知っていてもなお、とても大変な事態になることが予測される。特に引き取った当初からとりあえずの信頼関係が里親子間にできるまでの半年から1年間は、まるで地獄のような凄まじい血みどろの戦いが展開される。里親に必要とされるのは、ひたすら子どものいかなる行動をも受容することである。<sup>12)</sup> それを受ける里親は肉体的にも精神的にも疲労困憊になる。ましてや地域社会からの好奇の目や近隣の遊び仲間や幼稚園や学校からさまざまな苦情がよせられる。まともな日常生活がおくれる状態ではない。そんな里親を支え、具体的なアドバイスとエンカレッジメントが必要になる。その指導は、本

来は児童福祉司の役割である。しかし、こういう里親の事例を数多く体験していないと、なかなかしっかりとした指導ができない。少なくとも5年以上の里親担当経験がなければ、やりえないと、私は経験的に感じている。今回、厚労省は、非常勤をふくめて、里親対応専門職員を置くように通知している。しかし、里親制度への取り組み自体が低調であったのだから、どこの自治体であれ、里親子関係に精通した職員はほとんどいないのが現状である。

地域の主任児童委員や児童家庭支援センター等の援助ももっと活用するようと言われているが、そのためにはそれにかかわる人たちに、専門里親等が受けた研修以上の知識と経験が要求されるはずである。まずは、そこから取り組まなければならないのではないだろうか。

## (2) レスパイト・ケア

里親支援事業のもう一つの新しい取り組みは、レスパイト・ケアである。里親の子育ては、どの種類の里親にとっても、一般の子育て以上にストレスがかかる。その対策として、レスパイト・ケアが年間7日間認められることになった。特に、専門里親にとっては確かに必要な支援であろう。最近のアメリカでは頻繁に利用させないと里親がもたず、そのために、レスパイト・ケアを専門に引き受ける里親が用意されている。さて、日本では制度はできたがどこが引き受けられるのであろうか。

里親同志で預けあうことは、今までも里親の相互援助としてあったようであるが、緊急な時にはむずかしい。アメリカのワシントン州で専門里親をしているイングリッシュさんは、自立し結婚しているわが子や里子や養子の家庭に預けているという。それは、安心して預けられ、里子への理解や援助も得られやすく、うらやましい限りだ。結局のところ、日本ではあらかじめ指定された乳児院や児童養護施設を利用するしかないと考えられている。しかし、里

子にとっても、施設の子どもたちにとっても余り望ましい預け先とは言えない。関係者での話し合いのなかでは、例えば夏休みや春休みに、レスパイトのための里子用キャンプを計画し、その間里父母の息抜きになるようなプログラムが望ましいかもしれないという意見が出た。協会の2泊3日の夏のキャンプは、里親や養親にとってちょっとした息抜きになっている。子どもにとってもストレスがたまっているので、双方にとって望ましく、実現可能なことではなかろうか。

## 4. おわりに

正直なところ、里親支援事業がしっかりと軌道に乗り、少しは里親が社会的な支援を受けることで、社会的に認知され、里親の数が増えるまでには、まだまだ多くの時間を必要とするだろう。しかし、本当にその必要性が痛感されるのであれば、民間団体の活用や児童相談所の拡充などの予算の裏付けのある思い切った政策が必要ではないだろうか。

注

(1)養子と里親を考える会発行「新しい家族」41号「アメリカ・オハイオ州・ルーカス郡の里親制度と研修」桐野由美子氏（京都ノートルダム女子大学教授）P16～ 参照

(2)社団法人家庭養護促進協会 大阪事務所発行「親子になる」参照

### キーワード：レスパイト・ケア

里親が一時的な休息のために、里子を年間7日間について、乳児院や児童養護施設等または他の里親を活用して再委託ができる制度。里親は児童相談所に申請し、それを受けた児童相談所は迅速に実施施設を選定し調整をしなければならない。これにかかる費用は国と都道府県でもち、保護者には負担させない。

## 実親を支援する里親養育の事例

社会福祉法人 二葉保育園・二葉乳児院 院長 すず き ゆう こ 鈴木祐子

### 1. はじめに

里親養育が社会的養護としての性格を強め、児童の実親家庭への引き取りを目的とする養育が検討され始めている。家庭引き取りを目的とすると当然実親とのかかわりが生ずる。さらに多様な関係機関との連携が必要になる。里親養育を支えるための機関（里親会、里親支援機関など）だけでなく、児童の家庭にかかわっている関係機関（福祉事務所、病院、学校、保健所など）や児童が交流している地域の人々との関係もでてくる。児童の家庭を維持し、最終的に児童が家庭復帰するために、里親養育はこれらの機関とのネットワークのなかで役割を果たす。

### 2. 養育方針

児童相談所は、児童を里親家庭に委託するに際して、実親家庭での児童の状況についてアセスメントし、委託目標を決め、養育計画を立案する。養育計画には実親家庭の再統合を目的として、①里親家庭に委託された児童の養育に関すること、②実親との交流、③実親家庭の問題解決、④里親がどのように実親を支援するか、その方法などが具体的に述べられていなければならない。児童が施設から里親家庭に委託される場合には、施設での生活、実親との関係などの情報を里親家庭に引継ぎ、里親が安定して児童の養育に取り組めるように援助する。しかし家庭復帰を前提にして里親家庭に委託される場合は短

期ケースが多く、実親家庭から里親家庭に来ることが多い。児童相談所は養育計画を立案するに当たり、家庭再構築のために福祉事務所、病院、学校、地域の人々などの社会資源をどのように使い、各々の機関がどのような役割を果たしたら良いか検討し、ケースカンファレンスにより関係機関の合意を得ることが望ましい。

### 3. 短期間で家庭再統合を目的とすること

里親家庭と実親家庭が交流する場合は、短期委託ケースが多い。長期間の委託になると、どうしても児童の実親家庭への家庭復帰は困難になる。委託された児童は里親家庭の文化になじみ、里親との親子関係が強化され、児童は実親と里親家庭との間で忠誠葛藤（自分を実親か里親かどちらに帰属するのか）に悩むことになる。この問題を解決するには、やはり早期に家庭復帰できるように、実親家庭を支援する態勢を整えることが必要である。

### 4. 事例

#### 事例1 親の疾病による短期間の委託

A子の年齢	小学校6年生 女子
委託理由	母親の疾病
家族構成	母と子の二人家族
里親家庭	里父母と長男、長女の四人家族



### (1) 委託時の状況と里親家庭の選定

母親の入院により、急遽A子の委託先を探すことになった。A子が小学校6年生で卒業式を控えているため、転校は好ましくなかった。民生児童委員が家庭訪問をすることにより、A子一人で生活する案も検討されたが、当然のことながら、A子一人で夜間何かあった時の危険を考え取り下げられた。また母方親族は母親とのトラブルで長期間連絡が取れない状況だった。母親も親族に援助を求めることを拒否した。A子は毎日母親の見舞いに行くことを希望し、母親の病院から遠く離れた施設入所を嫌がった。病院のケースワーカーも母親の不安を軽減するために、A子が頻繁に見舞いに来ることを望んだ。児童相談所の担当福祉司はこのような事情を考え、実親家庭の付近にある里親家庭への委託を決定した。小学校6年の女子で思春期に入っているため、個人のプライベートの場所が確保できるような家庭で、里親の実子が委託児童より年長の家庭が適当であると考へた。通学圏よりは少々離れているが、適切な里親家庭が見つかり委託決定となった。

児童相談所は母親が入院により就労不可能となるため、その間の収入について福祉事務所に生活保護を依頼し、母親の入院中の諸経費、アパートの家賃などについては解決した。

### (2) 養育方針

児童相談所、里親、病院のケースワーカー、福祉事務所の担当が話し合い、里親家庭委託中、A子は里親家庭から通学し、下校後、病院へ行くことになった。A子の家にある持ち物の管理についても家庭復帰に備えて打ち合わせた。病院のケースワーカーが母親の状況を里親に伝え、A子の不安を軽減するように配慮した。学校関係の手続きについては全て里親が担当し、里親家庭で生活することを学校に説明し、保護者の変更などについて了解を得た。

### (3) 委託期間中の養育

当初A子は緊張していたが、次第に里親家庭になじみ、里親家庭の生活を楽しむようになった。里親家庭の2歳年長の長女は、妹ができた喜び、A子もはじめて姉妹関係を体験し、良く話し合うようになった。また母子家庭で育ったA子は父親の存在を知らなかったが、里父のやさしさと、家族を支える強さに出会い、始めは戸惑っていたが、次第に里父にも甘えるようになった。里母の仕事を手伝うことを好み、今までの母と二人での家庭生活と比べて幅があり、にぎやかで明るいものであることを知った。里親はA子が里親家庭での生活を楽しみ始め、実母の面会がなおざりになり始めた時、A子が安心して生活しているのを喜んだものの、実母の見舞いにはきちんと行くように指導した。また里親も一緒に見舞いに行き、実母が安心できるようにA子の学校の様子、家での生活について報告した。

里親は、A子の生活習慣は里親家庭のものとはかなり異なっていたが、いずれは実母の元に帰るので、食事のマナー、礼儀作法など里親家庭では好ましくない習慣があつたとしても、里親家庭の習慣を無理に押し付けないことにした。むしろA子がはじめて他人の家で生活するに際して、緊張を和らげ、安心して生活できるように配慮した。

### (4) 家庭復帰

実母の手術も無事に終わり、退院の目処がたった。A子は母の回復を喜んだものの、自宅へ戻ることを渋り始めた。確かに実母宅は養育要件に欠けるころもあつたが、里親は当初の方針通り、A子を実親に戻す準備を始めた。A子に「あなたはお母さんと一緒に生活するのよ。お母さんはあなたを大切にしているでしょ。」とさとした。A子は納得し親元へ戻っていった。里親が、実親の元へ戻るように毅然として言ったことで、子どもは生きていくうえでの親

子の絆の大切さについて目覚めた様子であった。

## 事例2.不登校児童の新しい家庭体験

B子の年齢 中学校3年女子

委託理由 登校拒否

家族構成 母・兄・本児

里親家庭の家族構成 里父母、長女、次女

### (1) 里親家庭の選定

B子は中学校2年生で、学校でいじめに合い、以後不登校であった。このままでは中学卒業資格を得られない。すでに転校して様子を見たが、一向に問題解決しない。せめて中学卒業資格を得るために、残りの中学校在学期間中里親家庭で生活させることになった。里親の条件は、児童を自立させる力のあることで、通学可能なところに住んでいること、実親に戻すために実親との連携を取れること、などであった。

年長児を委託する場合、児童の希望も聞くことになっており、決定がなかなかむずかしい。B子に里親家庭の様子を説明したところ、納得して中学校卒業までその里親家庭で生活することになった。

### (2) 養育方針

里親家庭はB子が通学を約束することを受託の条件とした。それ以外は、自分のことは極力自分でやること、家族全員働いているので、家庭の役割を果たすことだった。B子は母親に可愛がられ何の不自由もなく暮らしていた。自分の洗濯なども母親に任せていたので、少々厳しいかと思ったが里親家庭のルールであったので、その方針で実施することにした。児童の実親宅への外泊は、通学の約束を守っていけば、土曜から日曜にかけて認めることにした。実母は宿泊した時の様子を必ず里親に報告することも条件とした。

### (3) 委託期間中の養育

B子は里親家庭に来てから、日曜日には自分の寝具の洗濯をしなければならなくなり、食後は食器洗い、朝はゴミ出しが自分の役割となったので、非常に困惑した。学校へ行くだけでも大変なのに、このような役割が課せられて、最初は辛いといって実母に泣きついた。実母は心配して児童相談所のケースワーカーに訴えたが、児童相談所は実母の言い分を取り上げなかった。養育家庭センターワーカーは、里親からB子があまりにもお客様で困っていることなどを訴えられた。児童相談所と養育家庭センターで連絡を取り協議した結果、実母に本児を抱え込んで引き取ったとしても今までと同じ結果となるので、里親に任せるように説得した。里親にも、従来のやり方で一貫して継続するように励ました。B子には養育家庭センターワーカーが、里親の方針は子どもにとって必要なことを説明し、子どもを励ました。

最初泣いていた子どもは、そのような生活習慣に慣れてきて、毎朝登校し、日曜日には自分の洗濯をするようになった。また里親宅の家族一緒にとる食事を喜び、家族との話し合いに入れるようになった。

秋に入り進路指導が始まるとB子は自ら高校へ進学したいと言い始め、自分なりに勉強し始めた。しかしほとんど休んでいたのが教科をこなすことが困難で、里母に家庭教師をつけてほしいと頼んだ。里母は勉強は自分でするもので、家族で家庭教師をつけた子どもはいないと断った。B子が必死で分からないところを兄に聞き始めた。その様子を見ていた兄は、自分の友人で塾をやっている人に本児の学習指導を頼んだ。里親が児童の進路について実母と打ち合わせを行ったりする間に、実母は率直に自分の養育について里親に相談するようになった。実母は自分が単身で子どもを育てているので、子どもが引

け目を感じないように何でも与え、何でもやってあげていたと打ち明けた。里母は実母の気持ちは受け止めたが、実母があまりにもすべてをカバーしていたので、そのような養育から生ずる問題を指摘した。子どもは力があるので何でもやらせてみたほうが良い、と助言した。また誰でも苦勞して生きていること、決して母だけが苦勞しているわけではないこと、等を親身になって話したところ、実母も目が開かれた様子だった。

#### (4) 家庭復帰

努力の甲斐あってB子は無事高校入学を達成できた。家から通学するために卒業式を終えて自宅に戻った。母親は子どもの成長に感謝するだけでなく、以前は泣き言をこぼしていたが、里親を通して世の中にはもっと苦勞していても前向きに生きている人がいることを知り、気持ちを持ち直したようだった。兄は家庭内暴力であったが、高校に通学するようになったB子が毅然として兄の暴力に立ち向かったところ、兄は自立するために住み込み就職を決意した。家庭はすっかり平和になった。登校拒否で中学卒業資格をとることだけを目的にして委託したが、結果的にはその家庭の人間関係を変えることになった。B子の成長は目覚しく、高校も無事卒業できた。

### 5. 施設との連携

施設と里親養育の連携については、①施設で生活している子どもが、里親家庭に委託される場合に里親が養育可能となるように支援すること、②里親の児童の養育についての相談、③施設での行事などで里親養育が利用する場合、④里親が児童を養育中に施設をレスパイトの場として利用する場合がある。レスパイトとして施設を利用する場合、子どもたちの集団の力をうまく取り入れれば、里親家庭での養育だけでなく、自立のための訓練となる可能性もあ

る。

また施設から里親家庭へ委託する場合、子どもと里親との間に十分な絆ができるように援助しなければならない。

施設が里親に伝えることは、児童の養育状況とそれまでの実親との交流の情報である。児童にとって生活環境が変わること、世話をしてくれる人が代わることは非常に大きな変化であり、児童の不安をよく理解し、受け止めてもらえるように説明する。実親との交流については、交流頻度、そのときの実親の態度、児童の様子なども伝え、児童にとって実親との関係がどのようなものであったかきちんと伝えておく。家庭復帰を目標とする場合、児童相談所、施設、里親、実親が集まって、その後の交流の打ち合わせを行うこともある。このように児童の実親と里親が対面し、児童をめぐる養育責任者が変更したとしても、連携している様子を実感できることが児童の安定につながる。里親家庭に移っても実親とのつながりが継続できることがわかり安心して里親家庭で生活できるようになる。

#### キーワード：家族再統合を支援する里親養育

里親養育が社会的養護としての役割を果たす場合、児童を実親家庭に復帰させるために、児童を養育しながら実親を支援し、実親家庭の再統合を目的としてかかわっていく。実親に対して子育てのモデルとなったり、相談相手となったり、子育てを実親と共有する。従来の、長期間にわたって受託した児童を実親との関係を遮断して、里親家庭で養育するタイプとは異なっている。

# 英国における 里親制度の現状と課題

京都府立大学福祉社会学部 教授 津崎哲雄 つ ざき てつ お

## 1. 戦後英国の里親施策動向

戦後英国児童福祉施策における里親制度は、「実家庭外で暮す児童に自治体が提供するケアの主要形態である」<sup>1)</sup>と表現できる。彼らをケアする国家責任は自治体事務で、法的には1989年児童法に自治体育成(Looking After by Local Authority)と規定されている。

第2次大戦中の著名社会活動家による投書や里子虐待死事件を契機に、低劣処遇と所轄行政混乱が問題視され、制度を見直した「カーティス委員会勧告」を法制化した1948年児童法により、里親優先策や施設小規模化が推進された。優先策は法13条に規定され、後の児童福祉原則となった—「自治体はケア責任を負う子に住居や扶養を提供する場合、(a)里親委託により…または(b)里親委託が暫時不可能か、望ましくなければ、施設入所を通じ、責任を果さねばならない。」

このように、「里親委託は優先目標となり、有効資源として評価されてきた」。<sup>2)</sup>新たに設置された自治体児童部は、行政実務機関として児童ケア主事というソーシャルワーカー(以下SWrと略)を通じこの優先原則を実施、牢獄並の大規模施設から不幸な子を里親家庭、ファミリー・グループホームへと救出する「十字軍」の役割を担った。内務省児童局統計によれば、自治体間競争など奨励策の結果、1949年の35%から1963年には52%へと里親委託率が上昇した。<sup>3)</sup>

こうして育成委託は里親家庭とすべきとする自治体児童ソーシャルワークの原則は、60年代末明示されなくなったが、実質上英国児童処遇原則として維持されてきた。その後新保守主義政権の財政策により施設閉鎖や不当なまでの里親優先策が行われ、育成委託児が社会的排除の犠牲者となってしまった。1997年復帰したブレア率いる新労働党政権は、クオリティ・プロテクト計画<sup>4)</sup>により対応してきた。2001年現在、英国の育成委託児約76,000人中、里親が45,600人、施設が10,200人、親許委託(在宅指導)他が15,800人、養子準備里親が3,700人となり<sup>5)</sup>、里親・施設比は約8対2、養子準備を併せ家族委託とすれば、施設1となり、家族・施設の委託比は9対1、ほぼわが国の比を逆転させたものとなっている。

## 2. 里親制度の法・実務の基盤

里親制度の主法規は1989年児童法23条であり、「自治体育成児への住居と扶養の提供義務」を規定、その方法を家族(family)、親族、他の適格者(以上が不可能なら公私施設)への委託とし、里子が委託される家族を自治体里親と定め、2002年里親サービス規則<sup>6)</sup>が制度の枠組(委託機関、認定手順・委員会・再審査、委託原則、訪問指導、記録、独立委託機関等)を規定する。注目すべきは認定規定で、自治体のみならず独立機関(非営利・営利機関:以下独立機関と表記)も里親認定可能な仕組となっている。

公私ソーシャルワークの発達を基盤とするがゆえであろう。さらに詳細な実務指針『1989年児童法指導指針・規則第3巻家族委託』、1999年全国里親ケア基準や2000年ケア基準法（里親ケア最低基準：独立機関規制）に規定されつつ、里親ネットワーク（FN）の『里親養育費規準』や英国養子縁組里親委託機関協会（BAAF）の「里親認定調査書式」に依拠し、自治体が独自に作成した「里親・家族委託実務指針」に則り、現場のSWRは里親委託実務に携わっている。

### 3. 里親委託機関と里親委託ソーシャルワーク

里親委託は、英国全体で208の自治体機関と約250の独立機関が担当、自治体では児童サービス課里親・家族委託チームが、里親募集・認定・研修・里子委託・事後訪問指導・アフターケアなどを実施する。独立機関への委託ケースでも法的育成責任は自治体にあり、定期訪問・再審査やケア命令・監督指導命令／解除等の手続きは自治体が行う。最近の調査<sup>(7)</sup>では、同一自治体内の里親委託チーム数は1～13であり、平均4チームが存在する。職員構成は、主席・上級SWRの下に基幹SWR数名が所属、1チームのワーカー数は常勤2～45名の幅で平均6名強である。SWRの平均ケース担当数は15前後で12から上限20が大多数である。特殊ニーズ対応の専門委託ケースでは12～15が規準である。筆者の調査でも、人口16万のダンディー市家族委託課では16名のSWRが3チームで里親委託を行っていた。

ところで、施設資源では独立機関（市場）サービスの購入が進み、里親委託も影響を受けている。自治体里親委託チームも独立機関と競争し、資源効果・効率に基づき市場サービスを購入する方式が浸透しつつある。上記調査によれば、すでに1997年時点で約半数の自治体が独立機関の里親委託サービスを購入、活用していた。

### 4. 里親の種類・格付・手当／報酬など

里親はどう呼ばれているか。里親の属性から一般・親族・専門、委託分類から緊急・休息・短中長期・永続、ニーズや機能特性から十代・非行・障害・拘置・ひとり親・アセスメント・養子縁組準備・治療・ホームレス・リーヴィングケア・自立支援等さまざまに分類され、各自治体施策を反映している。また多くの自治体は、里親ネットワークの勧告に沿い年数・職業経験・研修歴・専門的力量に従って里親を3分類・格付し、昇格制度を設け、格付に相応しい里子を委託、それに応じた報酬額設定というのが現在の養育費・報酬支給方式である。ダンディー市では次のように、正規認定を要する3種と認定は要するが簡略認定の1種に分け、篤志里親から職業里親まで幅をもたせている。篤志里親以外には養育費に加え労働対価として報酬が支払われる。<sup>(8)</sup>

Foster Carer-Ace（国家職業資格専門里親で養育費・報酬を受ける）
Foster Carer-Fee（養育費と報酬の両方受ける里親）
Foster Carer-Allowance（養育費のみ受ける篤志里親）
Link Carer（親族里親—上記3種より認定が簡単でソーシャルワーカーも特別のリンク・ワーカーが担当する）

同市の制度の特質は、報酬は養育経験自体とする篤志里親の存在を前提に、報酬を受けるかどうか選択でき、治療技能をもつ専門里親も明確に位置づけている点である。同様の制度はダドリー市のレベル1・2・3の区分でも見られ、レベル3の職業里親は月額養育費約15万円・報酬26万円、合計41万円を受けている。<sup>(9)</sup>下表は里親ネットワークが勧告、自治体が規準とする年齢別一般里親養育費基準<sup>(10)</sup>である。

年齢区分	01年以降の週給養育費額	一般特別増額分
0 - 4	£92.82(月約73,600円)	・有給で2週間休暇旅行
5 - 10	£111.29(月約89,000円)	・クリスマス／宗教行事に1週間分加算
11 - 15	£143.43(月約115,000円)	・誕生日に1週間分加算
16以上	£185.78(月約15万円)	

里親再認定審査は里親サービス規則に基づき、ダンディー市では次のようになる（何年も委託なしで認定里親を続けることは英国では不可能である）。

Foster Carer-Ace : 認定後3カ月後に、その後は半年毎に  
Foster Carer-Allowance : 認定後6カ月後に、その後は年に一度  
Foster Carer-Fee : 同上

Link Carer (親族里親) : 適宜、不定期

## 5. 里親の募集・認定・研修・支援など

里親募集は里親委託チーム職員が常勤・非常勤で担当、地元マスコミや近隣ネットワークを活用、著名人やタレントの社会貢献を利用することも少なくない。関心を寄せる市民には里親募集パックを送付、予備面接が行われ、正式な認定志願へと進む。認定手順は『里親サービス規則』・「指導指針」で詳細に規定されている。コベントリ市家族委託チームの認定過程を一瞥してみよう。募集に応じた市民をSWRが予備家庭訪問し、以下の手順で進める。<sup>(11)</sup>

- ① 予備家庭訪問で関連事項を説明、できれば家族全員に同席してもらい、里親委託が全家族員の協力で行われることを確認する。
- ② SWRは育児経験・生活様式・動機等につき話し合い、社会福祉部の里親への期待、里親が期待の枠内で活動できるか、話し合う。
- ③ 里親となる潜在能力ありと判断できれば「準備グループ」に招く。これは6回の研修セッションで、里親が「安全かつ「専門的」に期待される役割（課業）を遂行する準備を行うことを目指している。
- ④ 「準備グループ」研修を終えれば、候補者に「専属」SWRが配置され、そのSWRが候補者宅を訪問、家庭内研修（自宅でSWRと勉強会）を通常6回行う。
- ⑤ 専属SWRが候補者家庭総合評価報告を作成、認定審査会（Fostering Panel）に提出。
- ⑥ 審査会は報告書を検討、勧告（結論）を出す。
- ⑦ 社会福祉部上級管理職が認定の最終決定を行う。申請から6カ月ほど時間をかける。複雑な問題が絡めばそれ以上日数をかける。

委託後は規則に基づき指導訪問を実施する。「1年目は委託後1週間以内、その後6週間毎、2年目以降は3カ月毎」が基準であるが、多くの自治体はこ

れ以上の頻度で訪問を行う。

研修は里親の専門性と直結、報酬と連動する重要な機会であり、篤志家の奉仕活動ではなく、専門研修を受けた社会的ケアの担い手として里親も位置づけられる前提条件である。このことを如実に示すのは、国家職業資格（NVQ）<sup>(12)</sup>の社会的ケア・初級レベルに里親業が実務経験と位置づけられる事実である。認定に伴う研修受講を端緒に、里親には自治体児童SWRに求められる専門職資格（Diploma in Social Work）と資格取得後上級研修への機会が開かれている。つまり、里親研修自体が社会的ケア担い手の専門職研修に通じており、里親職業化への可能性を含んでいるのである。

里親支援は里親委託チームに不可欠な機能であり、レスパイトから有給休暇旅行、24時間電話相談や自助会までさまざまな支援が行われ、育児ストレス・実親対応・里子の問題行動・緊急対応などで里親を支えている。先進事例には、ブラッドフォードの「里親支援ケアサービス」(危機状況回避のための早期ホームヘルプ派遣事業)、リヴァプールの「福祉・保健・民間非営利の各機関と里親」協働チームによる情緒・行動障害児委託事業、ストックポートの「法外年長里子用住宅建増補助事業」・「夜間外出を保障する認定子守派遣事業」、ウォリクシャーの「国家職業資格取得里親支援事業」等枚挙にいとまがない。<sup>(13)</sup>

## 6. 課題と展望—親族里親・私的里親・チョイスプロテクト計画

英国では委託先としてまず親族を含む家族（family）を考慮するよう法律が謳い（89年法23条）、実際認定里親の20-25%は親族である。しかし、親族里親は篤志里親待遇から脱皮できず、法定養育費全部を支払わぬ方針や短・長期委託で養育費に差をつける自治体策が、欧州人権規約違反に問われた

り<sup>(14)</sup>、いまだ親族委託への認識が専門家レベルでも徹底していない。他方、クオリティ・プロテクト計画が奨励する育成選択肢増大に親族委託が貢献する可能性は非常に高く、自治体の多くが親族委託促進専属 S W r (Kinship Care Development Worker) を任用し始めている<sup>(15)</sup>。他の課題は私的里親委託問題 (private fostering)<sup>(16)</sup>である。近年で最大の虐待死事件が私的里子に起こった影響であろう。とはいえ、保育資源対策や過密施設のガス抜きとしてしか里親制度を扱ってこなかった国とは違い、英国は戦後一貫した優先策として里親制度を積極的に位置づけてきた。5年間のクオリティ・プロテクト計画が完了し、ブレア政権は「里子により安定した生活を保障することを目指した新たな国家プロジェクト」たるチョイス・プロテクト (Choice Protects) 計画<sup>(17)</sup>を策定、開始した。同計画は里親の募集採用・報酬・研修・支援、独立委託機関、里親の役割と位置づけなど制度の基盤を戦後最大の規模で徹底的に見直しており、新たな英国の児童福祉に貢献する里親制度の青写真を描き出すこととなるであろう。

注

- (1) Hill M.(1999) *Signposts for Fostering: Policy, Practice and Research issues*, BAAF, p.67
- (2) John Stroud ed.(1973) *Services for Children and Families*, Pergamon Press, p.78
- (3) Home Office(1964) *The 9th Report on the Work of the Children's Department 1961-1963*, HMSO, p.3 内務省の里親委託推進の具体的動向に関しては、ホルマン『社会的共同親と養護児童：イギリスマンチェスター市の児童福祉実践』(津崎・山川訳) 明石書店、2001年、pp.150-159に詳しい。
- (4) クオリティ・プロテクト計画については、拙稿「90年代児童養護施策の失敗とクオリティ・プロテクト計画」『世界の母性と児童』49号、資生堂社会福祉事業財団、2000年、pp.28-30、「児童福祉の新たな展開：英日児童福祉施策の比較検討」佛教大学通信教育部編『21世紀の社会福祉をめざして』第8章、ミネルヴァ書房、2002年、pp.167-191、「英国児童福祉改造 (クオリティ・プロテクト) 計画と『社会的共同親』理念」『養育研究第14号：英国における児童福祉の現状Ⅱ』小舎制養育研究会、2002年、pp.9-27参照。その後の英国クオリティ・プロテクト計画の進展と成果については、英国保健省クオリティ・プロテクト計画課による次の文書を参照。Diana Robbins/DoH QP Division (2001) *Transforming Children's Services :An Evaluation of Local responses to the QP Programme Year 3*, Department of Health, UK
- (5) 以上は次の諸資料に基づく統計である：Department of Health (2002) *Children looked after in England:2000/2001*, Scottish Executive (2001) *Children Looked After in the Year to 31 March 2000*, Wales Office (2000)

- Promoting Health for Looked After Children*, Northern Ireland Office (2001) *National Statistics:Children's Services ; Looked After Children*
- (6) 2002 No.57 Social Care, England, Children and Young Persons, England, *The Fostering Services Regulations 2002*
- (7) National Foster Care Association (1997) *The Organisation of Fostering Services :a study of the arrangements for delivery of fostering services in England*, pp.17, 33, 37
- (8) Dundee City Council (2001) *Foster Care Strategy 2001*, p. 18 この施策文書は拙訳『現代里親委託戦略：英国自治体里親委託開発の実践と展望』英国ソーシャルワーク研究会翻訳資料No.15として2003年3月刊。
- (9) 小舎制養育研究会、上掲書、p.97 同誌にはダドリー市の里親委託の現状が詳しく紹介されている。
- (10) Fostering Network (2001) *Foster Care Finance and Minimum Allowances 2001*, p.35
- (11) Coventry City Council (2001) *Children's Services Planning for 2002*, p.28
- (12) National Vocational Qualification, NVQ：国家があらゆる技術職に対して行う職業技能の国家認定制度であり、技能レベルに従って資格の段階付けが違ってくる。ソーシャルワークなど専門職研修にはいる前段階の資格として普及してきている。Ann Weal(2001) *The Foster Carer's Handbook*, Russell House Printing, pp.14-15
- (13) Department of Health (2002) *Choice Protects : Major Review of Fostering and Placement Services*, pp.2-3
- (14) マンチェスター市など少なからぬ自治体がかかる方針を実施、裁判を起され敗訴している (青山学院大学法学部許末恵教授からの資料提供)。Kinship Careについては、Broad B.ed.(2002) *Kinship Care*, Russell House Printing が最も詳しい。Weal A. ed. (2000) *The Companion to Foster Care*, Russell House Publishing, pp.99-107 によれば、英国ではネットワーク・ケアという用語も使われている。
- (15) Broad B. op. cit., p.159
- (16) 私的里親研究には最近刊行された次の2冊が優れている。Bob Holman (2002) *The Unknown Fostering*, Russell House Printing, Terry Philpot (2002) *A Very Private Practice*, British Agencies For Adoption & Fostering
- (17) Department of Health (2002) op. cit., p.15

#### キーワード：クオリティ・プロテクト計画

1997年に復帰した新労働党 (ブレア) 政権の社会福祉現代化策の一環として、18年間の新保守主義政権が大幅に後退させた児童福祉制度を再建する国家計画のこと。1998年から5年間に8億8千5百万ポンド (約1770億円) 投入、育成委託児を社会的排除の犠牲者にしない自治体施策の目標達成 (委託変更削減、愛着経験保障、育成選択肢増大、ケアリーヴァー支援、育成委託児の教育達成改善等) を支援、実績が評価された。

# 韓国における家庭委託保護 制度の現況に関する一考察

日本子ども家庭総合研究所 嘱託研究員 趙 恩 鋌  
日本社会事業大学大学院 博士課程

## 1. はじめに

今日、親の死亡や離婚、疾病、失業による家族崩壊、虐待、遺棄などにより一時的または長期的に家族から離れて社会の保護を必要とする児童が増加している。このような児童のための保護措置の一つとして「家庭委託保護制度」<sup>1)</sup>がある。家庭委託保護制度とは、保護者が一時的または長期的に児童を養育することができない場合、あるいは養育することが適当ではない場合などに児童の成長発達のための健全な家庭を選定し、一定期間、代理養育する事業である。

過去アメリカやイギリスなどの欧米では、保護を必要とする児童のための保護方法として施設保護を実施したことがある。しかし、施設保護が児童の性格の発達や行動にマイナスの影響を及ぼすいくつかの問題により施設保護が徐々に制限され、現在は施設保護がほとんどなくなり、主に家庭委託保護を実施している。一方、韓国の場合は、まだ施設保護のほうが主流になっており、政府が支援している家庭委託保護事業は数少ない状況である。韓国では主に民間入養（日本；養子縁組）機関で、入養する前の児童を対象とする臨時家庭委託保護が中心になって展開されてきた。ところが、2000年改正児童福祉法の中で、家庭委託保護事業の重要性などが明示されたことにより、家庭委託保護事業に対する制度的な素地が確立される根拠となり、政府の支援が本格化

される転機となったといえる。

本稿では、改正児童福祉法及び家庭委託保護事業の法的根拠に基づいて、韓国での家庭委託保護事業の現況を検討し把握した上、今後の課題を提示したい。

## 2. 家庭委託保護事業の法的根拠

韓国の家庭委託保護事業の法的根拠は次の通りである。

まず第1は、改正児童福祉法の第10条第1項第2号、第3号及び同法施行令第5条、第9条、第10条などがその関連条項である。第10条第1項第2号では、家庭委託保護を必要とする児童の場合、保護者または代理養育を望む縁故者に対してその家庭で保護養育ができるように必要な措置をする代理養育と、第3号では、児童の保護を希望する者に要保護児童の保護を委託する委託保護に分けて規定している。第2は、国民基礎生活保障法第4条第3項、第5条第3項、第7条、第10条及び同法施行令第5条などの関連条項をみると、要保護児童（受給者）の住居がない場合、その住居で保護の目的を達成することができない場合及び要保護児童が特に希望する場合などには、要保護児童を保護施設または他人の家庭に委託し保護を行うことができると定めている。第3は、医療保護法第4条及び同法施行規則第3条によると、委託児童は医療保護1種を受けるこ



とができると定めている。第4は、入養促進及び手順に関する特例法第23条第2項及び同法施行令第12条では、国家及び地方自治体は入養機関の運営費と生活保護法により支給される保護金品以外に、家庭委託保護費用を補助することができると定めている。

### 3. 民間機関による家庭委託保護事業の現況

韓国の児童福祉は、戦争という歴史的な背景により施設保護と入養事業（主に海外入養）が児童保護の中心となってきた。韓国では1960年代初め海外の入養が活発になるとともに、民間機関では海外に児童を入養する前に一般家庭で臨時委託保護したことが家庭委託保護事業の始まりとなった。主に初期の家庭委託保護は1歳未満の幼児を対象にし、委託期間も入養が結ばれる約5カ月未満の限定された期間となっていた。その大部分は一つの家庭に児童一人を委託することを原則とし、児童養育に必要なすべての費用及び委託親への手当てについては、委託を依頼した機関から支給される方法で運営され、政府からの補助はまったくなかった。家庭委託保護事業を実施している代表的な民間機関の現況は次の通りである。

#### (1) 「ホルト児童福祉会」

1955年から始まった「ホルト児童福祉会」は、韓国の代表的な入養専門機関と言える。「ホルト児童福祉会」は、入養する前の児童を対象とし、一時保護の形の家庭委託保護事業を実施している。特別に養育費及び委託親への手当てとして1日1万3千5百ウォン（10ウォン＝約1.1円）と、養育物品を支給している。また、児童のための医療支援においては「ホルト児童福祉会」の指定病院を無料で利用できることにしている。

#### (2) 「聖家庭入養園」

1990年代から本格的に家庭委託保護事業を実施し

ている「聖家庭入養園」は、特別に‘愛の親’という名のもとで家庭委託保護事業を展開している。‘愛の親’は、ほかの家庭に入養され、生来の親と永遠に別れることを防止し、生来の親が再び児童を養育することができるように手助けをすることを目的としている。委託児童のための支援としては、養育費及び養育物品を支給している。ただし、養育費は一律的ではなく、児童及び委託家庭の状況によって異なる。特に貧困家庭の親が一時的に養育困難に陥った場合の委託が多い。

#### (3) 「韓国福祉財団」<sup>(2)</sup>

「韓国福祉財団」は、1999年から‘希望の巣’という名を付け、ソウル、釜山（プサン）、仁川（インチョン）、済州（ジェジュ）地域を中心に家庭委託保護事業を実施している。この事業のための政府補助はなく、現在公営放送局であるKBSの「愛のリクエスト」で募金されている特別支援基金に頼っているところが大きい。委託児童のための支援として養育費月20万ウォンを支給しており、これは医療費、教育費などを含めたものである。別に児童傷害保険料、緊急状況による支援金も支給している。また、「韓国福祉財団」は特別に委託親のための事前教育と定期教育を年1回実施している。

#### (4) 「韓国里親協会」

「韓国里親協会」は、1998年発足され、特に‘里親’という名のもとで家庭委託保護事業を展開している。委託児童らは、主に親の死亡、離婚、別居、失業などの家庭の児童として、実親の依頼を通して預けられる場合が多い。本協会では0歳から15歳未満の児童と制限してはいるが、18歳までは養育が可能である。委託児童のための支援として教育費、医療費の全額を支給している。それ以外養育費、養育物品及び委託親への手当てなどは支給していない。特別に委託家庭の資格基準の中で、「韓国里親協会」で行っ

ている予備里親養成教育過程を必ず履修しなければならないとの条件がある。「韓国里親協会」は家庭委託に対する積極的な広報とともに、家庭委託保護事業の体系を整えていくことに先駆けて事業を展開してきた。

#### 4. 政府による家庭委託保護事業の現況

##### (1) 政府による家庭委託保護事業の沿革

政府が中心となって家庭委託保護事業を初めて実施したのは、1988年仁川（インチョン）と光州（クァンジュ）の2カ所の広域市を対象とした「家庭委託保護モデル事業」であった。当初、政府の意図としてはモデル事業を先頭に1991年から全国へ家庭委託保護事業を拡大していく方針であったが、委託家庭に対する経済的支援や行政的な準備の不充分によって所期の目的を達成せず1994年中断されてしまった。

その後、政府はまた新たに1999年から家庭委託保護事業に力を注ぎ始めた。特に、「少年少女家庭」に選定され支援を受けている児童のうち、扶養義務者でない親族の家庭に同居しながら保護を受けている場合、家庭委託保護に転換して支援している。

##### (2) 家庭委託保護事業の基本的方向

2002年度保健福祉府「児童福祉事業指針」によると、家庭委託保護事業の基本的方向を次のように示している。家庭委託保護事業は、要保護児童を一時的に保護・養育を希望する家庭に委託養育することによって家庭的な雰囲気の中で健全な社会人として育てることをその目的としている。特に、15歳未満または親の疾病、家出、虐待などによる短期保護が必要な児童を優先対象として選定し実施している。家庭委託保護の類型としては、親族（扶養義務者である場合；例えば直系血族、2親等以内）による代理養育家庭、親族（扶養義務者でない場合）による

委託家庭、一般人による委託家庭に分けられる。

委託家庭の選定基準になる基本的な条件として、①委託を受けたい者及びその家族の中で、犯罪、家庭内暴力、児童虐待、アルコール・薬物中毒などの前歴がないこと、②委託家庭として適当であるかどうかについて家庭調査を行う時に近隣住民から確認すること、③家庭委託に必要な教育を履修すること（韓国里親協会、韓国福祉財団などでの教育）、ただ、親族による代理養育家庭及び委託家庭の場合には事後教育履修ができる。④一般人による委託家庭の場合には、結婚して児童を育てた経験がある家庭を原則とし、公立児童相談所または2人以上の近隣住民の推薦を受けること、委託家庭の児童は自分の児童を含め4人を超えないことが条件である。

委託児童のための支援として、委託された児童が国民基礎生活保障法による受給者である場合、生計、教育、医療などの該当給付を支給する。ただし、委託保護児童に扶養能力がある扶養義務者が存在している場合でも、委託児童と実際扶養義務者間の実質的な家族関係が断絶状態にある場合には、邑・面・洞<sup>⑤</sup>の社会福祉専担公務員と協議して給付を実施する。また基本的に、委託家庭には国民基礎生活保障受給可否に関係なく、「養育補助費」という名目の下で児童一人当たり月6万5千ウォンを支給する。2002年児童福祉予算によると、家庭委託保護運営のための国家補助は、2,835百万ウォン<sup>⑥</sup>であった。2002年9月保健福祉府が発表した「庶民生活向上のための補完対策」‘少年少女家庭の生活安定支援の拡大’の内容によると、15歳未満児童世帯の場合、家庭委託保護を積極的に実施するため、2003年には全国16カ所の「家庭委託支援センター」を設置、運営する計画であると示している。

このような動きは、政府の家庭委託保護サービス提供に対する施策の第一歩と見なされ、家庭委託保

護事業が施設保護サービスに代わって、21世紀韓国児童福祉の施策として定着するであろう。

## 5. 今後の課題

### (1) 家庭委託保護事業に関する特例法制定の必要性

家庭委託保護事業の重要性が改正児童福祉法に明示されたことによって、家庭委託保護事業に対する素地が確立される根拠となったといえるが、委託対象児童の選定と委託家庭の基準、委託家庭及び児童に対する指導監督、財政的な支援などにより具体化された規定が制定されなければならない。従って、入養促進及び手順に関する特例法のような家庭委託保護に関する特例法の制定が必要である。

### (2) 家庭委託保護事業を担当する機関と委託親に対する定期的な教育支援の必要性

委託親としての資格がある家庭を調査し、教育し、持続的な委託家庭に対するケースマネジメントが行われるように、委託児童と委託家庭を管理する専門担当機関が必要である。また、そこでは児童を養育しながら発生しうる問題、委託家庭内で起こりえる変化、主養育者間の心理的な負担などに対して正確に対処できるよう、委託親に対する定期的な教育支援を行うべきであると考えられる。

2003年設置・運営の計画である「家庭委託支援センター」がこのような役割を専門的に担当することができるように、政府は十分な支援をしなければならない。

### (3) 委託家庭に対する経済的支援の拡大

養育補助費月6万5千ウォンの支給というのは非常に少ない支援である。さらに、児童が国民基礎生活保障受給者でない場合は、生計費、教育費、医療費などの児童養育に必要な費用が一切支給されず、委託家庭がすべての費用を負担しなければならない状況である。

従って、今後は児童が国民基礎生活保障受給者であるかないかにかかわらず、委託家庭が経済的に負担が生じないように養育補助費の引き上げ及び児童養育に必要な生計費、教育費、医療費のような費用など、より拡大された経済的支援が必要である。

### (4) 家庭委託に対する認識の変化

韓国では伝統的な血縁中心の思考によって家庭委託が発展できなかっただけでなく、他の家庭の児童を保護できるという代理的な保護サービスの認識が極めて低いため、気軽に家庭委託を申し込むことがとても困難な状態である。従って、家庭委託保護に対する認識の変化のために多面的な広報活動が必要である。

#### 注

(1)家庭委託保護制度 (Forster Home Care)；日本では里親制度という。韓国の制度名称については韓国で使われている名称のままを使用した。例えば、日本語では委託親⇒里親、入養⇒養子縁組として考えられる。

(2)「韓国福祉財団」はすでに「韓国子ども財団」時代から家庭委託保護事業を遂行してきた。特に、1990年7月からはソウル及び2カ所の広域市に各1-2家庭ずつ委託家庭を選定し家庭委託保護事業を実施してきたが、1994年以後は実績がなかった。その後、「韓国子ども財団」は「韓国福祉財団」に代わって、1999年から新しく家庭委託保護事業を実施している。

(3)韓国の行政区域の単位である。(日本：市町村)

(4)国家補助2,835百万ウォンというのは、4,600人を対象に月6万5千ウォンを支給するものである。これは2001年の1,594百万ウォンより77.8%増加したものである。

#### 参考文献

(1)Huh, Nam-soon, 「韓国の児童福祉法」, 『家庭委託養育と児童福祉法』, 小花出版社, 2002

(2)Jeon, Jae-il · Park, Young-joon, 「家庭委託保護の実態と活性化の方向性に関する研究」, 『Journal of Social Welfare Development』, Vol.8, No.1, 2002

(3)保健福祉府, 「2002年度児童福祉事業指針」, 2002

#### キーワード：少年少女家庭

少年少女家庭 (2000年9月「少年少女家長世帯」より「少年少女家庭」と改称)とは、親の死亡、疾病、心身障害、家出、離婚などによって満18歳未満(余儀ない場合に限り20歳まで認定可能)の少年少女だけの世帯で、家庭生活を送れるよう政府の保護が必要な生活保護対象者選定基準に適合した者の家庭を意味する。これは児童健全育成事業の一つとして1985年から始まった事業である。

# フィリピンの里親養護の 実際

城西国際大学経営情報学部  
福祉環境情報学科 教授 おお たに 大谷リツ子

## 1. はじめに

1974年にフィリピンの極貧状況に直面して1975年に国際精神里親運動（日本の里親がフィリピンの里子を経済的、精神的に支援する運動）を発足したとき、人口は約4,000万と言われていた。その後1990年代に6,000万になったと聞いて驚いた。フィリピン国家統計局発表の2000年度人口は7,500万であり、2002年新聞記事によると8,000万となっていた。驚くべき急激な人口増加である。

フィリピンの社会・経済構造は、富者優先のものであり、富の分配が極めて不平等である。そのため貧富の格差はさらに拡大し、国策である貧困の撲滅は進められていない。その背景には人口の急増に追いつかない経済状態がある。すなわち経済成長と人口増加のアンバランスが極めて大きいということである。

2000年度発表によると1日1ドル以下で生活する人々は12.7%、2ドル以下45.9%となり、最貧困層は人口の58.6%になる。1975年当時、貧困層は70%と言われていたが、それから変化なく内容はむしろ悪化していると言える。

そのような貧しさの中では親族関係、地縁関係の人々の相互扶助なしには生きられない。公的扶助のない社会の大家族制度の中で、少しでも余裕のある家族が一族の者を助ける。多くの兄弟姉妹の上の者が下の者を助けるという、これは一族の間でインフォーマルな親族里親養護が実践されていたことになる。

## 2. 里親養護に関する法律

フィリピンの里親養護は大統領令第603号「児童青少年福祉法」（1974年12月10日制定、以下P D 603と略す）の中に規定されている。この法律は、第I総則、第II児童青少年福祉と家庭、第III児童青少年福祉と教育、第IV児童青少年福祉と教会、第V児童青少年福祉と地域、第VI児童青少年福祉と「サマハン」（労働組合）、第VII児童青少年福祉と国家、第VIII特別な配慮の必要な児童、第IX児童青少年福祉協議会、終章から構成され、第IIの第6章に里親養護の規定がある。その内容は、第67条里親家庭—里親家庭は、必要の生じたときに社会福祉省（DSWと略す）、あるいは正式に認可された民間福祉団体（NGOと略す）によって選ばれ、指導監督を受けるものである。里親家庭は既婚夫婦の家庭であり、夫・妻の性格、生育歴、里親を希望する動機、里親としての養育能力等について、十分に綿密な調査がなされた後にのみ認可される。

第68条入所施設養護—児童の里親家庭委託は、入所施設養護に優先されるものである。極めて緊急な事情のない限り9歳以下の児童は入所施設に措置されてはならない。もし児童についての十分な社会調査によって、里親養護よりも入所施設養護のほうがより有効であるという結果が出たならば、年長の児童は養護のために施設入所がよいかもしれない。

第69条デイケアサービスと、その他の親による養育の代替施設—（この部分は日本の保育所と同様なので省略する）。

第70条里親養護にある児童の処遇—里親養護にある児童に対しては、もし児童の親が生存しているのであれば、児童自身の親のようにできる限りの愛情と理解をもって接するようにしなければならない。里親養護は一時的な委託と認識して、児童を両親から遠ざけるものであってはならない、となっている。

以上のようにここには、里親養護の最も基本的な理念が明確に示されている。現在NGO 8団体、社会福祉開発省（DSWDと略す）の15地方事務所はこの法律を基に独自の細則に添って里親委託を実施している。それぞれの細則には多少の相違はあっても大筋においては同一である。いずれも綿密な家庭調査、動機の確認をし、NGOの推薦と共に申請書類をDSWDに提出し、DSWDより里親家庭認可許可証を得た後にNGOの個有のサービスで里子を委託している。

### 3. 里親養護の実際

#### (1) 社会的背景

PD603によって1974年に里親制度は規定されているが、記録によると実践はかなり後になる。それまでは親に育てられない子どもたちの多くは、大家族制度の相互扶助の中で育てられていたものと考えられる。

1980年代の経済成長に伴う急速な工業化、近代化、情報化によって、フィリピン社会は今までにない変化を経験した。その結果、文化的、民族的伝統、規範、価値観も変化し多くの問題を生ずるようになった。遺棄、放任、虐待、少年非行、青年犯罪、暴行、児童売春、児童近親相姦、児童労働と搾取等の問題が発生し、親に育てられることのできない子どもたちが、いまだかつて経験したことのないほど急増した。特に1970年代から出現し始めたストリートチルドレンは、1980年代には都市では全児童数の2～3%、45,000人から50,000人になる。

このような子どもたちの危機的な状況に対し、海外に本部のあるNGOがフィリピンに支部を設置し

資金的援助をして、家族福祉、地域開発を目標にしたNGOが発足した。これらのNGOはDSWDから正式に認可を受け、所属するソーシャルワーカーたちは、親に養育されない子どもたちを代替家庭としての里親家庭に委託する努力をしていた。

フィリピンの里親養護には、NGOが政府機関に先んじて実践に移したという特長がある。1980年代、1990年代に活発に里親委託をしていたのはNGO 5団体で、その中の2NGOは海外からの資金によって委託した里親家庭に、独自に手当を支給している。しかし金額については明らかではない。

#### (2) 実践例

##### A. 親族里親（キンシップ ケア）

フィリピンの子どもたちの深刻な危機的状況に対し、1996年頃から「親族里親」の概念が出始めていた。1997年よりDSWDはパイロットプロジェクトとしてこの実施のためにNOFIL（Norwegian-Filipino Foundation、ノルウェーより資金を得て1983年、社会の基礎である家庭の強化を目的として設立、DSWDより正式に認可を得たNGO）に補助金を出した。

フィリピンでは親族の範囲は極めて広い。血族、婚姻による姻族、さらにカトリックの洗礼式、献身礼式、結婚式の証人であるゴットファーザー、ゴットマザーとその親族までが含まれるので非常に広範囲にわたる。親族里親としては五親等（はとこ）までが対象となっている。

経済的社会的状況の変化と貧困によって、ストリートチルドレンを含む要保護児童が急増した頃、その子どもたちにとって最もよい対策として考えられたのは、まったく未知の人ではない顔見知りの親族に育てられるということであった。親族里親の利点としては、子どもが親族家庭には適応しやすいこと、親族の関係であるから生みの親との関係を保つことが容易であること、関係を保ちやすいので家庭復帰も容易であることが挙げられる。里親養護の目的である家庭復帰を達成するためには親族里親が望

ましいが、親族同士は同じような経済的状况にある家庭が多いので、経済的援助は必要である。

親族里親も一般の里親家庭と同じ申請手続きをとり、家庭調査をして必要条件を満たしているときのみ（特に動機が重要視される）親族里親として認可され、初めて子どもを引き受けることができる。NGOは養育家庭としての訓練、継続的なワーカーの指導、家庭訪問、その他種々の支援をして親族里親を助成している。家庭復帰のための生みの親に対する教育も比較的容易に行われ、親族家庭でのモニター、生みの親の生活状況のモニターも、教育、訓練も充分になされる。そして経済的援助があれば親族里親は数も増えるであろうし非常に効果的であり、多くの場合、兄弟姉妹が親族里親で養育されている。

## B. ストリートチルドレンの里親養護

これもフィリピンの里親養護の特長である。貧困のゆえに家庭機能が崩壊し、子どもたちは路上に流れ出し、都市では子どもの全人口の2～3%が路上で生活している。その子どもたちの75%は家族との関係を維持している。20%は家族はいるがほとんど関係を持っていない。残りの5%は家族との関係は全然なく、完全に遺棄された子どもたちである。この子どもたちの生活は非常に悲惨なものであり、遺棄、放任、虐待のため日常生活の基本的習慣はまったく身につけておらず、

反社会的行為、売春行為、犯罪行為などを繰り返している。健康状態も悪い。

このような子どもたちこそ1対1の家庭的な愛情が必要であるとして、1995年NGOは里親養護を開始した。里親希望者に対しては、委託する前に充分に子ども

たちの行動を理解するための準備教育と訓練をし、里親は指導を受けながら養育している。

里親家庭は高収入の家庭もあるが、低収入の家庭の方が子どもたちの生まれた家庭環境に近いので、適応はよいようであり、経済的援助があればより効果が期待できる。対象となる子どもの年齢は5～9歳、さらに10代の子どもたちも含まれているが、養育の非常に困難な子どもたちなので、充分に愛情を与え、社会に受け入れられる行動の規範、価値観を示す能力のある専門里親を養成して委託している。

## C. 委託費

いままでの文献にはDSWDの定めた里親委託費について明記されているものは見当たらない。NGO、DSWDの地方事務所の財源によって、独自に支給していると思われる。

1995年のDSWDの調査によると、146里親家庭の中、支援金月100～500ペソは20家庭、501～1,000ペソは56家庭、1,001～1,500ペソは4家庭、支援金なしは27家庭、返答なしは39家庭となっている。他の資料によるとNOFILがストリートチルドレンの里親家庭に毎月1,540ペソの援助をしている。また別のNGOの最新のパンフレットには、里親養護は月2,494.16ペソ、これに対し入所施設養護は月3,041.68ペソ必要であるから、施設養護のほうが費用のかかることを強調している。

表1. 里親養護委託児童数 (1995—2001年)

地区名	1995		1996		1997		1998		1999		2000			2001		
	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男子	女子	男女	男子	女子	男女	男子	女子	
合計	306	326	216	276	218	432	171	261	338	159	179					
NCR(マニラ)	84	100	94	27	33	161	62	99	15	1	14					
CAR(バギオ)	12	8	1	8	17	17	7	10	6	2	4					
I(サンフェルナンド)	10	4	12	23	20	52	25	27	75	40	35					
II(カガヤン)	6	—	1	8	9	19	5	14	29	6	23					
III(パンパンガ)	11	8	3	2	1	1	—	1	7	3	4					
IV(アラバング)	12	48	28	30	9	22	12	10	22	10	12					
V(レガスピ)	6	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—					
VI(イロイロ)	8	23	2	3	10	5	2	3	34	13	21					
VII(セブ)	25	28	14	63	31	29	8	21	28	17	11					
VIII(タクロバン)	31	29	4	15	17	14	6	8	23	10	13					
IX(サンボアンガ)	9	22	13	25	19	49	19	30	31	18	13					
X(カガヤンデオロ)	48	29	18	39	17	14	5	9	9	3	6					
XI(ダバオ)	41	25	20	16	32	33	13	20	56	34	22					
XII(コタバト)	3	—	3	9	—	11	4	7	1	1	—					
CARAGA(ゲア)	—	2	3	8	3	4	3	1	2	1	1					

2000年8月、共和国議会、第11国会第三定例会に共和国法第12031号として提案して、現在なお保留になっている「遺棄、放任、その他心身に障害のある児童に対し、適切な養育の場を提供する里親養護の強化、普及に関する条令」の説明の中には、DSWDは里親家庭に毎月3,500ペソ支給しているが、入所施設養護では正規の専任職員の人件費を除いて1人の子どもに月5,100ペソが費やされているから、里親養護のほうがはるかに費用がかからないと主張している。条令の中には第14節「費用」の項目があり、「年間3千万ペソを毎月の里親委託費及び医療費、入院費にあてるようにDSWDの児童福祉プログラムに計上する」となっている。また第11節「支援サービス」の項目には「里子養育をしている家庭は年収から里子1人につき8,000ペソを差し引くことができる」という税法にかかわる項目もある。しかしこの条令は現在保留になっているので、委託費の実情は明らかでない。

国家経済状態から里親養護に関する予算も充分でないため、NGOのパンフレットには、教育費として1月300ペソ、食費として500ペソ、予防接種、医療費等として500ペソ、その他ミルク、衣料、靴、スリッパなどの日常物品の寄付要請が記載されている。また委託費なしの里親希望者募集の説明もなされている。

#### 4. おわりに

フィリピンの里親制度は、国連児童権利宣言、児童の権利に関する条約、PD603児童青少年福祉法に明記されている「家庭で育つ子どもの権利」の保障という基本理念の上に立って、国際的に規定されているガイドラインに添ったNGOのワーカー達の地道な実践によって進められてきた。この活動が起爆剤となって行政を動かしたと言えよう。

1980年代里親委託を行っていたDSWDの地方事務所は2カ所、NGOは5団体であったが、2001年度では全地方事務所15カ所、NGOは8団体となっ

ている。地方事務所で委託した里子数は表1で示すとおり増加の傾向にある。この他に8 NGOは全体で毎年少なくとも300人余の里子を委託しているということであった。

NGOは里親申請に関する一切の書類に推薦書を添えてDSWDに提出し、DSWDより里親家庭許可証を得るという手続きをとるが、NGOは政府機関と同じ権限を持って里親希望者の開拓から、準備教育、訓練を行い、よい養育ができるように民間団体ならではのきめ細かなサービスを展開している。

NGOは里親養護による要保護児童の脱施設化を目標に、政府機関と連携して里親制度の充実に努力しているが、現在直面している大きな問題は、要保護児童は急激に増加しているのに里親希望者の開拓が困難であることと、財源の不足である。低収入家庭でも里親養護の意義を認め意欲のある家庭は多いので、経済的支援があれば希望者は確実に増えると考えられる。委託費の規定のある共和国法第12031号の実施をNGOは政府機関に働きかけている。

委託費なし、あるいは少ない委託費で里子を養育している里親達は、国家財源が国家の発展のために使われるので里親養護予算の少ないことを容認し、「子どもにとって優しい国家」を作るという国家目標に向かい、国家のパートナーとして大人の責任を果たし、虐待の悪循環と貧困の世襲を中断するという使命感、達成感、満足感が支えになっているという。脱施設化を目指し、困難な状況の中で里親を支え指導し、里親に力をつけているワーカー達の先駆的な働きに対しても敬意を表するものである。

注  
ペソ・円の平均換算率1995年：1ペソ=4.0円、2001年：1ペソ=2.4円

#### キーワード：フィリピンの親族里親（キンシップ ケア）

フィリピンは伝統的に大家族制度の社会で、親族間の精神的、物質的な相互援助によって貧困層の人々も生存することができた。1996年より社会福祉開発省は、この親族の結びつきを要保護児童の養育に活用して親族里親を奨励し、民間福祉団体NGOがこれを実行に移して効果をあげている。親族里親には五親等（はとこ）までを含み、血族、姻族、カトリックの洗礼式、献身式、結婚式の証人のゴットファーザー、ゴットマザーの親族までを含み広範囲にわたる。

## ジャングルにおける子育て

浜松医科大学医学部 教授 <sup>あん め と き え</sup>安梅勅江

## 1. カメルーンのジャングルにおける子育て環境

カメルーンはアフリカの中央、大西洋に面した熱帯の国です。

2002年8月、ほぼ一月にわたりジャングルの中でピグミー（手足の短い人、という蔑称なので、以下族名を使います）のひとつ、バカ族と一緒に生活しました。

バカ族の子どもたちの生活環境は、われわれから見ると極めて過酷な状況です。

まず、水も電気もない生活を想像してみてください。朝起きて顔を洗うことも、歯を磨くこともできません。水はとても貴重です。遠い川まで汲みに行き、重い水を運ばなければなりません。

トイレ。その辺の草むらにします。紙は葉っぱです。でも葉っぱの中でも触れればかぶれるものがたくさんあります。むやみに使うと大変なことになります。もちろん手を洗うなんて夢にも思いません。バカ族の子どもはオムツを使わず、「そのまま」です（写真1）。

コーヒーを沸かそう、なんてとんでもないことです。1食分の薪を確保するのに1本1本木を切り、乾かして、20キロもある重いかごを背負って集めなければなりません。大きな木を男性が切り、細かく分けたり運んだりするのは女性の仕事です。小さな体に大きなかごを背負います。5歳ぐらいから子どもたちも小さな籠を背負って手伝います（写真2）。食事はできるだけ1回炊けばすむように、ごった煮

と、あとは灰を利用した焼き物にします。

問題は食料です。いつも動物が捕れるとは限りません。捕れない時は1カ月でも葉っぱや野生の山芋ですごします。

もちろん冷蔵庫はありません。捕れた時にはすぐ料理しないと2、3日でウジだらけになってしまいます。罨にかかったぴんぴんのカモシカの解体作業を見ましたが、ものすごいハエです。まっくろ。これがみんな卵を産んでいるのです。その卵と一緒においしくいただくわけです。

ここでの食事は、「食べられるときにできるだけ食べる」が鉄則です。今度はいつ食べられるかわかりません。3度3度の規則的な食事が健康だなんて、まったく意味を持たないのです。

病気があるので、生肉は食べません。現にエボラ出血熱などは、動物から感染するとされています。自然の生活の知恵で、危険なものはきちんと回避しています。また、蟻のような燃える樹液を集めて、どんなときでも火種を絶やさないように工夫しています。

入浴。水も電気もなければ熱いシャワーなど夢物語です。黒くにごった泥臭い川で水浴びします。底はぬるぬるした泥で、見えないので何がいるかわかりません。洗濯物は洗えば洗うほど茶色くなります。それでも森の中で何日も入れないよりずっとマシです。茶褐色の冷たい流れが、だんだん極楽に思えてきます。



## 2. 子育てには危険がいっぱい

ここでもうひとつ想像してみてください。日本にいる私たちは、ほとんど考えたことすらないでしょう。イメージすることさえむずかしいかもしれません。それは「常に命を脅かす」自然の脅威です。

いつマラリア蚊が襲ってくるかわかりません。実際に一緒に行った院生はマラリアにかかり、40度以上の高熱を発しました。幸い予防薬と即刻の治療で、3日ほどで熱は下がりましたが。ほとんどの子どもはマラリアに感染します。そして運がよければ生存します。

太ももほどの太さのある巨大な毒蛇、ガボンバイパー。その辺にいくらかでもいます。急所をやられたら即死でしょう。あやしいほど美しい迷彩色をしています。その他にも毒蛇の種類は多く、よく見かけます。バカ族の人たちは、どんなに小さな蛇でも、マシエツという刀のような道具で見つければ即刻頭を切り落とします。「すべて毒蛇と思え」という生活の知恵です。もちろん体はおいしくいただけます。ちょうど油ののった鶏肉といったところでしょうか。子どもたちも常にマシエツ様のものを持ち歩き、外敵に備えます。

サソリ。大きいものは20cmぐらいになります。バカ族の子どもが足の親指を小さなさそりに刺されて治療を求めてやってきました。猛烈に痛いそうです。われわれの持っている薬ではどうしようもありません。

小さいので命には別状はないものと、気持ちだけ足首を包帯できつく縛って大丈夫、と帰りました。

サファリアリ。これは波のように隊列を作って進むアリの大群です。ひとたび足を踏み入れると、体中に群がり噛まれて大変なことになります。さしずめジェラシックパークの小型肉食恐竜のようなものでしょうか。小さくても大群に襲われるとひとたまりもありません。兵隊アリは1cmぐらいと大きく、あごの力は強力です。通ったあとは白骨化した死体が残るほどの「大群の力」を持っています。

毒を持った昆虫や植物は子どもたちの遊ぶ場所すべてに数多くいます。また野生の動物も侮れません。命がけで向かってくることもあります。カモシカ、サル、ゴリラ、象など。川辺にもワニ、デンキナズ、毒とげを持つ魚など。

現実的に最もよく起こるのが大木の落下と転倒で

### ② 小さな籠を背負って手伝う子どもたち



③ 劣悪な環境下で生まれる子どもたち

### ① オムツを使わず、そのまま





④葉っぱでできた小さな家

⑤互いに慈しみあって生きる子どもたち

す。風が吹くとバカ族の子どもたちはとても怖がります。あちこちでミシミシ、バカーンと大きな音がして、大きな枝が折れて落下したり、大木がいきなり根こそぎ倒れたりするのです。直撃されたら即死です。

そして病気。この衛生状態では何が起ころうとも不思議ではありません。実際にバカ族の部落で去年は7人の子どもが生まれましたが3人が亡くなったそうです(写真3)。生まれた子どもにはすぐに名前を付けません。1年ぐらいたってから付けます。ちなみにバカ族の人たちには年齢はありません。文字や暦がないので、何歳かはわからないのです。自然の営みを目安に生活しています。

みな細い紐のようなものをお守りに体に巻いています。子どもの健やかな成長を願う親の気持ちはいずこも同じです。部落の皆で子どもたちを育てる感覚です。子どもたちは自然に徒党を組んで、大人の真似事をしてダンスを踊ったり、芋ほりをしたり、弓鉄砲で鳥を狩ったりします。

体中に化膿した吹き出物を持つ子どもや、傷口からの化膿が悪化して足を切断した子どもがいます。マラリア、結核、破傷風、狂犬病、肝炎、エイズ、黄熱病等、あげればきりがありません。われわれは抗生物質や抗マラリア薬など持って行きましたが、頼りはそれだけです。病院は100kmも離れた村。車のない状態では行くこともできません。30kmほどの、も

う少し近くにあった診療所は、薬がなくなったため閉鎖してしまったそうです。

### 3. みんなで支えあう子育て

狩猟採集で生計を立てるバカ族の人々の生活は、きわめて自然体です。ゾウやシカなどの狩りをして、共同体みなどで仲良く獲物を分かち合います。子どもたちでさえ、あげた飴玉をみんなで「まわし舐め」します。まちがいなく感染症は広がりますが。

自然から生まれ、自然に帰っていくと信じる人々の、モノやトミにとらわれない生活。葉っぱでできた小さな家(写真4)と、必要最小限の持ち物だけで移動しながら狩猟します。自然の脅威を素直に受け止め、自らの生活をそれにびったり寄り添う形で何千年も崩さずにきた人々です。「生きること」、「新しい生命を育むこと」が最も重要な価値で、そこに誇りを持っています。子どもたちも大人たちも、輝く瞳がとても魅力的です。

圧倒的な自然の力の前で、生きながらえている者同士が、互いに慈しみあう共生社会。身体の不自由な者も、考えることがゆっくりな者も、みな生きている限り差別区別なく、精一杯役割を果たします(写真5)。子どもから大人まで、「共に生きる」community sense of prideに満ちています。

「みんなで支えあう子育て」の原点をみせてくれた旅でした。

編  
集  
後  
記

児童福祉法が制定され、法に基づいた里親制度が確立して半世紀以上が経過した。保護者がいない、または家庭での養育が不適切であるため保護を必要とする子どもへの社会的養護の方法として、施設と里親は二大柱あるいは車の両輪といわれている。しかしわが国で里親制度は発展せず、車の両輪どころか全面的に施設に偏り、現在では里親に委託されている子どもは養護児童の6%にすぎない。

さて子どもの養育をめぐる問題は特別な環境におかれた一部の家族の問題ではなく一般化すると同時に、他方ではより問題が複雑多様化し、児童虐待は増加の一途をたどっている。児童相談所や一時保護所も、乳児院、児童養護施設も満杯で、より個別的、専門的な養護を求めている子どもやその家族への対応が危機的状況になっている。このようななかで昨年10月、里親制度がはじめて大きく改定された。これは画期的なことである。そこで本号の企画は「社会的養護としての里親」を特集テーマとすることにした。

本誌前号(53号)は「児童養護と子どもたち」を特集テーマに掲げ、児童養護に関わる実践と課題を幅広く取り上げた。今回はそれをうけて里親に焦点を絞り、社会的養護のあり方を再度検討することを試みた。

改定された制度の内容や課題を中

心においてはいるが、これまでの里親養護の実践を十分にふまえた上で、新しい里親制度が今度こそは社会に受け入れられしっかりと根を張り育っていくことを願い、多くの方に執筆いただいた。里親や里親会、里子としての経験をもつ方々からは貴重な生の声をお寄せいただいたこと、厳しい条件のなかで長年にわたり里親の発展に尽力されている方々からは新制度への期待や危惧されることなど鋭い指摘をいただいたこと、海外の里親状況を紹介いただいたことなどは、これからの実践に生かされていくにちがいないと思う。

ところで新制度が施行された矢先の昨年11月に、乳児院から3歳になる女の子を里子として受け入れた里母が、その子どもを虐待死させるとい痛ましい事件が発生した。愛情と熱意を持って里親となったことは間違いないと思うが、それだけでは愛着障害のある子どもの養育はできない。里親研修やいつでも相談にのり支援できる体制、里親が孤独におちいらぬように里親同士の仲間づくりやレスパイト、児童相談所や施設との連携などが一人ひとりの里親にきっちりと結びつくようにしていくことが緊急課題であろう。

ベッテルハイムがすでに40年前に『Love Is Not Enough』を著し、この現代という複雑な環境のもとで、子どもを健康に育て上げるには愛情に加えて、さらにどんなことが必要なのかを明らかにしなければならないと述べている。子どものいのちを守り、健やかな成長発達を保障する社会的養護の重要な方法である里親の実践に、これまで以上の関心を向けていきたい。

(担当編集委員 瀧口佳子)

〔編集委員長〕

かた おか れい こ  
片 岡 玲 子  
城西国際大学経営情報学部  
福祉環境情報学科教授

〔編集委員〕

まつ ばら やす お  
松 原 康 雄  
明治学院大学社会学部  
社会福祉学科教授

やす かわ みのも  
安 川 実  
聖霊愛児園園長

いわ どう み ち こ  
岩 堂 美 智 子  
大阪市立大学大学院  
生活科学研究科教授

たき ぐち けい こ  
瀧 口 桂 子  
東海大学健康科学部  
社会福祉学科教授

だ て なお とし  
伊 達 直 利  
旭児童ホーム施設長

いけ だ  
池 田 マリ子  
資生堂社会福祉事業財団  
事務局長

(敬称略)

編集事務局：井出厚子

MOTHER  
AND CHILD  
WELLBEING  
AROUND THE WORLD

VOL.54 2003-4

世界の児童と母性

年2回発行

2003年4月1日発行

編集・発行者

財団法人資生堂社会福祉事業財団  
東京都中央区銀座7丁目5番5号  
電話03-3574-7408 〒104-0061  
ファクシミリ 03-3289-0314  
URL: <http://www.zaidan.shiseido.co.jp>

印刷所 成旺印刷株式会社  
東京都港区芝2-1-28

再生紙使用

---

MOTHER AND CHILD  
**WELLBEING** 財団法人 資生堂社会福祉事業財団  
AROUND THE WORLD

---